14.7
634ハ

0007192000
0007192-000
②
14．7－634ハ

改正恩給法精解

上原秋三・著

岩波書店

新訂版
昭和１８

ABH

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第６７条の規定に基づき、平成１２年３月２３日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

宮内省圖書寮

上原秋三著

新訂版

改正 恩給法精解

附舊法令及恩給金庫法解說

岩波書店刊行

昭和十八年十月 宮内省圖書寮

14 7
634ハ

第五刷について

第五刷には第四刷刊行後に於ける法令の解説及び例規類を補遺ノ五として追加した。

昭和十七年十二月

著者

第四刷の序

昭和十三年の恩給法改正、恩給金庫法の制定、昭和十四年の恩給法の小改正に伴ひ之を收めて解說を加へたのが第四刷である。恩給法の改正の解說は之を本文に組入れて書直すのが本當であるが稿を起すと殆ど同時に早く書けとの督促に接したり印刷の都合があつたりしたし、それに改正後當分は別に纏めて書いて置く方が改正法に昵むのに都合がよいとも思はれるので適當の機會に本文に組入れることとし今回は取敢ず補遺ノ三、四として載せることにしそれに前版以後の法令の改正に關係のない新事項を補遺ノ二として加へた。索引の訂補も後の機會に讓ることにした。併し卷末の條文對照恩給法恩給種類別一覽表は特に初學者の利用が多いと思ひ訂正して置いた。恩給金庫法の解說は恩給法と密接の關聯があるから之を本書に錄した次第である。

昭和十四年九月

著者

增訂版の序

本書初版發行當時は恩給法中改正法律の施行後日が淺かつた爲解說を充分にすることの出來ぬ部分が尠からずあつたことであり又其の後新しく生じた問題も甚だ多く且訂正變更せねばならなくなつた點も出來たので百頁內外に亙つて手を入れ書加へたり書直したりして玆に增訂版を出すことになつた。第九、二二、二四、四二、四四、四六、四六ノ二、五二、五八、五九ノ二、六一、八〇、附則九の各條、癈兵親族扶助料、索引等は其の主たるもので殊に最重要なる恩給基礎俸給算出方法に關する第五九條ノ二の解說は大部分書改めた。本文に手を入れた後更に加へねばならなくなつた點や印刷の都合上本文中に入れ難い點が若干あつたが之は卷末に補遺として附加へた、本文中欄外上部に㊟印を附して此の補遺の加入すべき所を示すことにした。尙恩給法を一覽的に大觀し讀者の研究せんとする事項に應じて必要な條文の索出に便ならしめる爲卷尾に恩給法恩給種類別一覽表を添へた。著者が常に最新の資料と解釋とに立脚して本書を實用的たらしめんと努力してをることを認めて頂けるならば增訂の目的は達せられる次第である。

昭和十一年五月

著者

緒言

大正十二年十月一日に恩給法が施行されてから恩給に關する法規は恩給法と恩給法施行前の舊法令卽所謂『從前の規定』とに二大別され而して此の『從前の規定』は恩給法第八十四條に依り形式的には廢止されたが實質的には同法第八十五條、第九十條、第九十九條、恩給法中改正法律附則第十七條乃至第十九條等に依り現在猶適用されつつあり大正十二年九月三十日以前の履歷を有する者の恩給關係は『從前の規定』なくしては處理し得ぬ場合が非常に多いのである。仍て著者は數年前から恩給法と『從前の規定』とを併せ說いた一書を編み度いと念願してゐたが偶々本年の恩給法改正に際會し數年來の懸案たる恩給法改正問題が一段落を告げたので此の機に其の豫ての念願を實現することになつた、本書の發行が卽是である。

恩給法に付ては努めて詳細に說明し成るべく多くの例を擧げて〔例說〕の下に說いた、關係法令も紙數の許す限り抄錄解說するに努めた、而して讀者の便を計り活字を大小に區別し大體に於て大活字の部分を讀めば大意をさとり小活字の部分をも讀めば精通し得るが如く仕組んだ心算であり尙全卷を通讀せずして細部を摘出し得るやう卷尾に索引を添へた。

緒言

本書は要するに新舊法に亙る複雜多岐な恩給問題を解決するに必要な法規と其の解説とを一書に纒めて實用的且つ便利な手引たらんことを旨としたものである、幸に幾分でも著者の微意が認められて裨益する所があれば本懷の至りである。

昭和八年十二月　　洗足池畔にて

著者誌す

目次

昭和八年法律第五〇號に依る恩給法中改正の要點と改正後の恩給法……一
イ　改正の要點……一
ロ　改正後の恩給法……五
昭和八年勅令第二三六號恩給法施行令中改正ノ件に依る改正の要點と改正後の恩給法施行令……五一
イ　改正の要點……五一
ロ　改正後の恩給法施行令……五三
其の他の改正法令及改正關係法令……九四
恩給法
第一章　總則……九五
第一條　恩給を受くるの權利……九五
第二條　恩給の種類……九七

第三條　年金恩給給與の始期及終期……九八
第四條　恩給金額の圓位未滿切上……一〇〇
第五條　恩給請求權の時效……一〇一
第六條　時效の中斷第一……一〇四
第七條　時效の中斷第二……一〇五
第八條　恩給の選擇二重給與回避……一〇六
第九條　年金恩給權の一般的消滅原因……一一一
第九條ノ二　年金恩給受給權調査……一一六
第一〇條　未給與恩給の遺族への給與……一二一
第一一條　恩給權の處分禁止……一二五
第一二條　恩給權の裁定……一三四
第一三條　恩給に關する權利侵害の救濟＝具申、訴願、行政訴訟……一四〇
第一四條　裁決の羈束力……一四八
第一五條　恩給審査會……一四九
第一六條　恩給の負擔……一五一
第一七條　恩給の負擔分擔……一五四

第一八條　地方經濟納金及國庫交付金……一七三
第二章　公務員……一七六
第一節　通則……一七六
第一九條　公務員及準公務員……一七六
第二〇條　文官、準文官……一七七
文官に關する從前の恩給法規及解說……一七九
第二一條　軍人、準軍人……二〇二
軍人に關する從前の恩給法規及解說……二〇八
第二二條　教育職員、準教育職員……二三七
教育職員に關する從前の恩給法規及解說……二五二
第二三條　警察監獄職員……二八五
警察監獄職員に關する從前の恩給法規及解說……二八七
第二四條　待遇職員……待遇職員一覽表……三〇三
第二五條　就職の意義……三二二
第二六條　退職の意義……三二六
第二七條　準公務員の就職退職……三三三

第二八條　在職年の計算諸則……三三四
第二九條　併有官職の在職年計算……三四〇
第三〇條　軍人、警察監獄職員普通恩給年限計算上の換算率……三四二
第三一條　削除……三四五
第三二條　戰爭從軍加算、事變從軍加算……三四六
第三三條　外國の交戰擾亂地內勤務加算……三五三
第三四條　戒嚴加算……三五六
第三五條　鎭戍加算……三五七
第三六條　航空加算……三五八
第三七條　潛水艦加算……三六〇
第三八條　邊陬不健康地加算不健康業務加算……三六一
第三九條　遠洋航海加算、艦隊準戰訓練加算……三七二
第四〇條　加算の方法……三七五
第四〇條ノ二　休職、歸休等の期間の半減計算……三七七
第四一條　在職年の除算……三八〇
第四二條　宮內職員及準公務員在職年の通算……三八六
第四三條　準公務員在職年の計算方法……三九三
第四四條　俸給の意義、俸給の合算……三九四
第四五條　普通恩給、一時恩給給與要件……四〇三
第四六條　增加恩給給與要件、爾後重症……四〇五
第四六條ノ二　傷病年金……四一四
第四七條　準公務員に增加恩給又は傷病年金を給する要件……四一八
第四八條　公務傷病と看做さるる場合……四二一
第四九條　公務傷病の原因、不具廢疾の程度、傷病年金の程度、公務傷病に關する規定適用上の階等……增加恩給、傷病年金、傷病賜金程度金額一覽表……四二六
第五〇條　有期の增加恩給……四三九
第五一條　恩給資格喪失原因……四四一
第五二條　恩給給與始期に關する特例……四四六
第五三條　退職當時宮內職員在職者に恩給不給……四五三
第五四條　普通恩給の再任改定……四五四
第五五條　普通恩給、增加恩給の再任改定の方法……四五九
第五五條ノ二　傷病年金の再任改定……四六二

第五六條　增額せざる改定……四六四
第五七條　宮內職員恩給の改定……四六五
第五八條　恩給の再任停止、處刑停止、年齡停止、多額所得停止……四六六
第五九條　公務員の恩給納金……四七九
第二節　恩給金額……四八五
第五九條ノ二　退職前の俸給年額、俸給月額……四八五
第六〇條　文官の普通恩給……五〇一
第六一條　准士官以上の軍人の普通恩給……五〇八
第六一條ノ二　下士官以下の軍人の普通恩給……五一六
第六二條　教育職員の普通恩給……五一八
第六三條　警察監獄職員の普通恩給……五二三
第六四條　待遇職員の普通恩給……五二五
第六四條ノ二　一時恩給受給に因る普通恩給額控除、再任返還……五二六
第六五條　增加恩給の年額……五三四
第六五條ノ二　傷病年金の年額……五三六
第六六條　傷病賜金の要件、金額……五三八

第六七條　文官、教育職員、待遇職員の一時恩給……五四二
第六八條　准士官以上及下士官の一時恩給……五四四
第六九條　削除……五四六
第七〇條　警察監獄職員の一時恩給……五四七
第七一條　削除……五四八
第三章　遺族……五四九
第七二條　遺族の範圍……五四九
第七三條　扶助料順位……五五一
第七四條　未成年の子、夫、成年の子、養子の扶助料資格……五五五
第七五條　扶助料年額、加給扶助料年額……五五九
第七六條　扶助料の失格原因……五六一
第七七條　扶助料權の停止……五六三
第七八條　次順位者の申請に基く扶助料の行政處分に依る停止……五六五
第七九條　扶助料停止期間中の轉給……五六六
第八〇條　扶助料權の喪失原因……五六七
第八一條　兄弟姉妹の一時扶助料……五七〇

第八二條　一時恩給に相當する一時扶助料……五七二
附則
第八三條　施行の期日……五七六
第八四條　恩給法施行の日より廢止された法令……五七七
第八五條　恩給法施行前の恩給の處置……五八三
第八六條　第五條乃至第七條の遡及適用……五九七
第八七條　從前の規定に依る恩給等を本法施行後第一〇條に依り給す……五九九
第八八條　從前の規定に依る裁定及裁決の處置……六〇〇
第八九條　小學校教員恩給基金の處置……六〇二
第九〇條　從來の在職年の計算法……六〇五
第九一條　植民地在勤加算……六二九
第九二條　國境警備加算、理蕃加算……六三五
第九三條　海軍警吏補の通算要件……六四六
第九四條　統監府巡査補、朝鮮總督府巡査補の通算要件……六四八
第九五條　臺灣總督府巡査補の通算要件……六五一
第九六條　大正九年七月三一日以前より休職、待命中の者の恩給額……六五二

第九七條　第四六條第Ⅱ、Ⅲ、第五四條第Ⅰ3、Ⅱの遡及適用……六五五
第九八條　第四八條は本法施行前の傷病罹患者に適用せず……六五七
第九九條　削除……六五八
第一〇〇條　從前からの扶助料に對する恩給法施行後の處置……六七〇
第一〇一條　從前の年金たる恩給の更正……六七五
第一〇二條　明治四三年、四四年俸給令改正前退職者の恩給額更正……七〇三
第一〇三條　屯田兵現役期間の遡及通算……七一四
第一〇四條　本法施行事項の勅令委任……七一七
附則（昭和八年法律第五〇號）
第一條　昭和八年法律第五〇號施行期日……七一八
第二條　改正法不遡及の原則、例外……七二〇
第三條　施行當時繫屬中の傷病の程度に關する行政訴訟……七二二
第四條　團體納金は個人納金と同時に增率す……七二三
第五條　改正法施行前の在職年の計算……七二五
第六條　第四〇條ノ二の經過的不適用……七二六
第七條　昭和九年三月三一日以前の賑恤金、傷病賜金給與事由發生の者に傷病年金を給す……七二七

第八條　年齢停止規定の適用特則……七三一
第九條　恩給納金の改正規定の適用……七三二
第一〇條　基礎俸給に關する特例……七三七
第一一條　改正法施行前年限到達者の普通恩給……七四〇
第一二條　改正當時休職、再服役中の者等の普通恩給……七四四
第一三條　第六四條ノ二の規定の不遡及……七四六
第一四條　加給扶助料に關する規定の遡及適用……七四七
第一五條　警察監獄職員退隠料權者に關する第八五條第一項に對する特則……七五一
第一六條　植民地加算要件たる在勤年數改正規定適用の經過的特則……七五九
第一七條　全額再任停止の經過的適用……七六〇
第一八條　非全額停止在職年の通算關係……七六三
第一九條　恩給法施行後退職の教育職員等の在職年通算……七六七
傷兵親族扶助料、一時扶助料……七七七
執達吏恩給……七八一
恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律及其の施行勅令……七八四
恩給請求手續問答……請求書書式……八一〇
恩給裁定官廳、經由廳、支給廳等の恩給關係手續……八二八
恩給の支給其の他國庫支辨の恩給の受給者の心得置くべきこと……八四〇
朝鮮總督、臺灣總督、州知事、廳長、關東長官の管掌する恩給の給與細則……八五九
地方恩給裁定廳の恩給支給等の手續……八六六
特別會計の恩給負擔……八六九
減俸前後俸給額對照表……八八六
恩給總額累年比較表……九〇一
補遺……一―二〇
補遺ノ二……二一―三二
補遺ノ三（昭和一三年恩給法中改正法律）……三三―一〇二
補遺ノ四（昭和一四年恩給法中改正法律）……一〇三―一〇六
補遺ノ五（昭和一五年及一六年恩給法中改正法律等）……一〇七―一八四

目次

恩給金庫法……一八五—二二八
索引……一—二六
條文對照 恩給法恩給種類別一覽表

昭和八年法律第五〇號に依る恩給法中改正の要點（條文引用）と改正後の恩給法（舊條文對照用）

イ 改正の要點

(一) 普通恩給年限の延長

原則として二年宛延長され文官（六〇條）（國務大臣は七年（六〇條））、教育職員（六二條）及待遇職員（六四條）は一七年に、准士官以上の軍人（六一條）は一三年に、警察監獄職員（六三條）は一二年になつた。

例外として下士官以下の軍人（六一條ノ二）だけは一年延長して一二年になつた。

又此の年數に對する恩給算出率は基礎俸給の一五〇分の五〇であるから從前に比し下士官以下の軍人は一五〇分の一、其の他の公務員は總て一五〇分の二宛減少した。

併し昭和八年九月三〇日迄に從來の普通恩給年限に達した者は改正法施行後即同年一〇月一日以後何時退職しても特に普通恩給を給される、但し恩給算出率及基礎俸給は改正法に據る（附則一一條）。一〇月一日前から休職中、再服役中等の者にして一〇月一日以後其の期間終了に依り從來の普通恩給年限に達するものに付ても亦同じ（附則一二條）、此の場合には其の期間の半減計算（四〇條ノ二）を爲さぬ（附則六條）。

(二) 基礎俸給の變更

原則として恩給額算出の基礎俸給を退職前一年内に受けた俸給の總計とした（五九條ノ二）。例外として二年以上同一俸給を受けて後退職前一年内に昇給した場合及公務傷病に因る恩給の場合には一級又は一割五分だけ（五九條ノ二）、又同種公務員として二〇年以上勤續し特殊の事情を認められる場合には二級又は三割だけ（附一〇條）退職一年前から昇給した者と看做して基礎俸給を決定する（軍人に付ては五九條ノ二を見よ）。

（三）一時恩給及一時扶助料の最短年限

一時恩給及一時扶助料は三年以上勤續した者にのみ給することにした（六七、六八、七〇、八二各條）。

（四）公務員の恩給納金の新設及增率

昭和九年四月一日以降に昇給したり就職したりすると文官、中等程度以上の教育職員及待遇職員は納金を俸給の一〇〇分の二に增率せられ、軍人（兵を除く）、小學程度の教育職員及警察監獄職員は新に俸給の一〇〇分の一の納金を納付することになつた（五九條）（附則九條）。

（五）教育職員の通算停止關係の一般化（第九九條の廢止）

恩給法第九九條を廢止して教育職員と他の公務員との在職年の通算を認め恩給停止關係も他の公務員と同樣にした、但し從前の差額給與の利益を受けた在職年の不通算等種々の經過規定を設けた（附則一七、一八、一九各條）。

（六）公務傷病者の遺族の扶助料の一時的加給

公務起因死亡者及增加恩給受給者の遺族扶助料は死亡の時より五年間は一〇分の三を加給することになり（七五條）、改正法施行迄に五年を經過せざる者には遡つて適用し改正法施行後の殘期間だけ加給することにした（附則一四條）。

（七）傷病年金の新設

傷病賜金中第一款乃至第四款を傷病年金に改正し且下士官以下のみならず一般公務員にも給することにした（四六條ノ二、六五條ノ二、附則一條、附則七條）。

（八）失權原因の改變

イ）在職中の職務に關する犯罪に依り禁錮以上の刑に退職後に至つて處せられても失權することになつた（九條、四一條）。

（ロ）從來は六年以上の懲役禁錮に處せられると失權したのを二年を超ゆる禁錮以上に改めた（九條）。

（ハ）扶助料受給者たる遺族が事實上婚姻關係に入つた場合には恩給審査會の議を經て失權せしめ得ることになつた（八〇條）。

（九）一時恩給の再任返還

改正法施行後に一時恩給を受けた者再就職して普通恩給を給せらるべき場合には前退職より再就職迄の期間に應じ普通恩給の幾分を減ずる、但し一定割合の金額を返還すればそれでもよい（六四條ノ二）。

（一〇）普通恩給の年齡に因る停止

增加恩給又は傷病年金と併給せらるる場合の外普通恩給は三五歲までは六分の一、四〇歲までは八分の一だけ停止される（五八條一項三號）。此の規定は改正法施行前から受給の普通恩給及改正法施行當時在職者の退職後の普通恩給に適用せぬが施行後に再任すると再任改定に依る增加部分に付て適用する（附則八條）。

(二) **多額所得者の普通恩給の停止**

普通恩給年額千圓以上の者恩給と合して六千圓を超過する所得ある場合には其の超過額の二割を停止する、但し恩給年額の二割を超えて停止することなく且支給年額を千圓未滿にすることはせぬ（五八條一項四號）、此の改正は昭和九年四月一日から施行するが施行前に給與事由の生じた恩給にも適用する（附則一條、附則二條）。

(三) **加算規定の改正新設**

植民地在勤加算の要件たる在勤期間を文官、教育職員、待遇職員は四年、軍人は一年、警察監獄職員は三年に延長（九一條、附則一六條）。遠洋航海加算を在職一月に付三分の一に減じ、一年以上引續き編隊艦船に乘じて上陸制限の下に準戰訓練に服した海上勤務の公務員に一月に三分の一月を艦隊準戰訓練加算として加算することにした（三九條）。

(四) **休職、歸休等の期間の半減計算**

改正法施行後の休職、停職、歸休、待命等の期間は半減したものを在職年とする（四〇條ノ二、附則五條）。但し是等が昭和八年一〇月一日前から進行中の場合は舊に依る（附則六條）。

(四) **恩給法第八五條に對する巡査退隱料の特例**

大正一二年九月三〇日以前に退隱料を受けた巡査、警部補等が引續き警部等の文官になり昭和八年九月三〇日までに退職した場合に前後の在職年を通算した利益な文官恩給に改定することになつた（附則一五條）。

(五) **受給權調査**

二年に一回宛恩給權の存否を調査し恩給の過誤拂を防止することになつた（九條ノ二）。

(六) **行政訴訟範圍の縮少**

公務傷病の程度に關しては出訴出來ぬことになつた（一三條二項但書、附則三條）。

(七) （既得恩給に付て） 昭和八年九月三〇日までに退職して發生した恩給權即所謂既得權に付ては改正法は何等の變改を加ふるものでなく改正法に依て恩給の基礎年限を律したり恩給率や基礎俸給を改正法で改めて減額の爲更正したりするやうなことは一切せぬ、但し既得恩給でも多額の所得があると第五八條第一項第四號の改正規定で停止されることがあるのみである（附則二條）。

ロ 改正後の恩給法

傍線の右側の文字は改正前の法文を示す但し右側に掲出し難い法文、表又は削除せられた法文は括弧内に掲げた。傍線のみで右側に又は括弧内に文字なきは改正法又は其の後の法律で新に追加せられた法文である。

恩給法（大正一二年四月一四日法律第四八號 改正昭和八年四月一〇日法律第五〇號）（各大臣 副署）

第一章 總則

第一條 公務員及之ニ準スヘキ者竝其ノ遺族ハ本法ノ定ムル所ニ依リ恩給ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第二條 本法ニ於テ恩給トハ普通恩給、增加恩給、傷病年金、一時恩給、傷病賜金、扶助料及一時扶助料ヲ謂フ

普通恩給、增加恩給、傷病年金及扶助料ハ年金トシ一時恩給、傷病賜金及一時扶助料ハ一時金トス

第三條　年金タル恩給ノ給與ハ之ヲ給スヘキ事由ノ生シタル月ノ翌月ヨリ之ヲ始メ權利消滅ノ月ヲ以テ終ル

第四條　恩給年額竝一時恩給及一時扶助料ノ額ノ圓位未滿ハ之ヲ圓位ニ滿タシム

第五條　恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ給スヘキ事由ノ生シタル日ヨリ七年間請求セサルトキハ時效ニ因リテ消滅ス

第六條　普通恩給、增加恩給又ハ傷病年金（又ハ增加恩給）ヲ受クルノ權利ヲ有スル者退職後一年內ニ再就職スルトキハ前條ノ期間ハ再就職ニ係ル官職ノ退職ノ日ヨリ進行ス

前項ノ規定ハ普通恩給、增加恩給又ハ傷病年金（又ハ增加恩給）ヲ受クルノ權利ヲ有スル者退職後一年內ニ第四十二條第一項第一號ニ規定スル宮內職員トシテ就職シタル場合ニ付之ヲ準用ス

第七條　時效期間滿了前二十日內ニ於テ天災其ノ他避クヘカラサル事變ノ爲請求ヲ爲スコト能ハサルトキハ其ノ妨碍ノ止ミタル日ヨリ二十日內ハ時效完成セス、

時效期間滿了六月內ニ於テ前權利者生死若ハ所在不明ノ爲又ハ未成年者若ハ禁治產者法定代理人ヲ有セサル爲請求ヲ爲スコト能ハサルトキハ請求ヲ爲スコトヲ得ルニ至リタル日ヨリ六月內ハ時效完成セス

時效期間滿了前ニ適法ニ請求書ヲ發シタルコトノ通信官署ノ公證アルトキハ時效期閉內ニ權限アル官公署ニ到達セサルモ之ヲ時效期間內ニ到達シタルモノト看做ス

第八條　公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族互ニ通算セラレ得ヘキ在職年又ハ同一ノ傷病ヲ理由トシテ二以上ノ恩給ヲ併給セラルヘキ場合ニ於テハ其ノ者ノ選擇ニ依リ其ノ一ヲ給ス但シ特ニ併給スヘキコトヲ定メタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族互ニ通算セラレ得ヘキ在職年又ハ同一ノ傷病ヲ理由トシテ本法ニ依ル恩給ト宮內官ノ恩給規程ニ依ル恩給トヲ給セラルヘキ場合ニ於テ宮內官ノ恩給規程ニ依ル恩給ヲ給セラレタルトキハ本法ニ依ル恩給ハ之ヲ給セス

第九條　年金タル恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ權利消滅ス

一　死亡シタルトキ

二　死刑又ハ無期若ハ六年以上ノ二年ヲ超ユル懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキ

三　國籍ヲ失ヒタルトキ

在職中ノ職務ニ關スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ因リ禁錮以上ノ刑（陸軍刑法又ハ海軍刑法ニ依ル一年未滿ノ禁錮ノ刑ヲ含マス）ニ處セラレタルトキハ其ノ權利消滅ス但シ其ノ在職カ普通恩給ヲ受ケタル後ニ爲サレタルモノナルトキハ其ノ再在職ニ因リテ生シタル權利ノミ消滅ス

第九條ノ二　裁定官廳ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ年金タル恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者ニ付其ノ權利ノ存否ヲ調査スヘシ

第十條　恩給權者死亡シタルトキハ其ノ生存中ノ恩給ニシテ給與ヲ受ケサリシモノハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ當該公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ遺族ニ給シ遺族ナキトキハ死亡者ノ相續人ニ給ス

第十一條　恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス

恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス但シ國稅徵收法又ハ國稅徵收ノ例ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十二條　恩給ヲ受クルノ權利ハ勅令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外內閣恩給局長之ヲ裁定ス

第十三條　行政上ノ處分ニ因リ恩給ニ關スル權利ヲ侵害セラレタリトスル者ハ處分後一年內ニ內閣恩給局長ニ具申シ其ノ裁決ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ裁決ニ不服アル者ハ裁決ヲ受ケタル日ヨリ六月內ニ內閣總理大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得但シ公務傷病ノ程度ニ付テハ出訴ヲ爲スコトヲ得ス

第一項ノ具申ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條　內閣總理大臣及內閣恩給局長ノ裁決ハ關係官廳ヲ羈束ス

第十五條　內閣總理大臣第十三條第二項ノ訴願ノ裁決ヲ爲ス場合ニ於テハ恩給審査會ニ諮問スヘシ

恩給審査會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條　恩給ノ負擔ハ左ノ區分ニ依ル

一　文官及準文官竝其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス但シ文官ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル者ノ一時恩給ハ最終ニ之ニ俸給ヲ給シタル者之ヲ負擔ス

二　軍人及準軍人竝其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス

三　朝鮮、臺灣及樺太ニ於ケルモノヲ除クノ外公立ノ小學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾唖學校及小學校及盲唖學校其ノ他ノニ類スル各種學校ノ教育職員及準教育職員竝其ノ遺族ノ恩給ハ其ノ學校又ハ幼稚園ノ所在地ヲ管轄スル府縣又ハ之ニ準スヘキ地方經濟之ヲ負擔ス

四　前號ニ規定スル者以外ノ教育職員及準教育職員竝其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス但シ在外指定學校職員ノ一時恩給ヲ除クノ外一時恩給ハ最終ニ之ニ俸給又ハ給料ヲ給シタル者之ヲ負擔ス

五　警察監獄職員及其ノ遺族ノ恩給ハ最終ニ之ニ俸給又ハ給料ヲ給シタル者之ヲ負擔ス

六　待遇職員及其ノ遺族ノ恩給ハ最終ニ之ニ俸給又ハ給料ヲ給シタル者之ヲ負擔ス但シ官國幣社ノ神職及其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス

第十七條　前條第一號、第二號又ハ第四號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ在職年又ハ第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受クルモノノ在職年中ニ第三號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ在職年又ハ第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサルモノノ在職年ヲ通算シテ國庫ヨリ恩給ヲ給スル場合ニ於テハ國庫ハ通算セラルヘキ在職年ニ應シ勅令ノ定ムル所ニ依リ恩給金額ノ分擔ヲ第三號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ニ恩給ヲ給スル者又ハ第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員ニ俸給ヲ給スル者ニ對シ請求スルコトヲ得

前條第三號、第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族ニ恩給ヲ給スヘキ國庫以外ノ者ハ其ノ恩給ノ基礎在職年中ニ第一號、第二號若ハ第四號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ在職年又ハ第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受クルモノノ在職年ヲ通算シテ恩給ヲ給スル場合ニ於テハ國庫ニ對シ其ノ通算セラルヘキ在職年ニ應シ勅令ノ定ムル所ニ依リ恩給金額ノ分擔ヲ請求スルコトヲ得

前條第三號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族ニ恩給ヲ給スヘキ者ハ其ノ恩給ノ基礎在職年中ニ他府縣又ハ之ニ準スヘキ經濟ノ管轄內ニ於テ在職シタル第三號ニ掲クル公務員又ハ之ニ準スヘキ者トシテノ在職年ヲ含

ム場合ニ於テハ當該他府縣又ハ之ニ準スヘキ經濟ニ對シ其ノ合算セラルル在職年ニ應シ勅令ノ定ムル所ニ依リ恩給金額ノ分擔ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ハ前條第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族ノ恩給ノ分擔及同條第三號、第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族ノ恩給相互ノ分擔ニ付之ヲ準用ス

第十八條　國庫ヨリ恩給ヲ給スルモ俸給ヲ給セサル公務員ニ俸給ヲ給スル者ハ其ノ俸給ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ但シ府縣費ヨリ俸給ヲ給スル文官、神宮司廳又ハ神宮皇學館ノ職員タル文官、在外指定學校及國庫ノ支辨ニ屬スル地方費ヲ以テ維持スル公立學校ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

國庫以外ノ經濟ヨリ恩給ヲ給スルモ俸給ヲ給セサル公務員ニ俸給ヲ給スル者ハ其ノ俸給ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ其ノ經濟ニ納付スヘシ

前項ノ經濟ニ對シテハ國庫ハ前項ニ規定スル納金額ノ二分ノ一ニ相當スル金額ヲ交付ス

第二章　公務員

第一節　通則

第十九條　本法ニ於テ公務員トハ文官、軍人、教育職員及警察監獄職員竝第二十四條ニ掲クル待遇職員ヲ謂フ

本法ニ於テ公務員ニ準スヘキ者トハ準文官、準軍人及準教育職員ヲ謂フ

第二十條　文官トハ武官又ハ宮內官以外ノ官ニ在ル者ヲ謂フ但シ勅令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラス

準文官トハ高等文官ノ試補、判任官見習及國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者ニシテ前項但書ノ規定ニ基ク勅令ヲ以テ指定セラレサルモノヲ謂フ

第二十一條　軍人トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

一　陸軍又ハ海軍ノ現役、豫備役、後備役又ハ補充兵役ニ在ル者

二　國民兵役ニ在ル者ニシテ召集セラレタルモノ及志願ニ依リ國民軍ニ編入セラレタル者

準軍人トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

一　陸軍ノ見習士官及海軍ノ候補生

二　勅令ヲ以テ指定スル陸軍又ハ海軍ノ學生生徒

第二十二條　教育職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

一　公立ノ學校、幼稚園若ハ圖書館又ハ在外指定學校ノ職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ルモノ及判任官以上ノ待遇ヲ受クルモノ

二　道府縣立師範學校長

前項ノ在外指定學校トハ在外國本邦人ノ爲ニ設置シタル學校ニシテ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定シタルモノヲ謂フ

準教育職員トハ官立又ハ公立ノ學校又ハ幼稚園ノ職員ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノヲ謂フ

第二十三條　警察監獄職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

一　警部補、巡査、陸軍警査、海軍警査、貴族院守衛及衆議院守衛

二　看守、女監取締、陸軍監獄看守及海軍監獄看守

三　判任官ノ待遇ヲ受クル消防手

第二十四條　待遇職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

一　判任官以上ノ待遇ヲ受クル神宮司廳職員、神宮神部署職員及官國幣社ノ神職

二　判任官以上ノ待遇ヲ受クル監獄ノ職員（前條第二號ニ掲クル者ヲ除ク）、感化院職員及矯正院職員（保健技師、保健技手、教師、教師、作業技手）

三　地方待遇職員令ニ依リ判任官以上ノ待遇ヲ受クル者ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ

四　前三號ニ掲クル者ヲ除クノ外國庫ヨリ俸給又ハ給料ヲ給スル待遇職員ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ

第二十五條　本法ニ於テ就職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一　文官ニ在リテハ任官但シ終身官タル文官ニ在リテハ任官ノ外復職

二　現役軍人ニ在リテハ任官又ハ入營若ハ入團、非現役軍人ニ在リテハ召集ニ依ル部隊編入又ハ志願ニ依リ軍人タル勤務ニ就クコト

三　教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命

四　警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其他ノモノニ在リテハ任命但シ巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手警部補ニ任シ又ハ警部補巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス

五　待遇職員ニ在リテハ任命

第二十六條　本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一　文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官、退官、失官ノ外退職

二　現役軍人ニ在リテハ現役ヲ離ルルコト、非現役軍人ニ在リテハ召集セラレタル者ニ付テハ召集解除志願ニ依リ軍人タル勤務ニ服スル者ニ付テハ解職但シ下士官准士官以上ノ軍人ト爲リタルトキハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ノ計算ニ關シテハ之ヲ退職ト看做ス

三　教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職又ハ失職

四　警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職又ハ失職但シ警部補他ノ官職ニ轉シ又ハ他ノ官ヨリ警部補ニ轉シタルトキハ之ヲ退職ト看做ス

五　待遇職員ニ在リテハ免職、退職又ハ失職

第二十七條　第二十五條第一號及前條第一號ノ規定ハ準文官ノ就職及退職ニ付之ヲ準用ス

第二十五條第三號及前條第三號ノ規定ハ準教育職員ノ就職及退職ニ付之ヲ準用ス

準軍人ノ就職トハ戰務、戒嚴地境內ノ勤務又ハ外國ノ鎭戍ニ服スルコトヲ謂ヒ退職トハ其ノ勤務ヲ終ルコトヲ謂フ

第二十八條　公務員ノ在職年ハ就職ノ月ヨリ之ヲ起算シ退職又ハ死亡ノ月ヲ以テ終ル

退職シタル後再就職シタルトキハ前後ノ在職年月數ハ之ヲ合算ス但シ一時恩給又ハ第八十二條ニ規定スル一時扶助

料ノ基礎ト爲ルヘキ在職年ニ付テハ前ニ一時恩給ノ基礎ト爲リタル在職年其ノ他ノ前在職年ノ年月數ハ之ヲ合算セス

退職シタル月ニ於テ再就職シタルトキハ再在職ノ在職年ハ再就職ノ月ノ翌月ヨリ之ヲ起算ス

第二十九條　公務員二以上ノ官職ヲ併有スル場合ニ於テ其ノ重複スル在職年ニ付テハ年數計算ニ關シ利益ナル一官職ノ在職年ニ依ル

第三十條　軍人又ハ警察監獄職員ノ恩給權ニ付其ノ在職年ヲ計算スル場合ニ於テハ准士官以上ノ軍人ニ付テハ十三年ニ達スル迄、下士官以下ノ軍人及警察監獄職員ニ付テハ十二年ニ達スル迄ハ軍人又ハ警察監獄職員以外ノ公務員トシテノ在職年ハ其ノ十分ノ七ニ當ル年月數ヲ以テ之ヲ計算ス

第三十一條　削除

〔第三十一條　警察監獄職員ノ恩給權ニ付其ノ在職年ヲ計算スル場合ニ於テハ十年ニ達スル迄ハ警察監獄職員又ハ軍人以外ノ公務員トシテノ在職年ハ其ノ三分ノ二ニ當ル年月數ヲ以テ之ヲ計算ス〕

第三十二條　公務員其ノ職務ヲ以テ從軍シタルトキハ左記各號ノ規定ニ依リ加算ス

一　戰地ニ在リテ戰務ニ服シタルトキハ從軍期間ノ一月ニ付三月

二　戰地外ニ在リテ戰務ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月半

前項ノ規定ハ公務員其ノ職務ヲ以テ戰爭ニ準スヘキ事變ニ際シ戰務ニ服シタル場合ニ付之ヲ準用ス

戰爭ノ期間及地域、戰務ノ範圍竝戰爭ニ準スヘキ事變ハ勅裁ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條　公務員外國ノ交戰又ハ擾亂ノ地域內ニ於テ危險ヲ顧ミス其ノ職務ヲ以テ勤務シタルトキハ在勤期間ノ一月ニ付二月ヲ加算ス

前項ノ外國ノ交戰又ハ擾亂ノ地域及期間ハ勅裁ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條　公務員戒嚴地境內ニ於テ危險ヲ顧ミス其ノ職務ヲ以テ勤務シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付二月ヲ加算ス

前項ノ場合ニ於テ其ノ勤務ノ場所カ內國ナルトキハ加算年ハ其ノ二分ノ一トス

第三十五條　公務員外國鎭戍ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月半ヲ加算ス

第三十六條　航空機乘員タル公務員其ノ職務ヲ以テ航空勤務ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付二月以內ヲ加算ス

第三十七條　潛水艦乘員タル公務員其ノ職務ヲ以テ在役潛水艦ノ勤務ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月ヲ加算ス

第三十八條　公務員其ノ職務ヲ以テ邊陬又ハ不健康ノ地域ニ引續キ一年以上在勤シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月以內ヲ加算ス不健康ナル業務ニ引續キ一年以上服務シタルトキ亦同シ

前項ノ地域相互間ノ轉勤ハ之ヲ引續キタル在勤ト看做ス

第一項ノ地域及業務ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十九條　海上勤務ニ服スル公務員其ノ職務ヲ以テ遠洋航海ヲ爲シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付三分ノ一月半ヲ加算ス一年以上引續キ編隊艦船ニ乘シテ上陸制限ノ下ニ準戰訓練ニ服シタルトキ亦同シ

前項ノ遠洋航海ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十條 第三十二條乃至前條ノ規定ニ依リ附スヘキ加算年ハ在職年ノ計算ニ付勅令ノ定ムル所ニ依リ實在職年ニ從トシテ之ヲ算入ス

加算年ヲ附スヘキ基礎在職年ハ加算事由ノ生シタル月ヨリ之ヲ起算シ其ノ事由ノ止ミタル月ヲ以テ終ル

二種以上ノ加算年ヲ附セラルヘキ期間ニ對シテハ最モ利益ナルモノニ依リ其ノ一ヲ附ス

第四十條ノ二 休職、待命、歸休、停職其ノ他現實ニ職務ヲ執ルヲ要セサル在職期間ニシテ一月以上ニ亘ルモノハ勅令ノ定ムル所ニ依リ在職年ノ計算ニ於テ之ヲ半減ス

第四十一條 左ニ掲クル年月數ハ在職年ヨリ之ヲ除算ス

一 普通恩給又ハ增加恩給ヲ受クルノ權利消滅シタル場合ニ於テ其ノ恩給權ノ基礎ト爲リタル在職年

二 第五十一條ノ規定ニ依リ公務員カ恩給ヲ受クルノ資格ヲ失ヒタル在職年

三 在職中二年（六年未滿）以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄ノ在職年月數但シ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄ノ在職年月數

四 公務員退職後在職中ノ職務ニ關スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ付陸軍刑法若ハ海軍刑法ニ依リ死刑、懲役刑若ハ一年以上ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ其ノ他ノ法令ニ依リ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ犯罪ノ時ヲ含ム引續キタル在職年月數

四 公務員ノ不法ニ其ノ職務ヲ離レタル月ヨリ職務ニ復シタル月迄ノ在職年月數

五 宮內職員トシテノ在職年月數ニシテ宮內官ノ恩給規程ニ依リ除算セラルヘキモノ

六 宮內職員トシテノ在職年月數

第四十二條 左ニ掲クル年月數ハ之ヲ在職年ニ通算ス

一 宮內官ノ恩給規程ニ依リ宮內官恩給權ノ基礎ト爲ルヘキ宮內職員トシテノ在職年月數

二 準軍人ノ在職年月數

三 高等文官ノ試補又ハ判任官見習引續キ公務員ト爲リタルトキハ公務員トシテノ就職ニ接續スル其ノ勤續年月數ノ二分ノ一ニ相當スル年月數

四 準教育職員引續キ教育職員ト爲リタルトキハ教育職員トシテノ就職ニ接續スル其ノ勤續年月數ノ二分ノ一ニ相當スル年月數

第四十三條 第三十二條乃至第四十條ノ規定ハ準軍人ノ在職年ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第四十條ノ二及第四十一條ノ規定ハ前條第一項第二號乃至第四號ノ規定ニ依リ在職年ニ通算セラルヘキ年月數ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第四十四條 本法ニ於テ俸給トハ本俸及之ニ準スヘキモノヲ謂フ

本俸ニ準スヘキモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

公務員二以上ノ官職ヲ併有シ各官職ニ付俸給ヲ給セラルル場合ニ於テハ俸給額ヲ合算シタルモノヲ以テ其ノ者ノ俸

給額トス

第四十五條　公務員所定ノ年數在職シ退職シタルトキハ之ニ普通恩給又ハ一時恩給ヲ給ス

第四十六條　公務員公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具癈疾ト爲リ失格原因ナクシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給及增加恩給ヲ給ス

公務員公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ失格原因ナクシテ退職シタル後五年內ニ之カ爲不具癈疾ト爲リ又ハ其ノ程度增進シタル場合ニ於テ其ノ期間內ニ請求シタルトキハ新ニ普通恩給及增加恩給ヲ給シ又ハ現ニ受クル增加恩給ヲ不具癈疾ノ程度ニ相應スル增加恩給ニ改定ス

前項ノ期間ヲ經過シタルトキト雖裁定官廳ニ於テ恩給審査會ノ議ニ付スルヲ相當ト認メ且恩給審査會ニ於テ不具癈疾カ公務ニ起因シタルコト顯著ナリト議決（決議後）シタル月ノ翌月ヨリ之ニ相當ノ恩給ヲ給シ又ハ之ヲ改定ス

公務員公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具癈疾ト爲ルモ公務員ニ重大ナル過失アリタルトキハ前三項ニ規定スル恩給ヲ給セス

第四十六條ノ二　公務員公務ノ爲永續性ヲ有スル傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具癈疾ノ程度ニ至ラサルモ勅令ノ定ムル程度ニ達シ失格原因ナクシテ之カ爲其ノ職ニ堪ヘスシテ一年內ニ退職シタルトキ又ハ其ノ公務員カ下士官以下ノ軍人ニシテ退職後一年內ニ之カ爲一種以上ノ兵役ヲ免セラレタルトキハ之ニ傷病年金ヲ給ス

前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ニ規定スル條件（傷病ノ程度ヲ除ク）ヲ具備スル者ニシテ退職當時ノ傷病ノ程度カ前項ノ勅令ニ定ムル程度ニ達セサリシモノノ傷病年金ニ付之ヲ準用ス

前條第四項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依リ給スヘキ傷病年金ニ付之ヲ準用ス

傷病年金ハ之ヲ普通恩給又ハ一時恩給ト併給スルヲ妨ケス

第四十七條　前二條ノ規定ハ準文官、陸軍ノ見習士官海軍ノ候補生以外ノ準軍人又ハ準教育職員ニシテ在職中公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノ及陸軍ノ見習士官又ハ海軍ノ候補生ニシテ公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノニ付之ヲ準用ス

第四十八條　公務員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノト看做ス

一　勅令ヲ以テ指定スル地域ニ在勤中其ノ地ニ於テ流行病ニ罹リタルトキ

二　戰地ニ於テ又ハ公務旅行中流行病ニ罹リタルトキ

三　公務員タル特別ノ事情ニ關聯シテ生シタル不慮ノ災厄ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ恩給審査會　於テ公務ニ起因シタルト同視スヘキモノト議決セラレタルトキ

前項ノ流行病ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

前二項ノ規定ハ公務員ニ準スヘキ者ニ付之ヲ準用ス

第四十九條　公務傷病ノ原因ヲ分ツテ戰鬪又ハ戰鬪ニ準スヘキ公務ト普通公務トス

戰鬪ニ準スヘキ公務ノ範圍、公務傷病ニ因ル不具癈疾ノ程度及傷病年金ヲ給スヘキ傷病ノ程度竝教育職員、警察監獄職員、待遇職員、準文官、準軍人及準教育職員ノ公務傷病ニ關スル規定ノ適用ニ付テノ階等ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十條　裁定官廳ハ增加恩給ノ裁定ヲ爲スニ當リ將來不具癈疾ノ回復シ又ハ其ノ程度低下スルコトアルヘキコトヲ認メタルトキハ五年間之ニ普通恩給及增加恩給ヲ給ス

前項ノ期間滿了ノ六月前迄傷痍疾病囘復セサル者ハ再審査ヲ請求スルコトヲ得再審査ノ結果恩給ヲ給スヘキモノナルトキハ之ニ相當ノ恩給ヲ給ス

前二項ノ規定ハ傷病年金ノ裁定ヲ爲ス場合ニ付之ヲ準用ス

第五十一條　公務員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ引續キタル在職ニ付恩給ヲ受クルノ資格ヲ失フ

一　懲戒、懲罰又ハ教員免許狀褫奪ノ處分ニ因リ退職シタルトキ

二　在職中陸軍刑法若ハ海軍刑法ニ依リ死刑、懲役刑若ハ一年以上ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ其ノ他ノ法令ニ依リ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

第二十六條第二號但書及第四號但書ノ規定ハ前項ノ規定ノ適用ニ關シテハ之ヲ適用セス

第五十二條　公務員ニシテ其ノ退職ノ當時仍他ノ公務員トシテ在職スルモノニ付テハ總テノ公務員ヲ退職スルニ非サレハ之ニ恩給ヲ給セス

公務員ニシテ退職ノ當日又ハ翌日他ノ公務員ニ就職シ之ヲ勤續ト看做サルルモノニ付テハ後ノ公務員ヲ退職スルニ非サレハ之ニ恩給ヲ給セス

公務員ニシテ恩給ヲ給セサル官職ニ轉シ退職シタルモノニ付テハ其ノ轉任ヲ退職ト看做シ之ニ恩給ヲ給ス

第五十三條　公務員ニシテ其ノ退職ノ當時仍第四十二條第一項第一號ニ規定スル宮內職員トシテ在職スルモノニ付テハ本法ニ依ル恩給ハ之ヲ給セス

第五十四條　普通恩給ヲ受クル者再就職シ失格原因ナクシテ退職シ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ恩給ヲ改定ス

一　再就職後在職一年以上ニシテ退職シタルトキ

二　再就職後公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具癈疾ト爲リ退職シタルトキ

三　再就職後公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ退職シタル後五年內ニ之カ爲不具癈疾ト爲リ又ハ其ノ程度增進シタル場合ニ於テ其ノ期間內ニ請求シタルトキ

前項第三號ノ場合ニ於テハ第四十六條第三項ノ規定ヲ準用ス

第五十五條　前條ノ規定ニ依リ普通恩給ヲ改定スルニハ前後ノ在職年ヲ合算シ其ノ年額ヲ定メ增加恩給ヲ改定スルニハ前後ノ傷痍又ハ疾病ヲ合シタルモノヲ以テ不具癈疾ノ程度トシ其ノ恩給年額ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ前後ノ傷痍又ハ疾病カ原因ヲ異ニスルトキハ左ノ區別ニ依リ其ノ年額ヲ定ム

一　後ノ傷痍又ハ疾病カ戰鬪又ハ戰鬪ニ準スヘキ公務ニ起因スルトキハ別表第二號表甲號中前項ノ規定ニ依リ定メタル不具癈疾ノ程度ニ相應スル增加恩給年額ヨリ前ノ增加恩給年額ト別表第二號表甲號中其ノ不具癈疾ノ程度ニ相應スル增加恩給年額トノ差額ヲ控除シタルモノヲ以テ增加恩給ノ年額トス但シ後ノ傷痍又ハ疾病ノミニ因ル增加恩給年額カ前後ノ傷痍又ハ疾病ヲ合シタルモノニ依ル增加恩給年額ト同額ナルトキハ此ノ控除ヲ爲サス

二　後ノ傷痍又ハ疾病カ普通公務ニ起因スルトキハ別表第二號表乙號中前項ノ規定ニ依リ定メタル不具癈疾ノ程度ニ相應スル增加恩給年額ニ前ノ增加恩給年額ト別表第二號表乙號中其ノ不具癈疾ノ程度ニ相應スル增加恩給年額

トノ差額ヲ加ヘタルモノヲ以テ增加恩給ノ年額トス

第五十五條ノ二 前二條中增加恩給ノ改定ニ關スル規定ハ傷病年金ヲ受クル者再就職シ再就職後公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ退職シ增加恩給又ハ傷病年金ヲ受クヘキ場合ニ付之ヲ準用ス

第五十六條 前三條ノ規定ニ依リ恩給ヲ改定スル場合ニ於テ其ノ年額從前ノ恩給年額ヨリ少キトキハ從前ノ恩給年額ヲ以テ改定恩給ノ年額トス

第五十七條 前四條ノ規定ハ宮內官ノ恩給規程ニ依ル恩給ヲ受クル者公務員ト爲リ退職シタル場合ニ付之ヲ準用ス

第五十八條 普通恩給ハ之ヲ受クル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ間之ヲ停止ス

一 公務員又ハ第四十二條第一項第一號ニ規定スル宮內職員トシテ就職スルトキハ就職ノ月ノ翌月ヨリ退職ノ月迄

但シ實在職期間一月未滿ナルトキ、軍人以外ノ公務員トシテ恩給ヲ受クル者陸軍若ハ海軍ノ兵卒トシテ就職スルトキ又ハ准士官以下ノ軍人若ハ準軍人トシテ恩給ヲ受クル者軍人以外ノ公務員トシテ就職スルトキハ此ノ限ニ在ラス

二 六年未滿二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄但シ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタルトキハ恩給ハ之ヲ停止セス其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

三 之ヲ受クル者三十五歲ニ滿ツル月迄ハ普通恩給ノ六分ノ一、三十五歲以上四十歲ニ滿ツル月迄ハ普通恩給ノ八分ノ一ヲ停止ス但シ增加恩給又ハ傷病年金ト併給セラルル場合ニハ之ヲ停止セス

四 恩給年額千圓以上ニシテ其ノ恩給外ノ所得ノ年額五千圓ヲ超ユルトキハ恩給年額ト恩給外ノ所得ノ年額トノ合計額ノ六千圓ヲ超ユル額ノ二割ニ相當スル金額ヲ停止ス但シ恩給ノ支給額年額千圓ヲ下ラシムルコトナク其ノ停止年額ハ恩給年額ノ二割ヲ超ユルコトナシ

前項第四號ノ所得ノ範圍及計算方法竝停止方法ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

前第一項第二號ノ規定ハ增加恩給及傷病年金ニ付之ヲ準用ス

第五十九條 文官ハ每月其ノ俸給ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ

下士官以上ノ軍人ハ每月其ノ俸給ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ

教育職員ハ每月其ノ俸給ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ但シ朝鮮、臺灣又ハ樺太以外ノ地ニ於ケル公立ノ小學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾唖學校及小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員ハ其ノ學校又ハ幼稚園ノ所在地ヲ管轄スル府縣又ハ之ニ準スヘキ地方經濟ニ對シ其ノ俸給（又ハ給料）ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ納付スヘシ（盲學校、聾唖學校及小學校ニ類スル各種學校ノ他ノ教育職員ハ此ノ限ニ在ラス）

警察監獄職員ハ之ニ俸給ヲ給スル國庫、府縣其ノ他ノ經濟ニ對シ每月其ノ俸給（又ハ給料）ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ納付スヘシ

待遇職員ハ之ニ俸給ヲ給スル國庫、府縣其ノ他ノ經濟ニ對シ每月其ノ俸給（又ハ給料）ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ納付スヘシ

第二節 恩給金額

第五十九條ノ二　本節ニ於テ退職前ノ俸給年額ト稱スルハ退職前一年內ノ俸給（軍人及準軍人ニ在リテハ各階等ニ付定メラレタル別表第一號表ノ假定俸給額ヲ以テ其ノ階等ニ對スル俸給額トス）ノ總額ヲ謂フ但シ左ノ特例ニ從フ

一　公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ爲退職シ又ハ死亡シタル者ニ付退職又ハ死亡ノ際昇給アリタルトキハ其ノ爲サレタル昇給ノ中級俸ノ定アルモノ（軍人及準軍人ニ付テハ別表第一號表ノ假定俸給額ヲ以テ級俸トス）ニ付テハ一級、其ノ定ナキモノニ付テハ昇給前ノ俸給ノ百分ノ十五ヲ限度トシ退職一年前ヨリ昇給セラレタルモノトシテ計算ス

二　前號ニ規定スル場合以外ノ場合ニ於テ退職前一年內ニ昇給アリタルトキハ其ノ昇給カ前俸給二年以上據置ノ後爲サレタルモノナルトキニ限リ前號ノ規定ヲ準用ス

轉官職ニ依ル俸給ノ增額ハ之ヲ昇給ト看做シ前項但書ノ規定ヲ準用ス

前二項ニ規定スル退職前一年內ノ俸給ノ算出方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

實在職期間一年未滿ナルトキハ其ノ俸給額ヲ月數ノ割合ニ依リ一年分ニ換算ス

本節ニ於テ退職前ノ俸給月額ト稱スルハ退職前ノ俸給年額ノ十二分ノ一ニ相當スル金額ヲ謂フ

第六十條　文官在職年十七年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年以上十八年未滿ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十ニ相當スル金額トシ十七年以上一年ヲ增ス每ニ其ノ一年ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

前項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ外國實勤續在職年十七年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤續在職年中十七年ヲ控除シタル殘ノ勤續在職年一年ニ付退職當時前ノ俸給年額三百分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

在職年四十年ヲ超ユル者ニ給スヘキ恩給年額ハ之ヲ在職年四十年トシテ計算ス

第一項ノ在職年ハ國務大臣トシテ退官スル者ニ付テハ國務大臣トシテノ在職年七年以上ナルヲ以テ足ル

第四十六條、第五十四條第一項第二號若ハ第三號、第五十五條ノ二又ハ前項ノ規定ニ依リ在職年十七年未滿ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス

第四十七條ノ規定ニ依リ準文官ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ退職當時前ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十ニ相當スル金額トス

第六十一條　准士官以上ノ軍人在職年十三年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ規定ハ第二十一條第二項第一號ノ準軍人在職年十三年以上ニシテ退職シ且其ノ身分ヲ免セラレタル場合ニ付之ヲ準用ス

前二項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十三年以上十四年未滿ニ對シ退職當時ノ階等及其ノ在職年數ニ依リ定メタル別表第一號表ノ金額トス退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十ニ相當スル金額トシ十四年以上一年ヲ增ス每ニ其一年ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

前條第三項ノ規定ハ准士官以上ノ軍人ニ付之ヲ準用ス

在職年五十年ヲ超ユル者ニ給スヘキ恩給年額ハ之ヲ在職年五十年トシテ計算ス

陸海軍准士官ニシテ其ノ官ニ又ハ二年以上對スル實在職シ最高ノ俸給ヲ受ケタル者ニハ高等官八等ノ額ヲ給ス

第四十六條、第四十七條、第五十四條第一項第二號若ハ第三號又ハ第五十五條ノ二ノ規定ニ依リ在職年十三年未滿ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ在職年十三年ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス

準軍人ノ階等ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

*〔第六十一條（第四項）前項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ外國實勤續在職年十五年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤續在職年中十五年ヲ控除シタル殘ノ勤續在職年一年ニ付退職當時ノ軍人ノ階等ニ應シ別表第一號表ノ十一年ノ額ト十二年ノ額トノ差額ノ二分ノ一ニ相當スル金額ヲ之ニ加給ス〕

第六十一條ノ二　下士官以下ノ軍人在職年十二年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ規定ハ第二十一條第二項第二號ノ準軍人在職年十二年以上ニシテ退職シ且其ノ身分ヲ免セラレタル場合ニ付之ヲ準用ス

前二項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十二年以上十三年未滿ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十ニ相當スル金額トシ十三年以上一年ヲ增ス毎ニ其ノ一年ニ對シ下士官ニ在リテハ七圓、兵ニ在リテハ六圓ヲ加ヘタル金額トス

第六十條第三項或前條第五項、第七項及第八項ノ規定ハ下士官以下ノ軍人ニ付之ヲ準用ス

第六十二條　教育職員在職年十七年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年以上十八年未滿ニ對シ退職前ノ俸給年額百五十分ノ五十ニ相當スル金額トシ十七年以上一年ヲ增ス毎ニ其ノ一年ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

前項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ小學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校又ハ小學校ニ類スル各種學校（又ハ盲啞學校其ノ他ノ教育職員トシテノ勤續在職年十七年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤續在職年中十七年ヲ控除シタル殘ノ勤續在職年一年ニ付退職前ノ俸給年額ノ三百分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

第二項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ中學校又ハ之ト同等以下ノ程度ノ學校ノ教育職員トシテノ勤續在職年十七年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤續在職年中十七年ヲ控除シタル殘ノ勤續在職年一年ニ付退職前ノ俸給年額ノ三百分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

前項ノ中學校ト同等以下ノ程度ノ學校ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條又ハ第五十四條第一項第二號若ハ第三號又ハ第五十五條ノ二ノ規定ニ依リ在職年十七年未滿ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス

第六十條第三項及第四項ノ規定ハ教育職員ニ付之ヲ準用ス

第四十七條ノ規定ニ依リ準教育職員ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ退職當時前ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十ニ相當スル金額トス

第六十三條　警察監獄職員在職年十二年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十二年以上十三年未滿ニ對シ退職當時前ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十ニ相當スル金額トシ十二年以上一年ヲ增ス毎ニ其ノ一年ニ對シ退職當時前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

前項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ警察監獄職員トシテノ勤續在職年十二年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤續在職年中十二年ヲ控除シタル殘ノ勤續在職年一年ニ付退職當時前ノ俸給年額ノ三百分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

第四十六條又ハ第五十四條第一項第二號若ハ第三號又ハ第五十五條ノ二ノ規定ニ依リ在職年十二年未滿ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ在職年十二年ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス

第六十條第三項及第四項ノ規定ハ警察監獄職員ニ付之ヲ準用ス

第六十四條 待遇職員在職年十七年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年以上十八年未滿ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十ニ相當スル金額トシ十七年以上一年ヲ增ス毎ニ其ノ一年ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

第六十條第三項及第四項並第六十二條第六項ノ規定ハ待遇職員ニ付之ヲ準用ス

第六十四條ノ二 一時恩給ヲ受ケタル後其ノ一時恩給ノ基礎ト爲リタル在職年數一年ヲ二月ニ換算シタル月數內ニ召集其ノ他ノ强制ニ依ラスシテ再就職シタル者ニ普通恩給ヲ給スル場合ニ於テハ當該換算月數ト退職ノ翌月ヨリ再就職ノ月迄ノ月數トノ差月數ヲ一時恩給額算出ノ基礎ト爲リタル俸給月額ノ二分ノ一ニ乘シタル金額ノ十五分ノ一ニ相當スル金額ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ普通恩給ノ年額トス但シ差月數一月ニ付一時恩給額算出ノ基礎ト爲リタル俸給月額ノ二分ノ一ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ヲ勅令ノ定ムル時期ニ於テ返還シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六十五條 公務員ノ增加恩給ノ年額ハ退職當時ノ階等、傷病ノ原因及不具癈疾ノ程度ニ依リ定メタル別表第二號表ノ金額トス

前項ノ規定ハ公務員ニ準スヘキ者ニ給スヘキ增加恩給ノ年額ニ付之ヲ準用ス

第六十五條ノ二 公務員ノ傷病年金ノ年額ハ退職當時ノ階等、傷病ノ原因又傷病ノ程度ニ依リ定メタル別表第三號表ノ金額トス

前項ノ規定ハ公務員ニ準スヘキ者ニ給スヘキ傷病年金ノ年額ニ付之ヲ準用ス

第六十六條 下士官以下ノ軍人公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ傷病年金ヲ給セラルルノ程度ニ至ラサルモ之カ爲退職シ又ハ退職後一年內ニ之カ爲一種以上ノ兵役ヲ免セラレタルトキハ之ニ傷病賜金ヲ給ス

傷病賜金ハ之ヲ普通恩給又ハ一時恩給ト併給スルヲ妨ケス

傷病賜金ノ額ハ退職當時ノ階等並傷病ノ原因及程度ニ依リ定メタル別表第四號表ノ金額トス

前項ノ傷病ノ程度ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十七條 文官、教育職員又ハ待遇職員在職年三年以上十七年未滿ニシテ退職シタルトキハ之ニ一時恩給ヲ給ス

前項ノ一時恩給ノ金額ハ退職前ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス

第六十八條 准士官以上ノ軍人在職年三年以上十三年未滿ニシテ又ハ下士官在職年三年以上十二年未滿ニシテ退職シタルトキハ之ニ一時恩給ヲ給ス但シ下士官以上トシテノ在職年一年未滿ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ一時恩給ノ金額ハ退職前ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス

第六十九條 削除

〔第六十九條 教育職員在職年一年以上十五年未滿ニシテ退職シタルトキハ之ニ一時恩給ヲ給ス

前項ノ一時恩給ノ金額ハ退職當時ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス〕

第七十條 警察監獄職員在職年三年以上十二年未滿ニシテ退職シタルトキハ之ニ一時恩給ヲ給ス

前項ノ一時恩給ノ金額ハ退職當時ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス

第七十一條 削除

〔第七十一條　待遇職員在職年一年以上十五年未滿ニシテ退職シタルトキハ之ニ一時恩給ヲ給ス
前項ノ一時恩給ノ金額ハ退職當時ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス〕

第三章　遺族

第七十二條　本法ニ於テ遺族トハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ祖父、祖母、父、母、夫、妻、子及兄弟姉妹ニシテ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ當時之ト同一戸籍內ニ在ルモノヲ謂フ
公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ當時胎兒タル子出生シタルトキハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ當時其ノ戸籍內ニ在リタルモノト看做ス

第七十三條　公務員又ハ之ニ準スヘキ者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ遺族ニハ妻、未成年ノ子、夫、父、母、成年ノ子、祖父、祖母ノ順位ニ依リ之ニ扶助料ヲ給ス

一　在職中死亡シ其ノ死亡ヲ退職ト看做ストキハ之ニ普通恩給ヲ給スヘキトキ
二　普通恩給ヲ給セラルル者死亡シタルトキ

前項ノ規定ニ依ル同順位ノ子數人アルトキハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ヲ被相續人トシタル家督相續ノ順位ニ準シ之ヲ定ム
父母ニ付テハ養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニス祖父母ニ在テハ養父母ノ父母ヲ先ニシ實父母ノ父母ヲ先ニシ父母ノ養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニス

先順位者タルヘキ者後順位者タル者ヨリ後ニ生スルニ至リタルトキハ前三項ノ規定ハ當該後順位者失權シタル後ニ限リ之ヲ適用ス

第七十四條　未成年ノ子ハ未タ婚姻セサルトキニ限リ之ニ扶助料ヲ給ス
夫又ハ成年ノ子ハ不具癈疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキトキニ限リ之ニ扶助料ヲ給ス
養子ハ公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ家督相續人タルトキ又ハ公務員若ハ之ニ準スヘキ者カ家督相續人ニシテ之ヲ戸主ト看做ストキハ其ノ死亡ノ時ニ於テ其ノ家督相續人タルヘキ者ニ限リ之ニ扶助料ヲ給ス
前項ノ家督相續人ニハ之ニ準スヘキ者ヲ包含ス

第七十五條　扶助料ノ年額ハ左ノ各號ニ依ル

一　公務員又ハ之ニ準スヘキ者戰鬪又ハ戰鬪ニ準スヘキ公務ニ因ル傷痍疾病ノ爲死亡シタルトキハ其ノ普通恩給年額ノ全額
二　公務員又ハ之ニ準スヘキ者普通公務ニ因ル傷痍疾病ノ爲死亡シタルトキハ其ノ普通恩給年額ノ十分ノ八ニ相當スル金額
三　其ノ他ノ場合ニ於テハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ニ給セラルル普通恩給年額ノ十分ノ五ニ相當スル金額

前項第一號又ハ第二號ニ規定スル場合及增加恩給ヲ併給セラルル者ノ死亡シタル場合ニハ其ノ死亡ノ月ノ翌月ヨリ五年間ハ前項ノ規定ニ依ル扶助料ノ年額ニ各其ノ十分ノ三ニ相當スル金額ヲ加給ス

第七十六條　公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡後遺族左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ扶助料ヲ受クルノ資格ヲ失フ

一　子婚姻シ又ハ其ノ家ヲ去リタルトキ但シ父ノ屬シタル家ヨリ分家シ又ハ公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ妻若ハ子ニシテ分家スルモノニ伴ヒ其ノ家ニ入リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

二　公務員又ハ之ニ準スヘキ者女子ナル場合ニ於テ夫婚姻シ又ハ家ヲ去リタルトキ

三　父、母、祖父又ハ祖母其ノ家ヲ去リタルトキ

第七十七條　扶助料ヲ受クル者六年未滿二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄扶助料ヲ停止ス但シ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタルトキハ扶助料ハ之ヲ停止セス其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

前項ノ規定ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ刑ノ執行中又ハ其ノ執行前ニ在ル者ニ扶助料ヲ給スヘキ事由發生シタル場合ニ付之ヲ準用ス

第七十八條　扶助料ヲ給セラルヘキ者一年以上所在不明ナルトキハ次順位者ノ申請ニ依リ裁定官廳ハ所在不明中扶助料ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第七十九條　前二條ノ扶助料停止ノ事由アル場合ニ次順位者アルトキハ停止期間中扶助料ハ之ヲ當該次順位者ニ轉給ス

第八十條　遺族左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ失フ

一　其ノ家ヲ去リタルトキ但シ妻夫ノ屬シタル家ヨリ分家シ又ハ遺族タル子ニシテ分家スルモノニ伴ヒ其ノ家ニ入リタルトキ及子父ノ屬シタル家ヨリ分家シ又ハ公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ妻若ハ子ニシテ分家スルモノニ伴ヒ其ノ家ニ入リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

二　妻、子又ハ夫婚姻シタルトキ

三　不具癈疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキ夫又ハ成年ノ子ニ付其ノ事情止ミタルトキ

屆出ヲ爲ササルモ事實上婚姻關係ト同樣ノ事情ニ入リタリト認メラルル遺族ニ付テハ裁定官廳ハ恩給審査會ニ諮問ノ上其ノ者ノ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ失ハシムルコトヲ得

裁定官廳ハ前項ニ規定スル事情ヲ調査スル爲必要アルトキハ他ノ官廳又ハ公署ノ援助ヲ求ムルコトヲ得

第八十一條　公務員又ハ之ニ準スヘキ者第七十三條第一項各號ノ一ニ該當シ兄弟姉妹以外ニ扶助料ヲ受クル者ナキトキハ其ノ兄弟姉妹未成年又ハ不具癈疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキ場合ニ限リ之ニ一時扶助料ヲ給ス

前項ノ一時扶助料ノ金額ハ兄弟姉妹ノ人員ニ拘ラス扶助料年額ノ一年分乃至五年分ニ相當スル金額トス

第八十二條　文官、教育職員又ハ待遇職員在職中死亡シ在職年三年以上十七年未滿、准士官以上ノ軍人在職年三年以上十三年未滿、下士官タル軍人又ハ警察監獄職員在職年三年以上十二年未滿ニシテ在職中死亡シタル場合ニハ其ノ遺族ニ一時扶助料ヲ給ス

前項ノ一時扶助料ノ金額ハ公務員ノ死亡當時前ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ其ノ公務員ノ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス

第五十九條ノ二第五項ノ規定ハ死亡前ノ俸給月額ニ付之ヲ準用ス

第七十三條中遺族ノ順位ニ關スル規定及第七十四條ノ規定ハ第一項ノ扶助料ヲ給スル場合ニ付之ヲ準用ス

（第八十二條（第三項）下士以上ノ軍人在職年一年以上十一年未滿ニシテ在職中死亡シタル場合ニハ其ノ遺族ニ一時扶助料ヲ給ス（第四項）前項ノ一時ノ扶助料金額ハ死亡者ノ階等及在職年ノ年數ニ依リ定メタル別表第四號表ノ金額トス）

附則

第八十三條　本法ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第八十四條　左ノ法令ハ之ヲ廢止ス

一　官吏恩給法
一　官吏遺族扶助法
一　軍人恩給法
一　市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法
一　府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法
一　明治二十四年法律第四號
一　明治二十九年法律第十三號
一　官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則
一　明治二十九年法律第七十八號
一　明治三十三年法律第七十五號
一　明治三十三年法律第七十六號
一　明治三十三年法律第七十七號
一　巡査看守退隱料及遺族扶助料法
一　明治三十五年法律第二十九號
一　在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法
一　明治四十年法律第四十八號
一　明治四十年法律第四十九號
一　明治四十一年法律第三十五號
一　明治四十三年法律第三十號
一　明治四十四年法律第六十一號
一　明治四十四年法律第六十七號
一　明治四十五年法律第十一號
一　明治四十五年法律第十二號
一　大正七年法律第三十號

一　大正十年法律第三十五號
一　大正十年法律第九十四號
一　大正十一年法律第十八號
一　大正十一年法律第十九號
一　明治二十二年勅令第百三十三號
一　明治二十三年勅令第九十八號
一　明治二十五年勅令第十八號
一　明治二十五勅令第三十二號
一　明治三十二年勅令第百九十六號
一　明治三十八年勅令第二百二十九號
一　明治四十年勅令第百八十八號
一　明治四十年勅令第百八十九號
一　明治四十一年勅令第七十一號
一　明治四十五年勅令第七十號
一　大正七年勅令第六十二號
一　大正十年勅令第二百六十八號
一　大正十一年勅令第八十七號
一　大正十年勅令第二百八十四號
一　明治九年第九十九號達陸軍恩給令
一　明治十五年第四十一號達巡査看守給助例
一　明治十六年第三十八號達海軍恩給令
一　明治十七年第一號達官吏恩給令

第八十五條　本法施行前給與事由ノ生シタル恩給、退隱料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノニ付テハ從前ノ規定ニ依ル

從前ノ規定ニ依ル恩給、退隱料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノハ之ヲ本法ニ依リ受ケ又ハ受クヘキ恩給ト看做ス

前項ノ場合ニ於テ從前ノ規定ニ依ル恩給、退隱料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノカ本法ニ依リ給與スル恩給ノ何レノ種類ニ屬スヘキカハ公務員及其ノ遺族ノ種類竝給與ノ事由ニ依リ之ヲ定ム

從前ノ規定ニ依ル恩給、退隱料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノニシテ本法ニ依ル恩給ニ該當セサルモノアルトキハ本法ニ依ル恩給中最モ近キ性質ヲ有スルモノニ依ル

第八十六條　第五條乃至第七條ノ規定ハ從前ノ規定ニ依リ生シタル恩給、退隱料、遺族扶助料、退官賜金、退職給與金、退職一時金、給助金、賑恤金、一時扶助金其ノ他之ニ準スヘキモノヲ受クヘキ權利ニシテ本法施行ノ日迄ニ從

前ノ規定ニ依ル請求期間ヲ經過セサルモノニ付之ヲ適用ス

第八十七條　第十條ノ規定ハ本法施行前給與ノ事由ヲ生シタル恩給、退隱料、遺族扶助料、退官賜金、退職給與金、退職一時金、給助金、賑恤金、一時扶助金其ノ他之ニ準スヘキモノニ付本法施行後其ノ給與ヲ爲ス場合ニ付之ヲ適用ス

第八十八條　從前ノ規定ニ依リ內閣總理大臣ノ爲シタル裁定ハ具申、訴願又ハ行政訴訟ニ付テハ之ヲ本法ニ依ル內閣恩給局長ノ裁定ト看做シ從前ノ規定ニ依ル具申ノ裁決ハ之ヲ本法ニ依ル具申ノ裁決ト看做ス

本法施行ノ際現ニ具申中又ハ訴願中ノ事件ニ付テハ從前ノ手續規定ニ依リ之ヲ完結ス

第八十九條　府縣ニシテ本法施行ノ際市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法第十四條ノ規定ニ依リ小學校教員恩給基金ヲ備フルモノハ本法施行後引續キ其ノ恩給基金ヲ備フルコトヲ得

前項ノ恩給基金ヲ備フル府縣ニ於テハ第十八條第二項ノ規定ニ依ル納金ハ之ヲ其ノ恩給基金ト爲スヘシ

恩給基金ハ其ノ利子ヲ以テ府縣カ給與スヘキ教育職員若ハ準教育職員又ハ其ノ遺族ノ恩給ニ充ツルノ外之ヲ支消スルコトヲ得ス

府縣ニ於テ給與スヘキ教育職員若ハ準教育員竝其ノ遺族ノ恩給ハ恩給基金ノ利子及第十八條第三項ノ規定ニ依リ國庫ヨリ交付スル給與金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨シ不足アルトキハ府縣費ヲ以テ之ヲ補充スヘシ

恩給基金ノ管理ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十條　本法施行前ノ在職ニ付在職年ヲ計算スル場合ハ從前ノ規定ニ依ル但シ本法施行ノ際現ニ在職スル者ニ付テハ其ノ在職ニ繼續スル在職ニ限リ本法施行前ノ在職ト雖加算年ニ關スル規定ヲ除クノ外本法ニ依リ其ノ在職年ヲ計算ス

前項但書ノ場合ニ於テ從前ノ規定ニ依リ特ニ通算シ得ヘキコトヲ定メラレタル年月數アルトキハ前項但書ノ規定ニ拘ラス之ヲ在職年ニ通算ス

第九十一條　內地人タル公務員其ノ職務ヲ以テ臺灣、朝鮮、關東州（關東廳及其ノ所屬官署職員ニ付テハ南滿洲鐵道附屬地ヲ含ム）、樺太又ハ南洋群島ニ一定ノ期間引續キ在勤シタルトキハ當分ノ內在勤期間ノ一月ニ付半月ヲ加算ス（六月）

前項ノ引續キ在勤スヘキ期間ハ軍人ニ在リテハ一年、警察監獄職員ニ在リテハ二年、其ノ他ノ公務員ニ在リテハ三年、（三）

第四十條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第九十二條　公務員其ノ職務ヲ以テ國境警備又ハ理蕃ノ爲危險地域內ニ勤務シタルトキハ當分ノ內在勤期間ノ一月ニ付一月半ヲ加算ス

前項ノ危險地域及期間ハ勅裁ヲ以テ之ヲ定ム

第四十條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第九十三條　海軍警吏補ヨリ海軍巡査ト爲リシ者ニシテ本法施行ノ際迄引續キ現ニ南洋廳巡査ノ職ニ在ルモノニ付テハ其ノ海軍警吏補トシテノ在職年月數ハ本法ノ適用ニ關シテハ之ヲ巡査トシテ在職シタルモノト看做ス

第九十四條　朝鮮總督府巡査補ヨリ朝鮮總督府巡査ト爲リシ者ニシテ本法施行ノ際迄引續キ在職スルモノニ付テハ其

ノ統監府巡査補及朝鮮總督府巡査補トシテノ在職年月數ハ本法ノ適用ニ關シテハ之ヲ巡査トシテ在職シタルモノト看做ス

第九十五條　臺灣總督府巡査補ヨリ臺灣總督府巡査ト爲リシ者ニシテ本法施行ノ際迄引續キ在職スルモノニ付テハ其ノ臺灣總督府巡査補トシテノ在職年月數ハ本法ノ適用ニ關シテハ之ヲ巡査トシテ在職シタルモノト看做ス

第九十六條　大正九年七月三十一日以前ニ休職若ハ待命ト爲リタル者ニシテ本法施行ノ際迄引續キ休職若ハ待命中ノモノ又ハ其ノ遺族同日以前ノ俸給ニ基キ年金タル恩給ヲ受クヘキ場合ニ於テハ其ノ金額算出ノ基礎タル俸給年額ハ其ノ額ニ勅令ノ定ムル金額ヲ加ヘタル額トス

第九十七條　第四十六條第二項第三項及第五十四條第一項第三號第二項ノ規定ハ本法施行前退職シタル公務員ニ付之ヲ適用ス

前項ノ規定ハ公務員ニ準スヘキ者ニ付之ヲ準用ス

前二項ノ規定ニ依リ給スル恩給ノ金額ハ本法施行前ノ分ニ付テハ從前ノ規定ニ依ル

第九十八條　第四十八條ノ規定ハ本法施行前傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ本法施行後退職シ本法施行後不具癈疾ト爲リタル者ニハ之ヲ適用セス仍從前ノ例ニ依ル

第九十九條　削除

〔第九十九條　第五十八條ノ規定ハ教育職員及教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官ニ付テハ當分ノ内之ヲ適用セス其ノ退隠料又ハ恩給ノ停止ハ仍從前ノ例ニ依ル但シ教育職員及教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官學習院ノ職員ト爲リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ノ施行セラルル期間内ニ屬スル教育職員ノ在職年ト教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官以外ノ公務員ノ在職年トハ互ニ之ヲ通算セス仍從前ノ例ニ依ル教育職員ノ在職年ト第四十二條第一項各號ニ掲クル在職年トノ間ニ付亦同シ但シ學習院ノ職員トシテノ在職年ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第一項ノ規定ノ施行セラルル期間内ニ文官ヨリ教育職員又ハ教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官ニ轉任シタル者失格原因ナクシテ退職シ年金タル恩給ヲ受ケサル場合ニ於テハ文官ノ在職年數ニ應シ之ニ一時恩給ヲ給ス

教育職員ヨリ文官ニ轉シタル者教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官以外ノ文官トシテ失格原因ナクシテ退職シタルトキハ教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官トシテノ在職最終ノ俸給額ニ基キ之ニ恩給ヲ給ス〕

第百條　本法施行前死亡シタル者ノ遺族ノ扶助料ニシテ本法施行後轉給セラルヘキモノニ付テハ從前ノ規定ニ依ル恩給額ヲ標準トスルノ外本法ニ依リ之ヲ給ス

前項ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受クル事ヲ得ル者ノ權利ヲ妨クルコトナシ

本法施行前ニ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有シ且其ノ權利ヲ有セサルニ至リタル者ハ之ヲ受クルノ權利ヲ本法ニ依リ取得スルコトナシ

第一項ノ場合ニ於テ本法ニ依リ扶助料ヲ受クルニ付先順位ニ在ルヘキ者ト雖本法ニ依リ後順位ニ在ル者先ニ扶助料ヲ受ケタル場合ニハ本法ニ依リ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有スルコトナシ

大正六年法律第六號附則ノ規定ニ依リ恩給ノ增額ヲ受ケサリシ軍人ノ遺族本法施行後扶助料ヲ轉給セラルヘキ場合ニ於テ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ軍人ノ恩給ハ之ヲ請求ヲ竢タスシテ同法附則ノ規定ニ依リ增額セラレタルモノト看做ス

第百一條　本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ年金タル恩給、退隠料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノヲ受ケ又

ハ受クヘキ者ニシテ本法所定ノ恩給又ハ扶助料ノ金額ヲ受ケサルモノニハ當該金額ニ其ノ金額ト本法所定ノ各相當恩給又ハ扶助料ノ金額トノ差額ヲ勅令ノ定ムル所ニ依リ增給ス

第百二條　明治二十四年八月十六日以降明治四十三年三月三十一日迄ニ退官退職シ又ハ死亡シタル文官、看守、陸軍監獄看守、海軍監獄看守、陸軍警査、海軍警査、貴族院守衛若ハ衆議院守衛又ハ其ノ遺族ニシテ明治四十三年四月改正前ノ俸給令ニ依ル俸給ヲ基礎トシ恩給又ハ扶助料ヲ受ケ本法施行ノ際迄其ノ權利ヲ有スル者ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ恩給又ハ扶助料ヲ本法施行ノ日ヨリ增額給與ス

前項ノ規定ハ明治四十四年三月三十一日以前ニ退職シタル小學校、實業補習學校、幼稚園及盲唖學校其ノ他ノ小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員若ハ巡査又ハ其ノ遺族ニシテ本法施行ノ際迄其ノ權利ヲ有スルモノニ付之ヲ準用ス

第百三條　北海道屯田兵ノ現役ニ服シタル年月日數ハ之ヲ公務員ノ在職年ニ通算シ本法施行ノ日ヨリ其ノ者ノ受クル年金タル恩給ヲ改定シ又ハ新ニ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ規定ハ前項ニ規定スル者ノ遺族ノ年金タル扶助料ニ付之ヲ準用ス

前二項ノ場合ニ於テハ第五條ニ規定スル請求期間ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第百四條　第八十五條乃至前條ニ規定スルモノヲ除クノ外本法ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則（昭和八年法律第五十號）

第一條　本法ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四十六條ノ二、第五十八條第一項第四號及第五十九條ノ改正規定ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條　本法施行前給與事由ノ生ジタル恩給ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル但シ第五十八條第一項第四號ノ改正規定ハ本法施行前給與事由ノ生ジタル恩給ニ付テモ之ヲ適用ス

第三條　第十三條第二項但書ノ改正規定ハ本法施行前ヨリ行政裁判所ニ繫屬スル事件ニ付テハ之ヲ適用セズ

第四條　第十八條第一項ノ改正規定ニ依ル納付金額ハ同項ニ規定スル公務員ニ付テ附則第九條ノ規定ノ必要ナキニ至ル迄ハ第十八條第一項ノ改正規定ニ拘ラズ同項ニ規定スル公務員カ第五十九條（改正前又ハ改正後）及附則第九條ノ規定ニ依リ納付スル金額ノ合計額ト同額トス

第五條　本法施行前ノ在職ニ付在職年ヲ計算スル場合ニ於テハ加算年又ハ休職等ノ減算ニ關スル改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ規定ニ依ル

第六條　第四十條ノ二ノ改正規定ハ本法施行ノ際現ニ進行中ニ屬スル休職、待命、歸休、停職其ノ他同條ニ規定スル在職期間ニ付テハ其ノ期間ノ終了ニ至ル迄本法施行後ト雖モ同條ノ規定ヲ適用セズ

第七條　傷病年金ハ本法施行後公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル者ニ之ヲ給ス但シ本法施行前賑恤金（之ニ準ズルモノヲ含ム）又ハ傷病賜金ヲ受クベキ事由ヲ生ジタル者ニハ本法施行前其ノ事由ヲ生ジタルトキト雖モ勅令ノ定ムル所ニ依リ傷病ノ程度ヲ査定シ將來ニ向ツテ之ヲ給ス

第八條　第五十八條第一項第三號ノ改正規定ハ本法施行前普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ生ジタル者及本法施行ノ際現ニ在職シ本法施行後退職シテ普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ生ズル者ニハ之ヲ適用セズ

前項ニ規定スル者本法施行後再就職シ其ノ普通恩給ヲ改定セラルル場合ニハ其ノ改定ニ因ル増額分ニ付第五十八條第一項第三號ノ改正規定ヲ適用ス

第九條　第五十九條ノ改正規定ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本法施行後就職シ又ハ俸給（又ハ給料）ガ昇給若ハ増額セラレタル月ノ翌月ヨリ之ヲ適用ス

第十條　第五十九條ノ二第一項但書ノ場合ニ於テ其ノ公務員カ同一種類ノ公務員トシテ實在職年二十年以上勤續シタル者ニシテ特殊ノ事情アルモノニ付テハ當分ノ内同但書各號ニ於ケル制限ノ一級ヲ二級、百分ノ十五ヲ百分ノ三十トス

第十一條　本法施行ノ際從前ノ規定ニ依ル普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ニ達シタル者ニハ其ノ者ガ本法施行後改正規定ニ依ル最短恩給年限ニ達セズシテ退職シタル場合ト雖モ退職前ノ俸給ニ依リ之ニ普通恩給ヲ給ス但シ其ノ年額ハ在職年ノ不足一年ニ付退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ控除シタルモノトス

第十二條　前條ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ休職、再服役其ノ他法令上ノ在職期限ノ定アル地位ニ在ル者ニシテ本法施行後其ノ期間ノ終了ニ因リ從前ノ規定ニ依ル普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ニ達スルモノニ付之ヲ準用ス

第十三條　第六十四條ノ二ノ改正規定ハ本法施行前受ケタル一時恩給ニ付テハ之ヲ適用セズ

第十四條　第七十五條第二項ノ改正規定ハ公務員ガ本法施行前死亡シタル場合ニ付テモ之ヲ適用ス但シ此ノ場合ニ於ケル加給ハ本法施行後ニ屬スル殘存期間ニ付テノミ之ヲ爲ス

第十五條　恩給法施行前同法第二十三條ニ掲グル公務員トシテ普通恩給（退隠料）ヲ受ケ引續キ文官ニ任ジ同法施行後迄在職シタル後本法施行前退職シ同法第八十五條第一項ノ規定ノ適用ニ依リ其ノ普通恩給（退隠料）ヲ文官ノ普通恩給ニ改定セラレザリシ者ニ付テハ同項ノ規定ニ拘ラズ特ニ恩給法第九十條第一項ノ規定ヲ適用シ本法施行ノ日ヨリ本法施行前ノ規定ニ依リ其ノ普通恩給（退隠料）ヲ文官ノ普通恩給ニ改定ス但シ恩給法施行後文官退職ニ因リ一時恩給ヲ受ケタル者ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ一時恩給ノ金額ヲ改定ニ因リ増額セラルル普通恩給額中ヨリ支給ニ際シ控除ス

前項ノ規定ハ恩給法施行後本法施行前ニ文官トシテ普通恩給ヲ受ケタル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

第一項ニ規定スル者引續キ本法施行後迄在職スルトキハ恩給法第八十五條第一項ノ規定ニ拘ラズ恩給法第九十條第一項ノ規定ヲ適用シ同法第二十三條ニ掲グル公務員トシテノ普通恩給（退隠料）ヲ文官トシテノ普通恩給ニ改定ス

第十六條　第九十一條第二項ノ改正規定ハ本法施行ノ際現ニ在職シ從前ノ同項ニ規定スル期間ヲ經過シタル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

第十七條　本法施行ノ際現ニ在職シ恩給法第九十九條第一項ノ規定ノ適用ニ依リ同法第五十八條ノ規定ノ適用ヲ受ケザル者ノ恩給ノ停止ニ付テハ其ノ者ガ引續キ其ノ官職ニ在職スル期間ニ限リ仍同法第九十九條第一項ノ規定ニ依ル

第十八條　本法施行前恩給法第九十九條第一項ノ規定ノ適用ニ依リ同法第五十八條ノ規定ノ適用ヲ受ケザリシ者又ハ前條ノ規定ノ適用ニ依リ同法第五十八條ノ規定ノ適用ヲ受ケザル者ノ當該在職期間ト他ノ公務員ノ在職年トノ通算ハ仍從前ノ例ニ依ル

第十九條　前條ニ規定スル者ヲ除クノ外恩給法第九十九條第一項ニ規定シタル者ノ大正十二年十月一日以後ノ在職年

ハ同日以後ノ他ノ公務員ノ在職年ト互ニ通算ス但シ本法施行前ニ給與事由ノ生ジタル場合ニ於テハ其ノ者カ再就職シ本法施行後退職又ハ死亡シタル場合ニ限リ此ノ規定ニ依ル

前項ニ規定スル者ノ大正十二年九月三十日以前ノ在職年ノ同日以前ノ他ノ公務員ノ在職年トノ通算ニ付テハ同日以前ノ舊法ノ例ニ依ル

第一項ニ規定スル者ノ大正十二年十月一日前後ノ在職年ノ通算ニ關シテハ恩給法第九十條第一項ノ規定ヲ適用ス

（別表）

第一號表

（甲）

階等		假定俸給年額
將官及相等官	親任	七、五〇〇圓
	高等官一等	六、五〇〇圓
	同上二等	五、六〇〇圓
佐尉官及相當官	同上三等	四、六〇〇圓
	同上四等	三、九五〇圓
	同上五等	三、二五〇圓
	同上六等	二、三五〇圓
	同上七等	一、七〇〇圓
	同上八等	一、四〇〇圓

（乙）

階等		假定俸給年額
准士官	判任官一等	一、二〇〇圓
下士官	同上二等	八五五圓
	同上三等	七六五圓
	同上四等	六七五圓
兵	海軍一等兵	六〇〇圓
	陸軍上等兵 海軍二等兵	五四〇圓
	陸軍一等兵 海軍三等兵	四九五圓
	陸軍二等兵 海軍四等兵	四五〇圓

（改正前の第一號表は第六一條―三頁に掲げたから同頁參照）

第二號表

傷病原因 ＼ 階等		甲號 戰闘特別項	甲號 戰闘第一項	甲號 戰闘第二項	甲號 ニ準ズヘキ公務第三項	甲號 ニ準ズヘキ公務第四項	甲號 ニ準ズヘキ公務第五項	甲號 ニ準ズヘキ公務第六項	乙號 普通公務特別項	乙號 普通公務第一項	乙號 普通公務第二項	乙號 普通公務第三項	乙號 普通公務第四項	乙號 普通公務第五項	乙號 普通公務第六項
親任	勅任待遇	二、四〇〇圓	二、〇〇〇	一、六〇〇	一、二八〇	一、〇〇〇	八〇〇		一、九二〇圓	一、六〇〇	一、二八〇	一、〇二四	八〇〇	六四〇
奏任 三等乃至五等	奏任待遇	一、八〇〇圓	一、五〇〇	一、二〇〇	九六〇	七五〇	六〇〇		一、四四〇圓	一、二〇〇	九六〇	七六八	六〇〇	四八〇
奏任 六等乃至九等	奏任待遇	一、二〇〇圓	一、〇〇〇	八〇〇	六四〇	五〇〇	四〇〇		九六〇圓	八〇〇	六四〇	五一二	四〇〇	三二〇
判任 一等	判任待遇	一、〇八〇圓	九〇〇	七二〇	五七六	四五〇	三六〇		八六四圓	七二〇	五七六	四六一	三六〇	二八八
判任 二等三等	判任待遇	九九〇圓	八二五	六六〇	五二八	四一三	三三〇		七九二圓	六六〇	五二八	四二三	三三〇	二六四
判任 四等	准士官下士兵卒	九〇〇圓	七五〇	六〇〇	四八〇	三七五	三〇〇		七二〇圓	六〇〇	四八〇	三八四	三〇〇	二四〇

備考　特別項ハ各號第一項ノ金額ニ其ノ十分ノ五以内ヲ加ヘタルモノトス

（第二號表は改正せられなかつた）

第三號表

傷病原因	症狀等差	判任一等・准士官	判任二三等・下士官	判任四等・兵
甲號 戰鬪又ハ戰鬪ニ準スヘキ公務	第一款	三一二	二八六	二六〇
	第二款	二四〇	二二〇	二〇〇
	第三款	一九二	一七六	一六〇
	第四款	一五六	一四三	一三〇
乙號 普通公務	第一款	二五二	二三一	二一〇
	第二款	一九二	一七六	一六〇
	第三款	一五六	一四三	一三〇
	第四款	一三二	一二一	一一〇

高等官及同待遇者ニ給スヘキ金額ハ判任一等ノ者ニ給スヘキ金額ニ其ノ十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタルモノトス

（改正前第三號表）

傷病原因	症狀等差	下士	兵卒
甲號 戰鬪又ハ戰鬪ニ準スヘキ公務	第一款	一、六五〇	一、五〇〇
	第二款	一、四八五	一、三五〇
	第三款	一、三二〇	一、二〇〇
	第四款	一、一五五	一、〇五〇
	第五款	九九〇	九〇〇
	第六款	八二五	七五〇
	第七款	六六〇	六〇〇
	第八款	四九五	四五〇
	第九款	三三〇	三〇〇
	第十款	一六五	一五〇
乙號 普通公務	第一款	一、三二〇	一、二〇〇
	第二款	一、一八八	一、〇八〇
	第三款	一、〇五六	九六〇
	第四款	九二四	八四〇
	第五款	七九二	七二〇
	第六款	六六〇	六〇〇
	第七款	五二八	四八〇
	第八款	三九六	三六〇
	第九款	二六四	二四〇
	第十款	一三二	一二〇

第四號表

傷病原因	症狀等差	下士官	兵
甲號 戰鬪又ハ戰鬪ニ準スヘキ公務	第一目	九九〇	九〇〇
	第二目	八二五	七五〇
	第三目	六六〇	六〇〇
	第四目	四九五	四五〇
	第五目	三三〇	三〇〇
	第六目	一六五	一五〇
乙號 普通公務	第一目	七九二	七二〇
	第二目	六六〇	六〇〇
	第三目	五二八	四八〇
	第四目	三九六	三六〇
	第五目	二六四	二四〇
	第六目	一三二	一二〇

（改正前第四號表）

在職年數＼階等	將官及相當官										佐尉官及相當官										准士官				下士			
	親任	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	一等	二等	三等	四等	一等	二等	三等	四等
	高等官										判任官																	
一年	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
二年						五四二	三九二	二八三	二三三	二〇〇	一四三	一二八	一一三	九六	八四	七二	六四	五六	五〇六	四五〇	四四六	四二八	四一九	三八一	三五五	三二五	三一九	三一〇
三年						八一三	五八八	四二五	三五〇	二四〇	二一四	一九一	一六九	一四五	一二五	一〇五	九〇	七五	六四	五四	四四	四四	三八三	三五四	三二九	三〇八	二八五	二六三
四年				一、三二七	九八八	一、〇八三	七八四	五六七	四六七	四〇〇	三五六	三一九	二八一	二五五	二三五	二〇五	一八〇	一六〇	一四〇	一二〇	一〇〇	九〇	八〇	七〇	六〇	五〇	四〇	三〇
五年			二、三三三	一、九一七	一、六四六	一、三五四	九八〇	七〇八	五八三	五〇〇	四五六	四一九	三八一	三五五	三三五	三〇五	二八〇	二六〇	二四〇	二二〇	二〇〇	一八〇	一六〇	一四〇	一二〇	一〇〇	八〇	六〇
六年			二、八〇〇	二、三〇〇	一、九七五	一、六二五	一、一七六	八九〇	七〇〇	六〇〇	五四八	五〇八	四六八	四二八	四〇八	三七八	三五〇	三二〇	三〇〇	二八〇	二六〇	二四〇	二二〇	二〇〇	一八〇	一六〇	一四〇	一二〇
七年	四、三七五	三、七九二	三、二六七	二、六八三	二、三〇四	一、八九六	一、五八八	一、二七二	九九二	七九〇	六九七	六五八	六二〇	五八〇	五五〇	五二〇	四九〇	四六〇	四三〇	四〇〇	三七〇	三四〇	三一〇	二八〇	二五〇	二二〇	二〇〇	一八〇
八年	五、〇〇〇	四、三三三	三、七三三	三、〇六七	二、六三三	二、一六七	一、七六八	一、三三三	九三三	八一七	七四八	七〇八	六七〇	六三〇	六〇〇	五七〇	五四〇	五一〇	四八〇	四五〇	四二〇	三九〇	三六〇	三三〇	三〇〇	二七〇	二四〇	二一〇
九年	五、六二五	四、八七五	四、二〇〇	三、四五〇	二、九六三	二、四三八	一、七六四	一、二七五	一〇五〇	九〇〇	八四一	七八一	七二一	六六一	六〇一	五七〇	五四〇	五一〇	四八〇	四五〇	四二〇	三九〇	三六〇	三三〇	三〇〇	二七〇	二四〇	二一〇
十年	六、二五〇	五、四一七	四、六六七	三、八三三	三、二九二	二、七〇八	一、九六〇	一、四一七	一、一六七	一、〇〇〇	九二三	八四三	七七三	七二三	六六三	六二三	五八三	五五三	五二三	四八三	四五三	四二三	三九三	三六三	三三三	三〇三	二七三	二四三

昭和八年勅令第二三六號恩給法施行令中改正ノ件に依る改正の要點と改正後の恩給法施行令（舊條文對照用）

イ　改正の要點

本改正は昭和八年法律第五〇號恩給法中改正法律の改正に伴つて改正した規定が大部分を占め此の改正を機として法律の改正に關係なく設けた規定が一部分を占めてゐる。改正の要點は左の如くである。

(一)　恩給受給權調査の施行方法（一條乃至一條ノ四）（改正法律九條ノ二）。年金たる恩給の受給者は隔年一回一定の時期に戸籍謄本又は抄本等を裁定廳に提出すべく不提出の場合は恩給の支給を差止められる。尙提出の際は受給權調査票を提出すべく之が樣式は改正給與細則第二五號書式に規定した。又謄本、抄本は提出すべき月又は其の前月作成のものたるを要する旨改正給與規則第三四條ノ二に規定した。

(二)　一時恩給及一時扶助料の負擔分擔開始（四條、附則一條、二條）。昭和九年四月一日より實施する。分擔方法は恩給法第一七條に從ふ。

(三)　在職年半減の原因たる不執務期間一月の意義の規定（一九條ノ二）（改正法律四〇條ノ二）。

(四)　傷病年金及傷病賜金を給すべき傷病の程度（二四條ノ二、三一條、附則一條、三條）（改正法律四九條二項、六六條四項）。賜金を年金に編入する場合の經過的規定（附則三條、一條）（改正法律附則七條但書）。

(五) **恩給外所得の範圍、計算方法、調査決定方法及申告**（二四條ノ三乃至二四條ノ八、附則一條）（改正法律五八條一項四號）。範圍は所得稅法の個人の第三種所得と大體同範圍で之を全國に假に施行したとせば其の範圍に入るやうな所得を恩給外所得とする。計算は所得稅法一四條一、二項及同法施行規則七、八條準用。調査は稅務署長又は植民地の稅務官署。決定は裁定官廳。退職の年は計算せぬ。所得決定に基き其の年七月から翌年六月に至る期間分を停止し從て支給停止は十月以降になる。

(六) **退職前一年內の俸給の算出方法**（二四條ノ九）（改正法律五九條ノ二、三項）。曆月單位の俸給計算の原則である。

(七) **昇級一級の意義**（二四條ノ一〇）（改正法律五九條ノ二）。當分給の一級上位。上俸は下俸の一給上位。轉官職の場合の一級。

(八) **一時恩給返還及還付**（三〇條ノ二）（改正法律六四條ノ二但書）。再就職翌月より一年內に別に定める命令に依り完了するを要する。而して（イ）全部又は一部を返還して普通恩給年限に達せずして退職せば還付する、但し失格原因あるときは還付せぬ、死亡せば還付する。（ロ）全部を返還して、年限に達し退職又は死亡せば問題なし。（ハ）一部を返還して年限に達し死亡せば遺族が遺志を繼いで完了し得ることに命令で定めてある。（ニ）一部を返還し年限に達し退職せば還付せぬ。

(九) **恩給納金の斬徵又は增率の原因たる昇給及增額の意義に付注意すべき點の規定**（附則四條）（改正法律五九條）。

(一〇) **改正法律附則第一五條第一項但書に依り巡査看守退隱料を文官恩給に改定したものから文官一時恩給を控除する方法**（附則五條）。改定に因り增額する年額を每年差引き一時恩給金額に達した時から改定額を現實に支給する。

ロ　改正後の恩給法施行令

傍線の右側の文字は改正前の條文を示す但し右側に掲出し難い條文、表又は削除せられた條文は括弧內に掲げた。傍線のみで右側に又は括弧內に文字なきは改正勅令又は其の後の勅令で新に追加せられた條文である。

恩給法施行令（大正一二年八月一七日勅令第三六七號改正昭和八年九月一一日勅令第二三六號）（各大臣副署）

第一條　恩給法第九條ノ二ノ規定ニ依ル恩給受給權存否ノ調査ハ受給者ノ身分關係ノ變動ノ有無ニ付之ヲ行フ

遺族タル夫又ハ成年ノ子カ不具癈疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキコトヲ條件トシテ扶助料ヲ給セラルルトキハ其ノ者ニ付テハ前項ニ規定スル事項ノ外特ニ右事情ノ繼續ノ有無ヲ調査ス

第一條ノ二　受給者ハ左ノ區別ニ從ヒ調査上必要ナル書類ヲ裁定官廳ニ提出スヘシ

一　前條第一項ノ事實ヲ證スル爲ニハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者及妻ニ在リテハ戶籍抄本、妻以外ノ扶助料權者ニ在リテハ戶籍謄本

二　前條第二項ノ事實ヲ證スル爲ニハ不具癈疾ヲ證スル診斷書及生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキコトヲ證スル居住地ノ市町村長又ハ之ニ準スヘキ者ノ證明書

前項ノ書類ハ事實カ裁定官廳ニ顯著ナル場合又ハ他ノ相當官公署ノ證明アル場合ニ於テ裁定官廳カ明カニ之ヲ承認シタルトキハ其ノ承認ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第一條ノ三ニ規定スル書類ヲ提出スヘキ月カ恩給ノ裁定ヲ受ケタル月（證書ノ日附ニ在ル月）ノ翌月ヨリ十二月內ニ在ルトキハ其ノ書類ヲ提出スルコトヲ要セス

第一條ノ三　各受給者ハ前條ノ書類ヲ左ノ區別ニ從ヒ隔年提出スヘシ

一　公務員又ハ之ニ準スヘキ者トシテ恩給ヲ受クル者ハ一月

二　遺族トシテ恩給ヲ受クル者ハ七月

陸軍ノ軍人、之ニ準スヘキ者及警察監獄職員竝其ノ遺族ハ昭和ノ偶數年ニ於ケル前項ノ月ニ提出シ他ノ公務員及之ニ準スヘキ者竝其ノ遺族ハ其ノ奇數年ニ於ケル前項ノ月ニ提出スヘシ

第一條ノ四　第一條ノ二ニ規定スル書類ヲ提出セサル受給者ニ對シテハ之ヲ提出スヘキ月ヨリ一期隔リタル後ノ支給期以後ノ支給ヲ一時差止ムヘシ

第一條ノ五　恩給法第十條ノ規定ニ依リ恩給ノ支給ヲ受クヘキ遺族及其ノ順位ハ扶助料ヲ受クヘキ遺族及其ノ順位ニ依ル

同法第十條ノ恩給權者カ死亡ノ當時家族ナリシトキハ其ノ相續人ハ恩給權者死亡ノ當時之ト同一戶籍內ニ在リタルコトヲ要ス

第二條　恩給法第十條ノ場合ニ於テ死亡シタル恩給權者未タ恩給ノ請求ヲ爲ササリシトキハ恩給ノ支給ヲ受クヘキ遺族又ハ相續人ハ自己ノ名ヲ以テ死亡者ノ恩給ノ請求ヲ爲スコトヲ得

裁定ヲ經タル恩給ニ付テハ死亡者ノ遺族又ハ相續人ハ自己ノ名ヲ以テ其ノ恩給ノ支給ヲ受クルコトヲ得

第三條　恩給法第十二條ノ規定ニ依リ內閣恩給局長以外ノ者ニ於テ恩給ヲ受クルノ權利ヲ裁定スヘキ場合ハ左ノ區分ニ依ル

一　內地ニ於ケル公立ノ小學校、實業補習學校、幼稚園、盲啞學校其ノ他ノ盲學校、聾啞學校及小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員及準教育職員竝其ノ遺族ノ恩給ハ北海道ニ在リテハ北海道廳長官、府縣ニ在リテハ府縣知事之ヲ裁定ス

二　前號ニ揭クルモノヲ除クノ外內地ニ於ケル公立ノ學校又ハ圖書館ノ教育職員ニシテ文官ニ非サルモノノ一時恩給ハ北海道ニ在リテハ北海道廳長官、府縣ニ在リテハ府縣知事之ヲ裁定ス

三　朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ於ケル公立ノ小學校、普通學校、公學校、實業補習學校、幼稚園、盲啞學校其ノ他ノ盲學校、聾啞學校及小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員及準教育職員竝其ノ遺族ノ恩給ハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官之ヲ裁定ス

四　朝鮮、臺灣、樺太、關東州（南滿洲鐵道附屬地ヲ含ム以下同シ）又ハ南洋群島ニ於ケル警察監獄職員（陸海軍ニ屬スルモノ及樺太ニ於ケル刑務所ニ屬スルモノヲ除ク）及其ノ遺族ノ恩給ハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督（道ノ警部補、巡査及消防手竝其ノ遺族ノ恩給ハ道知事）、臺灣ニ在リテハ臺灣總督（州又ハ廳ノ警部補及巡査竝其ノ遺族ノ恩給ハ州知事又ハ廳長）、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、關東州ニ在リテハ關東長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官之ヲ裁定ス

五　內地ニ於テ國庫以外ノ者ヨリ俸給ヲ受クル警察監獄職員及其ノ遺族ノ恩給ハ北海道ニ在リテハ北海道廳長官、府縣ニ在リテハ府縣知事（警視廳部內ノ職員ニ在リテハ警視總監）之ヲ裁定ス

六　恩給法第二十四條第三號ニ掲クル待遇職員（國庫ヨリ俸給ヲ給スルモノヲ除ク）及其ノ遺族ノ恩給ハ北海道ニ在リテハ北海道廳長官、府縣ニ在リテハ府縣知事（警視廳部内ノ職員ニ在リテハ警視總監）、朝鮮ニ在リテハ道知事臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、關東州ニ在リテハ關東長官之ヲ裁定ス

第四條　恩給法第十七條第一項ノ規定ニ依リ分擔スヘキ恩給ハ普通恩給、扶助料、一時恩給及一時扶助料トシ國庫カ恩給金額ノ分擔ヲ請求スル場合ニ於テハ當該公務員ノ在職年中ニ恩給ノ負擔者ヲ異ニスヘキ二種以上ノ公務員ノ在職年ヲ含ムトキハ各在職年ノ年數ヲ其ノ各官職ノ退職又ハ死亡前ノ俸給年額ニ乘シタル數ニ比例シテ分擔請求額ヲ定ム但シ退職又ハ死亡ヲ以テ終ラサル在職ニ付テハ右ノ退職又ハ死亡前一年内ノ俸給年額ニ代ヘ在職最終ノ俸給年額（軍人及準軍人ニ付テハ恩給法別表第一號表ノ金額）ニ依ル（*）

前項ニ規定スル退職又ハ死亡前一年内ノ俸給年額ハ恩給法第五十九條ノ二ノ規定ヲ準用シテ之ヲ算出ス

恩給法第四十五條ノ規定ニ依リテ普通恩給ヲ受クヘキ所定ノ年數ニ滿タサル在職年ノ者ニ給スル普通恩給及其ノ遺族ニ給スル扶助料ニ付テハ常該所定ノ年數ニ滿タサル年月數ハ分擔請求額計算上之ヲ當該恩給ノ負擔者ニ歸スヘキ在職年ト看做ス

分擔請求額ニ付在職年數ヲ計算スル場合ニ於テハ左ノ割合ニ依リ其ノ基礎タル在職年月數ニ加算ス

一　恩給法第六十二條第三項ノ規定ニ依リ加給スヘキ場合ニ於テハ加給セラルヘキ勤續在職年ノ一年ニ付一年

二　恩給法第六十條第三項、第六十一條第四項、第六十一條ノ二第四項、第六十二條第七項、第六十三條第五項又ハ第六十四條第三項ノ規定ニ依リ外國勤續ニ因ル加給ヲ爲スヘキ場合及同法第六十二條第四項又ハ同法第六十三條第三項ノ規定ニ依リ加給ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ加給セラルヘキ勤續在職年ノ一年ニ付六月

三　前四項ノ規定ハ恩給法第十七條第二項乃至第四項ノ分擔請求ニ付之ヲ準用ス

*〔第四條（第一項）恩給法第十七條第一項ノ規定ニ依リ分擔スヘキ恩給ハ普通恩給及扶助料トシ國庫カ恩給金額ノ分擔ヲ請求スル場合ニ於テハ當該公務員ノ在職年中ニ恩給ノ負擔者ヲ異ニスヘキ二種以上ノ分務員ノ在職年ヲ含ムトキハ各在職年ノ年數ヲ其ノ各官職ノ最終ノ俸給年額（下士以下ノ軍人及之ニ相當スル準軍人ニ付テハ別表第一號表ノ金額ヲ俸給年額ト看做ス）ニ乘シタル數ニ比例シテ分擔請求額ヲ定ム〕

第五條　恩給ノ分擔ハ支給義務額ニ依リ之ヲ爲スモノトス

第六條　左ニ掲クルモノハ國庫ヨリ俸給ヲ給セサルモ恩給法第二十條ノ規定ノ適用ニ付之ヲ文官トス

一　地方官官制第二條ニ規定スル府縣判任官

二　都市計畫地方委員會ノ職員ニシテ官吏タルモノ

三　神宮司廳又ハ神宮皇學館ノ職員ニシテ官吏タルモノ

四　朝鮮道立醫院ノ職員ニシテ官吏タルモノ

第七條　恩給法第二十一條第二項第二號ノ陸軍又ハ海軍ノ學生生徒トハ陸軍士官學校、陸軍幼年學校、陸軍戸山學校、陸軍工科學校、海軍兵學校、海軍機關學校及海軍經理學校ノ生徒、陸軍ノ士官候補生、海軍航空豫備學生、海軍豫備生徒竝海軍豫備練習生ニシテ軍人ニ非サルモノヲ謂フ

第八條　恩給法第二十二條第二項ノ在外指定學校ハ外務大臣及文部大臣之ヲ指定ス但シ關東州ニ在リテハ關東長官大使之ヲ指定ス

前項ノ指定ニ關スル規程ハ外務大臣及文部大臣又ハ大使（關東長官）之ヲ定ム

第九條　恩給法第二十二條第三項ノ準教育職員トハ教授心得、助教授心得、教諭心得、助教諭心得、准訓導及判任官ノ待遇ヲ受ケサル保姆ニシテ專任教員タルモノヲ謂フ

第十條　恩給法第二十四條第三號ノ待遇職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

一　道路管理職員制ニ依ル職員
二　地方土木職員制ニ依ル職員
三　地方產業職員制ニ依ル職員（市費ヲ以テ置キタルモノヲ除ク）
四　地方測候所職員制ニ依ル職員
五　地方學校衛生職員制ニ依ル職員
六　地方社會教育職員制ニ依ル職員
七　地方社會事業職員制ニ依ル職員
八　地方建築職員制ニ依ル職員
八ノ二　地方警察職員制ニ依ル職員
八ノ三　地方體育運動職員制ニ依ル職員
八ノ四　地方學校營繕職員制ニ依ル職員
九　防疫職員制ニ依ル職員
十　稅關官制第二十六條ノ規定ニ依ル職員
十一　臨時海港檢疫所官制ニ依ル職員
十二　廳府縣衛生職員制ニ依ル職員
十三　癩療養所職員制ニ依ル職員
十四　家畜防疫職員制ニ依ル職員
十五　朝鮮地方待遇職員令ニ依ル地方ノ土木、產業、衛生、社會事業又ハ測候ニ關スル事務又ハ技術ニ從事スル職員（府費ヲ以テ置キタルモノヲ除ク）
十六　臺灣地方待遇職員令ニ依ル地方ノ土木、建築、衛生、產業、物產檢查、社會事業又ハ社會教育ノ事務又ハ技術ニ從事スル職員（市費ヲ以テ置キタルモノヲ除ク）
十七　關東州地方待遇職員令ニ依ル地方ノ產業、土木、衛生、教育又ハ行政ニ關スル事務又ハ技術ニ從事スル職員

第十一條　恩給法第二十四條第四號ノ待遇職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

一　內閣印刷局醫及內閣印刷局藥劑師
二　造幣醫、造幣藥劑師、專賣醫及專賣藥劑師
三　陸軍ノ通譯ニシテ判任官以上ノ待遇ヲ受クルモノ
四　靖國神社附屬遊就館職員ニシテ判任官以上ノ待遇ヲ受クルモノ
五　鐵道醫
六　朝鮮ニ於ケル監獄ノ藥劑師、鐵道醫及鐵道藥劑師並臺灣ニ於ケル警察醫

七　臺灣又ハ關東州ニ於ケル檢疫員及檢疫醫員

第十二條　恩給法第三十二條第一項第一號ノ規定ニ依リ從軍加算ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ同法第四十條第二項ノ規定ニ依ルノ外左ノ各號ノ例ニ依ル

一　戰爭開始後戰地ニ到リタル者ニ付テハ戰地ニ到ルヘキ事由ノ生シタル當時所在スル地ノ屬スル地域ヲ離レタル月ヨリ加算ス

二　戰爭中戰地ヨリ歸還シタル者ニ付テハ其ノ歸還スヘキ地ノ屬スル地域ニ到著シタル月迄加算ス

前項ノ地域トハ內地、朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南洋群島及之ニ準スヘキ外國ノ地區ヲ謂フ

恩給法第三十二條第一項第二號ノ規定ニ依リ從軍加算ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ同法第四十條第二項ノ規定ニ依ルノ外左ノ各號ノ例ニ依ル

一　動員（之ニ準スルモノヲ含ム）部隊ニ編入セラレタル者ニ付テハ編入ノ月、動員（之ニ準スルモノヲ含ム）下令前ヨリ其ノ部隊ニ在リタル者ニ付テハ其ノ下令ノ月ヨリ加算ス

二　戰爭開始後戰務ニ服スヘキ地ニ到リタル者及戰爭中其ノ地ヨリ歸還シタル者ニ付テハ前二項ノ規定ヲ準用ス

前三項ノ規定ハ恩給法第三十二條第二項ノ規定ニ依ル加算ニ付之ヲ準用ス

第十三條　恩給法第三十五條ノ規定ニ依リ鎭戍加算ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ同法第四十條第二項ノ規定ニ依ルノ外公務員鎭戍ノ爲內國ヲ出發シタルトキハ內國ヲ離レタル月ヨリ加算シ鎭戍ノ終了後直ニ內國ニ歸還シタルトキハ內國歸著ノ月迄加算ス

第十四條　恩給法第三十六條ノ規定ニ依リ航空加算ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ左ノ區分ニ依ル

一　同月內ニ於テ飛行時數五時間以上飛行機ニ搭乘シ航空勤務ニ服シタルトキ又ハ航空機ニ搭乘シ特ニ危險ト認ムル航空試驗ニ從事シタルトキ

二　同月內ニ於テ飛行時數一時間以上飛行機ニ搭乘シ又ハ五時間以上航空船、航行中ノ艦船繫留ノ氣球若ハ自由氣球ニ搭乘シ航空勤務ニ服シタルトキハ其ノ一月ニ付一月

三　前二號ニ揭クルモノヲ除クノ外航空機ニ搭乘シ航空勤務ニ服シタルトキハ其ノ一月ニ付半月

第十五條　恩給法第三十八條ノ規定ニ依リ加算スヘキ邊陬又ハ不健康ノ地域及其ノ加算ノ程度ハ別表第二號表ニ依ル

第十六條　邊陬又ハ不健康ノ地域ノ加算ハ在勤地外ノ地ヨリ其ノ在勤地ニ赴任シタル者ニ付テハ在勤地ニ到著シタル月ヨリ、其ノ地ニ在リテ就職シタル者ニ付テハ就職ノ月ヨリ之ヲ起算シ其ノ在勤ヲ止メタル月ヲ以テ終ル

前項ノ地域ニ在勤中引續キ九十日以上其ノ地域ヲ離レタルトキハ全ク地域ヲ離レタル月ニ對シテハ邊陬又ハ不健康ノ地域ノ加算ヲ爲サス

第十七條　恩給法第三十八條ノ規定ニ依ル不健康業務ノ加算ハ一月ニ付半月トス其ノ業務左ノ如シ

一　有毒ノ瓦斯若ハ蒸氣、爆藥類又ハ危險ナル細菌ノ研究又ハ製造ニ直接ニ從事スル勤務ニシテ內閣總理大臣ノ指定スルモノ

二　排水量千噸以下ノ在役ノ驅逐艦、水雷艇若ハ掃海艇乘員トシテノ勤務又ハ鐵道事業ニ於ケル蒸汽機關車乘員トシテノ現業勤務

三　炭坑内切羽ニ於ケル連續的現業勤務

四　肺結核、喉頭結核又ハ癩ノ患者ヲ收容スル病室ニ於テ直接看護ニ從事スル勤務

前項ニ規定スル業務ニ從事中引續キ三十日以上服務セサルトキハ全ク服務セサル月ニ對シテ不健康ノ業務ノ加算ヲ爲サス

第十八條　恩給法第三十九條ノ遠洋航海トハ北緯五十度以北、東經百六十度以東、東經百六十度北緯四十度ノ點ト東經百四十度北緯二十度ノ點トヲ連結スル線ノ以東以南、北緯二十度以南及東經百十度以西ノ海面ヲ航行シ一航程千浬ヲ超ユル航海ヲ謂フ

第十九條　航海加算ハ初發港出發ヨリ之ニ歸著シ又ハ到達港ニ達スル迄ノ期間ニ對シ之ヲ爲ス但シ出發ニ當リ內國港灣ニシテ前條ノ海面ニ在ラサルモノヲ經由スル場合ニ於テハ其ノ港灣ヲ離レタル月ヨリ加算シ歸著ニ際シ內國港灣ニシテ前條ノ海面ニ在ラサルモノヲ經由スル場合ニ於テハ其ノ港灣ニ到著シタル月迄加算ス

航海中引續キ三十日以上航行セサルトキハ全ク航行セサル月ニ對シテハ航海加算ヲ爲サス

第十九條ノ二　恩給法第四十條ノ二ニ規定スル期間一月以上ニ亙ルトハ其ノ期間カ在職年ノ計算ニ於テ一月以上ニ計算セラルル總テノ場合ヲ謂フ但シ現實ニ職務ヲ執ルヲ要スル日ノアリタル月ハ在職年ノ計算ニ於テ之ヲ半減セス

第二十條　恩給法第四十四條ノ本俸ニ準スヘキモノトハ左ニ掲クルモノヲ謂フ

一　年功ニ因ル加俸

二　府縣知事ノ指定地加俸

三　官立又ハ公立ノ大學ノ教授又ハ助教授ノ職務俸

四　第一號ニ掲クルモノヲ除クノ外市町村立小學校教員加俸令ニ依ル加俸

五　警察監獄職員ノ精勤加俸及功勞加俸

第二十一條　恩給法第四十八條第一項第一號ニ規定スル流行病及地域ハ別表第三號表ニ依ル

第二十二條　恩給法第四十八條第一項第二號ノ流行病ノ種類左ノ如シ

一　マラリア（黑水熱ヲ含ム）

二　猩紅熱

二ノ二　痘瘡

三　コレラ

四　脚氣（戰地ニ限ル）

五　發疹チフス

六　腸チフス

七　パラチフス

八　ペスト

九　回歸熱

十　赤痢

十一　流行性腦脊髓膜炎
十二　流行性感冒
十三　肺ヂストマ病
十四　トリパノゾーム病
十五　ワイルス氏病
十六　カラアザール
十七　黄熱

第二十三條　恩給法第四十九條第二項ノ規定ニ依ル戰鬪ニ準スヘキ公務ニ因ル傷痍疾病トハ左ニ掲クルモノヲ謂フ

一　戰地ニ於テ勤務中敵ノ設置若ハ遺棄シタル危險物ニ因ル又ハ敵對行動中ノ不可抗力ニ因ル傷痍疾病
二　暴徒鎭壓又ハ集團ヲ爲ス馬賊海賊著人等討伐中ノ敵對行動ニ因ル又ハ敵對行動中ノ不可抗力ニ因ル傷痍疾病
三　外國ノ交戰若ハ擾亂ノ地域内ニ於テ勤務中又ハ該地域内ヲ職務ヲ以テ旅行中ニ於ケル該交戰又ハ擾亂ニ因ル傷痍疾病
四　航空機ニ乘シ航空勤務中又ハ潛水艦ニ乘シ潛航勤務中ノ不可抗力ニ因ル傷痍疾病
五　職務ヲ以テ兇賊又ハ脫獄囚ヲ逮捕スルニ當リ危害ヲ加ヘラルヘキコトヲ豫斷シ得ルニ拘ラス危險ヲ冒シテ其ノ職務ヲ執行シタル爲加ヘラレタル傷痍疾病
六　職務ヲ以テコレラ又ハペストノ防疫、診療又ハ看護ニ直接從事シ之カ爲罹リタル該疾病

七　急流其ノ他生命ノ危險ヲ感スヘキ事情ノ下ニ於ケル潛水勤務ニ因ル傷痍疾病

第二十四條　恩給法第四十九條第二項ノ規定ニ依リ不具廢疾ノ程度ヲ分チテ左ノ七項トス

特別項症

一　常ニ就床ヲ要シ且複雜ナル介護ヲ要スルモノ
二　重大ナル精神障碍ノ爲常ニ監視又ハ複雜ナル介護ヲ要スルモノ
三　身體諸部ノ障碍ヲ綜合シテ其ノ程度第一項症ニ第一項症乃至第六項症ヲ加ヘタルモノ

第一項症

一　複雜ナル介護ヲ要セサルモ常ニ就床ヲ要スルモノ
二　精神的又ハ身體的作業能力ヲ失ヒ僅ニ自用ヲ辨シ得ルニ過キサルモノ
三　咀嚼及言語ノ機能ヲ併セ廢シタルモノ
四　兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ〇・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
五　肘關節以上ニテ兩上肢ヲ失ヒタルモノ
六　膝關節以上ニテ兩下肢ヲ失ヒタルモノ

第二項症

一　精神的又ハ身體的作業能力ノ大部ヲ失ヒタルモノ
二　咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ廢シタルモノ

三　兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
四　兩耳全ク聾シタルモノ
五　腕關節以上ニテ兩上肢ヲ失ヒタルモノ
六　足關節以上ニテ兩下肢ヲ失ヒタルモノ

第三項症

一　咀嚼又ハ言語ノ機能ニ大ニ妨アルモノ
二　兩睾丸ヲ全ク失ヒタルモノ
三　肘關節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ
四　膝關節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ
五　兩耳ノ聽力カ耳殼ニ接セサレハ大聲ヲ解シ得サルモノ

第四項症

一　泌尿器ノ機能ニ大ニ妨アルモノ
二　兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ二メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
三　腕關節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ
四　足關節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ

第五項症

一　鼻ヲ失ヒ其ノ機能ニ大ニ妨アルモノ
二　頭部、顏面等ニ大ナル醜形ヲ殘シタルモノ
三　一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ〇・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
四　一側總指ヲ全ク失ヒタルモノ

第六項症

一　頸部又ハ軀幹ノ運動ニ大ニ妨アルモノ
二　一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
三　一側母指及示指ヲ全ク失ヒタルモノ
四　一側總趾ヲ全ク失ヒタルモノ

前項ノ各症ニ該當セサル傷痍疾病ノ症項ハ前項ノ規定ニ準シ之ヲ査定ス

視力ヲ測定スル場合ニ於テハ屈折異常ノモノニ付テハ矯正視力ニ依リ視標ハ萬國共通視力標ニ依ル

第二十四條ノ二　恩給法第四十九條第二項ニ規定スル傷病年金ヲ給スヘキ傷病ノ程度ヲ分チテ左ノ四款トス

第一款症

一　一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ二メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
二　一耳聾シタルモノ
三　一側母指ヲ全ク失ヒタルモノ

四　一側睾丸ヲ全ク失ヒタルモノ

第二款症

一　一耳ノ聽力カ耳殼ニ接セサレハ大聲ヲ解シ得サルモノ

二　一側拇指ノ機能ヲ廢シタルモノ

第三款症

一　一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ三メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ

二　一耳ノ聽力カ十センチメートル以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得サルモノ

三　一側示指ヲ全ク失ヒタルモノ

四　一側第一趾ヲ全ク失ヒタルモノ

第四款症

一　一側中指ヲ全ク失ヒタルモノ

二　一側示指ノ機能ヲ廢シタルモノ

三　一側第二趾ヲ全ク失ヒタルモノ

四　一側第一趾ノ機能ヲ廢シタルモノ

前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ傷病ノ程度ノ査定ニ付之ヲ準用ス

第二十四條ノ三　恩給法第五十八條第一項第四號ニ規定スル恩給外ノ所得ハ恩給受給者カ內地、朝鮮、臺灣、樺太、

關東州又ハ南洋群島ニ住所又ハ一年以上ノ居所ヲ有スル場合ノ所得ニ限ル但シ左ニ掲クル所得ハ右地域內ニ住所又ハ一年以上ノ居所ヲ有セサルトキト雖之ヲ所得中ニ算入ス

一　恩給受給者カ右地域內ニ有スル資產又ハ營業ヨリ生スル所得

二　右地域內ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ恩給受給者ノ受クル利益若ハ利息ノ配當、餘剩金ノ分配又ハ俸給、賞與若ハ此等ノ性質ヲ有スル給與

恩給受給者カ前項ノ地域內ニ住所又ハ一年以上ノ居所ヲ有スルトキハ右地域外ニ於ケル資產、營業又ハ職業ヨリ生スル所得ト雖之ヲ恩給外ノ所得中ヨリ除外セス

第二十四條ノ四　前條第一項第二號ニ掲クルモノ以外ノ恩給外ノ所得ハ所得稅法ニ規定スル個人ノ第三種所得ト同範圍トス

所得稅法第十八條第一號乃至第五號ニ掲クル所得ハ之ヲ恩給外ノ所得中ヨリ除外ス

第二十四條ノ五　恩給外ノ所得ノ計算ニ關シテハ所得稅法第十四條第一項及第二項竝所得稅法施行規則第七條及第八條ノ規定ヲ準用ス

第二十四條ノ六　恩給外ノ所得ハ每年稅務署長ノ調査ニ依リ裁定官廳之ヲ決定ス

裁定官廳ハ恩給外ノ所得ノ調査ヲ要スル恩給受給者ノ氏名、住所又ハ居所及恩給年額ヲ稅務署長ニ通知スヘシ

稅務署長恩給外ノ所得ノ調査ヲ結了シタルトキハ之ヲ裁定官廳ニ報告スヘシ

前三項中稅務署長トアルハ臺灣、樺太、關東州又ハ南洋群島ニ在リテハ各其ノ地域ニ於ケル稅務官署トス

第二十四條ノ七　恩給法第五十八條第一項第四號ノ規定ニ依ル恩給ノ一部停止ハ恩給外ノ所得ノ決定ニ基キ其ノ年七月一日ヨリ翌年六月三十日ニ至ル期間分ノ恩給ニ付テ之ヲ爲ス但シ其ノ前年以前ノ分ノ恩給ニ付停止ヲ爲スヘキ場合ニ於テ恩給ノ請求又ハ裁定ノ遲延ニ依リ一般ノ手續ニ依リテ恩給外ノ所得ヲ調査決定スルコトヲ得サルトキハ前條ニ規定スル調査決定ノ機關ハ其ノ分ニ付テハ一般ノ場合ニ準シ臨事ニ恩給外ノ所得ヲ調査決定ス此ノ場合ニ於テハ其ノ停止額ハ後ノ恩給支給額中ヨリモ之ヲ控除スルコトヲ得

恩給ヲ受クヘキ事由ノ生シタル年分ノ恩給ニ付テハ恩給法第五十八條第一項第四號ノ規定ニ依ル恩給ノ一部停止ノ手續ヲ行ハス

恩給外ノ所得額ノ追加又ハ更訂アリタルトキハ恩給ノ停止額モ之ヲ更正ス

恩給給與ノ止ムヘキ事由生シタル場合ニ於テハ恩給ノ停止ハ其ノ事由ノ生シタル月分迄ノ恩給ニ付之ヲ爲ス

第二十四條ノ八　年產額千圓以上ノ恩給ヲ受クル者ニシテ關東州若ハ南洋群島ニ住所若ハ一年以上ノ居所ヲ有シ又ハ同地域ニ住所若ハ一年以上ノ居所ヲ有セサルモ同地域內ニ有スル資產若ハ營業ヨリ生スル所得ヲ得ルモノハ毎年三月十五日迄ニ所得ノ種類及金額ヲ詳記シ裁定官廳カ內閣恩給局長ナルトキハ夫々關東局又ハ南洋廳ヲ經由シテ裁定官廳ニ其ノ申告ヲ爲スヘシ裁定官廳カ地方長官ナル場合ニ於テ恩給受給者カ裁定官廳ノ管轄內ニ住所又ハ居所ヲ有スルトキハ直接ニ裁定官廳ニ、然ラサルトキハ住所若ハ居所又ハ資產若ハ營業ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シテ裁定官廳ニ其ノ申告ヲ爲スヘシ

年額千圓以上ノ恩給ヲ受クル者ニシテ內地、朝鮮、臺灣、樺太、關東州又ハ南洋群島ニ住所又ハ一年以上ノ居所ヲ有セスシテ第二十四條ノ三第一項但書第二號ニ規定スル所得ヲ得ルモノハ毎年三月十五日迄ニ所得ノ種類及金額ヲ詳記シ直接ニ裁定官廳ニ其ノ申告ヲ爲スヘシ

第二十四條ノ九　恩給法第五十九條ノ二ニ規定スル退職前一年內ノ俸給ヲ計算スル場合ニ於テハ左ノ各號ノ例ニ依ル

一　初任ノ月ニ於テ日割計算ヲ以テ俸給ヲ給セラレタル場合ニ於テモ全月分ヲ以テ其ノ月ノ俸給額トス

二　月ノ中途ニ於テ昇給アリタルトキハ昇給後ノ俸給額ヲ以テ其ノ月ノ俸給額トス

三　休職、罰俸等ノ事情ニ依リ本來給與セラルヘキ俸給ニ比シ一時的ニ少額ヲ給セラレタル場合ニ於テモ本來給與セラルヘキ俸給額ニ依ル

第二十四條ノ十　恩給法第五十九條ノ二第一項但書ニ規定スル一級ノ昇給ニ付テハ左ノ例ニ依ル

一　級俸ノ定アル場合ニ於テ當分給トシテ給與級俸ヨリ少額ノ俸給ヲ給セラレタル者ニ付テハ給與級俸ノ直近上位ノ級俸ノ額ニ給與級俸ニ對シ當分俸給カ有スル割合ヲ乘シタルモノ（圓位未滿ハ圓位ニ滿タシム）ヲ以テ當分俸給ニ對スル一級上位ノ俸給額トス級俸ノ定アル場合ニ於テ月俸七十五圓未滿ノモノニ付級俸ニ拘ラス適宜ノ金額ヲ定メ之ヲ給與シタルトキ亦同シ

二　同一級俸ニ付上下ノ區分アル場合ニ於テハ其ノ上俸ハ之ヲ下俸ニ對スル一級上位ノ俸給ト看做ス

三　轉官職ニ依リ昇給ヲ來ス場合ニ於テハ新官職ニ付定メラレタル級俸中前ノ官職ニ付給セラレタル俸給ニ直近ニ多額ナルモノヲ以テ一級上位ノ俸給トス但シ其ノ額カ前官職ニ付給セラレタル俸給ニ其ノ百分ノ十五ヲ加ヘタル金額ニ達セサルトキハ之ニ達スル金額ヲ以テ一級上位ノ俸給ト看做ス

第二十五條　準文官ノ公務傷病ニ關スル規定ノ適用ニ付テノ階等ハ左ノ區分ニ依ル

一　高等官ノ試補ハ判任官一等トシ判任官見習ハ同四等トス

二　國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者ニ付テハ其ノ官等等級ニ依ル

第二十六條　準軍人ノ公務傷病等ノ規定ノ適用ニ付テノ階等ハ左ノ區分ニ依ル

一　陸軍ノ見習士官及海軍ノ候補生ハ判任官一等トス

二　前號ニ掲ケサル陸軍ノ士官候補生、士官學校生徒、海軍兵學校生徒、海軍機關學校生徒、海軍經理學校生徒、海軍航空豫備學生及海軍豫備生徒ハ判任官三等トス

三　前二號ニ掲ケサル陸海軍諸生徒及海軍豫備練習生ノ階等ハ兵卒ニ準ス

第二十七條　教育職員及準教育職員ノ公務傷病ノ規定ノ適用ニ付テノ階等ハ左ノ區分ニ依ル

一　教育職員ノ階等ハ其ノ官等等級又ハ待遇官等等級ニ依リ勅任官、奏任官又ハ判任官ノ待遇ヲ受クルモ官等等級ノ定ナキ者ハ各其ノ最下位ノ官等等級ニ依ル

二　準教育職員ノ階等ハ公立學校職員待遇官等等級令別表第二表ノ例ニ準ス

第二十八條　警察監獄職員ノ公務傷病ノ規定ノ適用ニ付テノ階等ハ判任官四等トス但シ警部補ハ其ノ等級ニ依ル

第二十九條　待遇職員ノ公務傷病ノ規定ノ適用ニ付テノ階等ハ其ノ待遇官等等級ニ依リ勅任官、奏任官又ハ判任官ノ待遇ヲ受クルモ官等等級ノ定ナキ者ハ各其ノ最下位ノ官等等級ニ依ル

第三十條　恩給法第六十二條第五項ニ規定スル中學校ト同等以下ノ程度ノ學校トハ左ニ掲クルモノヲ謂フ

一　師範學校

二　高等女學校

三　專門學校令ニ依ラサル實業學校（實業補習學校ヲ除ク）

四　中學校又ハ前二號ニ掲クル學校ニ準スヘキ學校

五　實業補習學校教員養成所

六　朝鮮又ハ臺灣ニ於ケル中學校又ハ第一號乃至第三號若ハ第五號ニ掲クルモノニ準スヘキモノ

七　在外指定學校ニシテ中學校又ハ第一號乃至第三號ニ掲クル學校ニ準スヘキモノ

第三十條ノ二　恩給法第六十四條ノ二但書ノ規定ニ依ル一時恩給ノ返還ハ之ヲ負擔シタル國庫、府縣其ノ他ノ經濟ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ再就職ノ月ノ翌月ヨリ一年內ニ一時ニ又ハ分割シテ之ヲ完了スヘシ

前項ノ規定ニ依リ一時恩給ノ全部又ハ一部ヲ返還シ失格原因ナクシテ再在職ヲ退職シタルニ拘ラス普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ生セサル場合ニ於テハ一時恩給ノ返還ヲ受ケタル國庫、府縣其ノ他ノ經濟ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ返還者ニ還付スヘシ

第三十一條*　恩給法第六十六條第四項ノ規定ニ依リ傷病賜金ヲ給スヘキ傷病ノ程度ヲ分チテ左ノ六目トス

第一目症

一　一眼ノ視力カ〇・一ニ滿タサルモノ

二　一側中指ノ機能ヲ廢シタルモノ

三　一側第二趾ノ機能ヲ廢シタルモノ

第二目症

一　一側環指ヲ全ク失ヒタルモノ

第三目症

一　一眼ノ視力カ〇・二ニ滿タサルモノ

二　一耳ノ聽力カ四十センチメートル以上ニテハ呼語ヲ解シ得サルモノ

三　一側環指ノ機能ヲ廢シタルモノ

四　一側第三趾乃至第五趾ノ中二趾ヲ全ク失ヒタルモノ

第四目症

一　一側小指ヲ全ク失ヒタルモノ

二　一側第三趾乃至第五趾ノ中二趾ノ機能ヲ廢シタルモノ

第五目症

一　一眼ノ視力カ〇・三ニ滿タサルモノ

二　一耳ノ聽力カ一メートル以上ニテハ呼語ヲ解シ得サルモノ

三　一側小指ノ機能ヲ廢シタルモノ

四　一側第三趾乃至第五趾ノ中一趾ヲ全ク失ヒタルモノ

第六目症

一　一側第三趾乃至第五趾ノ中一趾ノ機能ヲ廢シタルモノ

二　前目ノ各症ニ次ク症ヲ殘シタルモノ

第二十四條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ傷病ノ程度ノ査定ニ付之ヲ準用ス

※〔第三十一條　恩給法第六十六條第四項ノ規定ニ依リ傷病ノ程度ヲ分チテ左ノ十款トス

第一款症

一　一側睾丸ヲ全ク失ヒタルモノ

二　一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ二メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ

三　一耳聾シタルモノ

四　一側拇指ヲ全ク失ヒタルモノ

第二款症

一　一耳ノ聽力カ耳殼ニ接セサレハ大聲ヲ解シ得サルモノ

二　一側拇指ノ機能ヲ廢シタルモノ

第三款症

一　一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ三メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ

二　一耳ノ聽力カ十センチメートル以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得サルモノ

三　一側示指ヲ全ク失ヒタルモノ

四　一側第一趾ヲ全ク失ヒタルモノ

第四款症

一　一側中指ヲ全ク失ヒタルモノ
二　一側示指ノ機能ヲ廢シタルモノ
三　一側第二趾ヲ全ク失ヒタルモノ
四　一側第一趾ノ機能ヲ廢シタルモノ

第五款症

一　一眼ノ視力カ〇・一ニ滿タサルモノ
二　一側中指ノ機能ヲ廢シタルモノ
三　一側第二趾ノ機能ヲ廢シタルモノ

第六款症

一　一側環指ヲ全ク失ヒタルモノ

第七款症

一　一眼ノ視力カ〇・二ニ滿タサルモノ
二　一耳ノ聽力カ四十センチメートル以上ニテハ呼語ヲ解シ得サルモノ
三　一側環指ノ機能ヲ廢シタルモノ
四　一側第三趾乃至第五趾ノ中二趾ヲ全ク失ヒタルモノ

第八款症

一　一側小指ヲ全ク失ヒタルモノ
二　一側第三趾乃至第五趾ノ中二趾ノ機能ヲ廢シタルモノ

第九款症

一　一眼ノ視力カ〇・三ニ滿タサルモノ
二　一耳ノ聽力カ一メートル以上ニテハ呼語ヲ解シ得サルモノ
三　一側小指ノ機能ヲ廢シタルモノ
四　一側第三趾乃至第五趾ノ中一趾ヲ全ク失ヒタルモノ

第十款症

一　一側第三趾乃至第五趾ノ中一趾ノ機能ヲ廢シタルモノ
二　前款ノ各症ニ次ク症ヲ殘シタルモノ

第二十四條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ傷病ノ程度ノ査定ニ付之ヲ準用ス〕

第三十二條　第十六條ノ規定ハ恩給法第九十一條又ハ第九十二條ノ規定ニ依リ附スヘキ加算年ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第三十三條　恩給法第九十六條ノ規定ニ依リ在職最終俸給年額ニ增加スヘキ金額ハ別表第四號表ノ區分ニ依ル

第三十四條　削除

〔第三十四條　恩給法第九十九條ノ教育事務ニ從事スル文官トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

一　官立ノ學校又ハ圖書館ノ職員
二　文部省官吏
三　教育事務從事ノ北海道廳、府、縣、郡、島廳、朝鮮總督府、朝鮮總督府道府郡島、臺灣總督府、臺灣總督府州廳郡市、樺太廳、關東廳又ハ南洋廳ノ官吏
四　臺灣公立學校ノ職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受クルモノ
五　教育事務從事ノ從前ノ區、統監府又ハ關東都督府ノ官吏〕

第三十五條　廢官、廢職、廢廳、廢校若ハ官職名改定ノ際其ノ廢改ニ係ル官職ニ在リタル者又ハ定員ノ減少ニ因リ退職シタル者即日又ハ翌日他ノ官職ニ任セラレタルトキハ恩給法ノ適用ニ付テハ之ヲ勤續ト看做ス

第三十六條　恩給法第百一條ノ規定ニ依ル增額ハ左ノ區分ニ依ル

一　軍人以外ノ公務員ノ普通恩給又ハ遺族ノ扶助料ノ年額ヲ更正スル場合ニ於テハ其ノ年額算出ノ基礎ト爲リタル俸給カ大正九年七月三十一日以前ノ俸給令ニ依ルモノナルトキハ別表第四號表ノ區分ニ依リ增加シタル金額ヲ俸給年額ト爲シ、其ノ他ノモノナルトキハ在職最終ノ俸給年額ヲ基礎トシテ恩給法第六十條、第六十二條、第六十三條及第七十五條ノ規定ニ依リ算出シタル年額ヲ以テ其ノ普通恩給又ハ扶助料ノ年額トス

二　軍人又ハ準軍人ノ普通恩給又ハ遺族ノ扶助料ノ年額ヲ更正スル場合ニ於テハ別表第五號表ニ依リ當該軍人又ハ準軍人ノ階等ヲ定メ恩給法第六十一條及第七十五條ノ規定ニ依リ算出シタル年額ヲ以テ其ノ普通恩給又ハ扶助料ノ年額トス

三　增加恩給ノ年額ヲ更正スル場合ニ於テハ退職當時ノ階等竝別表第六號表ニ依リ定メタル傷病ノ原因及不具癈疾ノ程度ニ從ヒ恩給法第六十五條ノ規定ニ依リ算出シタル年額ヲ以テ其ノ增加恩給ノ年額トス但シ陸海軍准士官ニシテ其ノ官ニ對スル最高俸ヲ受ケタルモノノ階等ハ之ヲ尉官トシ名譽進級ニ因リ階等ヲ進メラレタル軍人ノ階等ハ名譽進級ニ因ル階等トス

第二十五條乃至第二十九條ノ規定ハ增加恩給年額ノ更正ニ付之ヲ準用ス

四　執達吏ノ恩給ヲ更正スル場合ニ於テハ第一號ノ規定ニ依ラス六百圓ヲ俸給年額ト看做シ恩給法第六十條ノ規定ニ依リ算出シタル年額ヲ以テ其ノ普通恩給ノ年額トス

前項ノ增額ヲ爲ス場合ニ於テハ外國勤續ニ因ル加給ハ之ヲ爲サス

第三十七條　恩給法第百二條ノ規定ニ依リ普通恩給又ハ遺族ノ扶助料ノ年額ヲ增額スル場合ニ於テハ其ノ年額算出ノ基礎ト爲リタル退職又ハ死亡當時ノ俸給年額ヲ別表第七號表ニ依ル假定俸給年額ニ增加シ之ヲ退職又ハ死亡當時ノ俸給年額ト看做シ之ニ恩給法第百一條ノ規定ヲ適用ス

附　則

第三十八條　本令ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十九條　左ノ命令ハ之ヲ　止ス

一　明治二十四年勅令第二百四十八號
一　明治二十七年勅令第五十二號
一　明治二十七年勅令第八十一號
一　明治二十七年勅令第百四十五號
一　明治三十一年勅令第二百四十四號
一　明治三十二年勅令第二百一號
一　明治三十三年勅令第百七十三號
一　明治三十三年勅令第四百四號

一 巡査看守退隠料及遺族扶助料法施行令
一 明治三十四年勅令第百五十號
一 明治三十五年勅令第百五十七號
一 明治四十一年勅令第百三十七號
一 明治四十三年勅令第百二十七號
一 明治四十四年勅令第七十號
一 大正六年勅令第二百四十一號
一 大正六年勅令第二百四十二號
一 大正九年勅令第三百二十三號
一 明治十八年第十五號達官吏恩給令附則
一 明治十八年第十六號達文官傷癒疾病等差例
一 明治十八年第四十號達陸軍恩給令附則

第四十條 第十條各號ニ掲クル官制ニ依リ廢止セラレタル官制又ハ其レニ依リ廢止セラレタル官制ニ依リテ判任官以上ノ待遇ヲ受ケタル職員ハ在職年通算ノ關係ニ於テハ之ヲ當該各號ニ掲クル官制ニ依ル職員ト看做ス

附　則（大正十三年勅令第五十一號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從來ノ水雷艇乘員トシテノ勤務ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

附　則（大正十三年勅令第四百七號）（改正昭和八年勅令第二百三十六號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

港務部設置制ニ依ル待遇職員ハ仍之ヲ第十條第十號ニ掲クル待遇職員ト看做ス

附　則（大正十五年勅令第二百四十四號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

郡判任官ハ仍之ヲ第六條第一號ニ掲クル文官ト看做ス

附　則（昭和八年勅令第二百三十六號）

第一條 本令ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四條ノ改正規定中一時恩給及一時扶助料ニ關スル部分、第二十四條ノ二乃至第二十四條ノ八並ニ附則第三條及第四條ノ規定ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條 昭和八年九月三十日以前ニ給與事由ノ生ジタル普通恩給及扶助料ノ分擔ニ付テハ第四條第一項ノ規定ノ改正ニ拘ラズ其ノ分擔請求額ハ仍改正前ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第三條 昭和八年法律第五十號附則（以下單ニ改正法律附則ト稱ス）第七條但書ノ規定ニ依リ給スベキ傷病年金ハ前ニ傷病賜金ヲ受クルノ權利ヲ生ジタル者ニ付テハ之ヲ生ジタル月ヨリ起算シ新ニ受クベキ恩給法別表第三號表ノ傷病年金額ヲ以テ其ノ者ノ受ケタル傷病賜金額ヲ除シテ得タル數ニ相當スル年數ヲ經過シタル後ニ非ザレバ之ヲ給セズ

前項ノ年數ノ一年ニ滿タザル部分ハ之ヲ月ニ換算シ月ニ滿タザルモノハ之ヲ切捨ツ

第四條　改正法律附則第九條ニ規定スル場合ニ於テハ左ノ例ニ依ル

一　轉官職ニ依リ新官職ニ付前俸給ヨリ多額ノ俸給ヲ給セラルルニ至ルトキハ之ヲ昇給ト看做ス

二　本俸ト之ニ準スヘキモノトヲ併セ受クル場合ニ於テ其ノ一ニ付昇給又ハ增額アリタルトキハ改正法律附則第九條ノ規定ニ依リ本俸及之ニ準ズベキモノノ總テニ付同法第五十九條ノ改正規定ヲ適用ス

三　俸給ノ法令ニ依ル增額アル場合ニ於テ其ノ增額分ガ恩給法第五十九條ノ規定ノ改正ニ依リ增加シ又ハ新ニ納付スベキニ至リタル額以上ナルトキニ限リ俸給ハ增額セラレタルモノトシ之ニ及バザルトキハ其ノ增額ナカリシモノトシテ取扱フ

第五條　改正法律附則第十五條第一項但書ノ規定ニ依リ改定普通恩給ヨリ控除スル金額ノ年額ハ改定ニヨリ增額スル金額ノ一年分ト同額トス

控除ハ控除金額ノ總額カ一時恩給金額ニ達シタルトキヲ以テ之ヲ止ム

第六條　改正法律附則第十七條以下ノ規定ニ依リ同法施行後仍削除セラレタル恩給法第九十九條ノ規定ニ依ルベキ場合ニ於テ同條ニ規定スル教育事務ニ從事スル文官トハ左ニ掲グル者ヲ謂フ

一　官立ノ學校又ハ圖書館ノ職員

二　文部省官吏

三　教育事務從事ノ北海道廳、府、縣、郡、島廳、朝鮮總督府、朝鮮總督府道府郡島、臺灣總督府、臺灣總督府州廳郡市、樺太廳、關東廳又ハ南洋廳ノ官吏

四　臺灣公立學校ノ職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受クルモノ

五　教育事務從事ノ從前ノ區、統監府又ハ關東都督府ノ官吏

第七條　大正十三年勅令第四百七號附則第二項中「第六號」ヲ「第十號」ニ改ム

附　則（昭和八年勅令第三百五號）（同年十一月二十九日公布）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ規定ニ依ル北海道廳事業手ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

（別表）別表第一號表　削除

（改正前第一號表）

判任官				下士官兵卒	
二等	三等	四等			
七五六圓	六一二圓	四六八圓		四一四圓	

準軍人ニ付テハ其ノ階等ニ依リ右表ヲ準用ス

第二號表

（一）三分ノ二月ヲ加算スヘキモノ

內地	朝鮮	臺灣	樺太	關東州	南洋群島	其ノ他
北海道 國後郡	京畿道 富川郡	臺北州 基隆郡	散江郡 熊香郡	圓島	各群島（パラオ列島中北ペトロパウ	樺太

安渡移矢岬、松前郡小島、幌莚島、占守島、石川縣鳳至郡舳倉島、長崎縣南松浦郡女島、鹿兒島縣川邊郡草垣島
木德島、德積島、忠清南道瑞山郡鈴島、格烈飛島、全羅南道務安郡七發島、紅島、小黑山島、莞島郡魚籠島、港門島、珍島郡竹島、下鳥島、慶尚北道鬱陵島、黃海道長淵郡小靑島、松禾郡西島、平安南道寧遠郡、平安北道熙川郡、鐵山郡大和島、朔州郡、昌城郡、碧潼郡、楚山郡、渭原郡、江界郡、慈城郡、厚昌郡、咸鏡南道新興郡、長津郡、豐山郡、三水郡、甲山郡、咸鏡北道茂山郡、會寧郡、鍾城郡、穩城郡、慶源郡、慶興郡 右ニ揭クル地方ニ屬スル地ト雖鐵道停車場ヨリ五里以内ニ在ル地ハ之ヲ除ク
基隆街ノ内彭佳嶼、羅東郡街庄ヲ置カサル蕃地中清水、牛鬪及松羅溪駐在警察官管轄區域ヲ除キタル殘部、蘇澳郡街庄ヲ置カサル蕃地中寒溪、四方林、大元山駐在警察官管轄區域ヲ除キタル殘部、蘇澳庄ノ内大南澳、文山郡街庄ヲ置カサル蕃地中タンピア、ウライ、ラハウ及阿玉駐在警察官管轄區域ヲ除キタル殘部、新竹州大溪郡街庄ヲ置カサル蕃地中八結、ケイフイ、カウジヤウ、竹頭角、水流東、角板山、合脗平、ウライ、ヨウハブン、ノッケイ、カウボウ、ラハウ及斷崖駐在警察官管轄區域ヲ除キタル殘部、竹東郡街庄ヲ置カサル蕃地中内灣、カラパイ、メカラン、内横屏山、錦屏山、ラハウ、シラック、メホマン、シバジイ、マイバライ、シイガオ及大隘駐在警察官管轄區域ヲ除キタル殘部、大湖郡街庄ヲ置カサル蕃地中八卦力、汶水、高熊峠及細道邦駐在警察官管轄區域ヲ除キタル殘部、臺中州東勢郡街庄ヲ置カサル蕃地中牛欄坑、稍來坪、白毛及中坑坪駐在警察官管轄區域ヲ除キタル殘部、新高郡街庄ヲ置カサル蕃地全部、能高郡街庄ヲ置カサル蕃地全部、臺南州嘉義郡街庄ヲ置カサル蕃地全部、高雄州旗山郡街庄ヲ置カサル蕃地全部、屏東郡街庄ヲ置カサル蕃地中カウ、サンテイモン、パクヒヨウ、マカザヤザヤ及カサギザン駐在警察官管轄區域ヲ除キタル殘部、潮州郡街庄ヲ置カサル蕃地中カピヤン、アマワン、ボンガリイ、スボン、歸化門、崁頭、内獅頭、獅仔頭及四重溪駐在警察官管轄區域ヲ除キタル殘部、恒春郡街庄ヲ置カサル蕃地全部、東港郡琉球庄、臺東廳臺東廳管内中臺東街ヨリ里壠ニ至ル鐵道沿線二里以内ノ地域及其ノ以東ノ地ヲ除キタル殘部、花蓮港廳花蓮港廳管内中花蓮港街ヨリ玉里ニ至ル鐵道沿線二里以内ノ地域及其ノ以東ノ地域ヲ除キタル殘部
名好郡名好村大字安別、留多加郡西能登呂岬
コロール島、サイパン島及ヤップ島ヲ除ク）
ロフスク、ニコライウスク、農安、龍井村、琿春、百草溝、局子街、間島頭道溝、通化、海龍、赤峰、宜昌、沙市、重慶、成都、外蒙古、新疆、河内、西貢、盤谷、新嘉坡、メダン、マニラ、ダヴァオ、スラバヤ、パタヴィア、蘭貢、カルカッタ、コロンボ、孟買、テヘラン、ポートサイド、モンバサ、ハヴァナ、パナマ、里馬、リペロンプレート、バウルー

（二）二分ノ一月ヲ加算スヘキモノ

内地	北海道厚岸大黑島
朝鮮	京畿道富川郡
臺灣	臺北州宜蘭郡
樺太	名好郡（名好村大
關東州	海洋島獐子島
南洋群島	パラオ列島中
其ノ他	オムスク、ノヴオシビ

根室諸島、千島列島（安渡移矢岬、幌莚島及占守島ヲ除ク）

東京府小笠原島

長崎縣西彼杵郡大立島

北松浦郡五島白瀬二神島

上三縣郡島

福岡縣宗像郡島

鹿兒島縣沖曾津高埼、大島郡住用村大字名字亀津村仲間、亀津字亀津天字西同字阿木名字平土野、西阿村大字名字村大字実久村字榮久名字賀古島郡

平安南道孟山郡蔚珍郡三陟郡楊口郡

黄海道遂安郡谷山郡禾郡

慶尚北道英陽郡奉化郡

海南郡時下島

全羅南道末島

麗水郡所里島

全羅北道沃溝郡

忠清北道丹陽郡

鬼島、八尾島

宣川郡（大字安別ヲ除ク）

定州郡博川郡

寧邊郡雲山郡

泰川郡（亀城郡（亀城面ヲ除ク））

平安北道義州郡（義州面ヲ除ク）

和鐵島ヲ除ク

羅頭閭庄ノ内亀山島

街庄ヲ置カサル蕃地中清水、牛岡、松蕊

羅溪駐在警察官管轄區域

街庄ヲ置カサル蕃地中寒溪、四方林、蕊洪庄中

大元山駐在警察官管轄區域、蕊洪庄中

東澳

文山郡

坪林庄中大字大舌湖、柑脚坑、鷲鷲岫、

檜、粗坑、瀾子、四堵ニ限ル、九芎林（字石瀾、

中タンビア、ウライ、街庄ヲ置カサル蕃地全部

阿玉駐在警察官管轄區域

海山郡

街庄ヲ置カサル蕃地全部

新竹郡

大溪

街庄ヲ置カサル蕃地全部

新竹郡

大溪

街庄ヲ置カサル蕃地中八結、ケイフイ、カウジヤウ、竹頭角、水流東、角板山、合脚坪、ヨウハブン、シツケイ、ウライ、ボウ、ラハウ、隘崖駐在警察官管轄區域

竹東郡

街庄ヲ置カサル蕃地中内灣、カラバイ、メカラン、内横屏山、錦屏山、ラハウ、シラツク、メホマン、シバジイ、マイバライ、シイガオ、大隆駐在警察官管轄區域

竹南郡

街庄ヲ置カサル蕃地全部

大湖郡

獅潭庄中大字獅潭字三治坑、水興、街

蕃地中八卦力、汶水、直

小長山島

鳴島

西中島

コロール島

サイパン島

ヤップ島

ルスクーツ

クイルクーツ

チチガウ

ブラゴウエンスク

ハバロフスク

滿洲

黑河

齊齊哈爾

海拉爾

扎蘭屯

太平洲

鄭家屯

西安

南寧

蕪湖

大冶

九江

漢口

長沙

福州

廈門

汕頭

廣東

雲南

ドアレキサンドリアウ

ケープタウン

墨西哥市

ロンドン

サンパウロ

サントス

リオデジヤネーロ

街庄ヲ置カサル蕃地中牛欄坑、稍來坪、白毛、中坑駐在警察官管轄區域

能高郡

南投郡

嘉義郡

大埔庄

新化庄

南化庄

高雄州

旗山郡

甲仙庄

羅東郡

六龜庄（大字新威ヲ除ク）

潮州庄

枋寮庄

恒春郡

臺東郡

東港街庄ヲ置キタル地域全部

澎湖廳

臺東街ヲリ里壠ニ至ル鐵道沿線二里以内ノ地域及其ノ以東ノ地域

花蓮港街ヲリ玉里ニ至ル鐵道沿線二里以内ノ地域及其ノ以東ノ地域

中部州

沖縄縣

大東島

伊江島

宮古島

八重山列島

江原道

龍川郡

地域	流行病
八重山列島	マラリア（黑水熱ヲ含ム以下同シ）、赤痢
鹿兒島縣大島郡、沖縄縣	デング熱

朝鮮	猩紅熱、痘瘡、發疹チフス、腸チフス、パラチフス、赤痢、肺ジストマ病
臺灣	マラリア、腸チフス、パラチフス、赤痢、デング熱
南洋諸島	マラリア、腸チフス、パラチフス、赤痢、黄熱
滿洲 關東州	ペスト、猩紅熱、痘瘡、腸チフス、パラチフス、赤痢
支那（滿洲ヲ除キ香港ヲ含ム）	マラリア、猩紅熱、痘瘡、コレラ、發疹チフス、腸チフス、パラチフス、ペスト、赤痢、カラアザール
露領西伯利亞（薩哈嗹州ヲ含ム）	發疹チフス、腸チフス、パラチフス、ペスト、回歸熱、赤痢
比律賓諸島	マラリア、コレラ、腸チフス、パラチフス、赤痢
蘭領東印度諸島	マラリア、コレラ、ペスト、赤痢
佛領印度、暹羅、緬甸、馬來半島	マラリア、コレラ、發疹チフス、ペスト、赤痢
英領印度	マラリア、コレラ、ペスト、赤痢、カラアザール
ペルシア	マラリア、猩紅熱、發疹チフス、腸チフス、パラチフス、回歸熱、赤痢
中央亞米利加 南亞米利加	マラリア、腸チフス、パラチフス、赤痢、黄熱
墨西哥	マラリア、發疹チフス、黄熱
亞弗利加	マラリア、ペスト、回歸熱、赤痢、トリパノゾーム病、黄熱

第四號表

在職最終俸給年額	增加スヘキ金額
六千五百圓ヲ超エ七千五百圓未滿ノモノ	五百圓但シ在職最終俸給年額ニ五百圓ヲ加ヘタル額カ七千五百圓ヲ超ユルトキハ在職最終俸給年額ト七千五百圓トノ差額
五千五百圓ヲ超エ六千五百圓ヲ超エサルモノ	在職最終俸給年額ト七千圓トノ差額
三千圓ヲ超エ五千五百圓ヲ超エサルモノ	千五百圓
千二百圓ヲ超エ三千圓ヲ超エサルモノ	在職最終俸給年額ノ三十分ノ十三ニ相當スル金額ニ二百圓ヲ加ヘタル額
三百六十圓ヲ超エ千二百圓ヲ超エサルモノ	在職最終俸給年額ノ五割ニ相當スル金額ニ百二十圓ヲ加ヘタル額
三百圓ヲ超エ三百六十圓ヲ超エサルモノ	三百圓
三百圓以下ノモノ	在職最終俸給年額十割ニ相當スル金額

第五號表

階等＼從前ノ法令				軍人恩給法			陸軍恩給令
恩給法	將官及相當官	高等官	親任	將官及相當官	高等官	親任	大將
			一等			一等	中將
			二等			二等	少將同相當官
			三等			三等	大佐同相當官
	佐尉官及相當官		四等	佐尉官及相當官		四等	中佐同相當官
			五等			五等	少佐同相當官
			六等			六等	大尉同相當官
			七等			七等	中尉同相當官
			八等			八等	少尉同相當官
	准士官	判任官	一等	准士官	判任官	一等	准士官
	下士官		二等	下士官		二等	曹長同相當官
			三等			三等	軍曹同相當官
			四等			四等	伍長同相當官
	兵	海軍一等兵		兵卒	海軍一等兵		
		陸軍上等兵	海軍二等兵		陸軍上等兵	海軍二等兵	上等兵
		陸軍一等兵	海軍三等兵		陸軍一等卒	海軍三等兵	一等卒 憲兵卒 會計卒 看護卒 看馬卒 樂生
		陸軍二等兵	海軍四等兵		陸軍二等卒	海軍四等兵	二等卒
					海軍五等兵		

陸軍武官傷痍扶助及ヒ死亡ノ者祭粢並ニ其家族扶助概則	海軍恩給令	海軍退隠令
大將	大將	大將
中將	中將	中將
少將 官同相當	少將 官同相當	少將 官同相當
大佐 官同相當	大佐 官同相當	大佐 官同相當
中佐 官同相當	中佐 官同相當	中佐 官同相當
少佐 官同相當	少佐 官同相當	少佐 官同相當
大尉 官同相當	大尉 官同相當	大尉 官同相當
中尉 官同相當	中尉 官同相當	中尉 官同相當
少尉 官同相當	少尉 官同相當	少尉 官同相當
准士官	准士官	准士官
曹長 官同相當	一等曹長 二等曹長 三等曹長 官同相當	曹長 官同相當
軍曹 官同相當	一等兵曹 二等兵曹 官同相當	軍曹 官同相當
伍長 官同相當	三等兵曹 官同相當	伍長 官同相當
兵長	一等卒	兵長
一等水兵	二等卒	一等水兵
二等水兵	三等卒	二等水兵
三等水兵	四等卒	三等水兵
四等水兵	五等卒	四等水兵
一等水兵若		一等水兵若
火夫		火夫
大工 機關長		大工 機關長
火夫長		火夫長
一等兵曹 二等兵曹 三等兵曹 海軍軍醫		一等兵曹 二等兵曹 三等兵曹 海軍軍醫

備考

一 大正九年三月三十一日以前ニ海軍兵曹長同相當官タリシ者ニシテ最高ノ俸給ヲ受ケタルモノハ高等官六等トシ其ノ他ノモノハ高等官七等トス

一 大正十年三月三十一日以前ニ退職シタル陸軍一等樂長ニシテ最高ノ俸給ヲ受ケタルモノハ高等官六等トス

一 名譽進級ニ因リ階等ヲ進メラレタル軍人ノ階等ハ名譽進級ニ因ル階等トス

一 本表ニ該當セサルモノハ陸海軍武官官階及兵等級ノ例ニ依ル

第六號表

從前ノ法令 / 傷病原因 / 症狀等	恩給法 甲號	恩給法 乙號
官吏恩給法 第十四條第二項	特別項	特別項
	第一項	第一項
	第二項	第二項
	第三項	第三項
	第四項	第四項
	第五項	第五項
	第六項	第六項
	症項ヲ査定ス	症項ヲ査定ス

官吏恩給法施行規則 第十三條	官吏恩給令附則 第五條	軍人恩給法 第三號表甲號	軍人恩給法 第三號表乙號	明治四年兵部省達陸軍士官兵卒給俸諸定則 第十一條第二項	陸軍武官傷痍扶助及ヒ死亡ノ者祭粢並ニ其家族扶助概則 第一條	明治九年太政官達陸軍恩給令 第十二條	明治十六年太政官達陸軍恩給令 第十九條	海軍退隠令 第十六條	海軍恩給令 第二十條	市町村立小學校教員退隠料及遺族扶助料支給規則 第十五條	公立學校職員退隠料及遺族扶助料支給 大正十年閣令第八號第十五條 明治二十五年文部省令第一號第十七條
		第一項	第一項	症項ヲ査定ス	戰鬪ノ爲傷痍ヲ受ケタル者 第一項	戰鬪ノ爲傷痍ヲ受ケタル者 第一項	戰鬪ノ爲傷痍ヲ受ケタル者 第一項	第一號	第一號		
		第二項	第二項	第一項	第二項	第二項	第二項	第二號	第二號		第一號
		第三項	第三項	第二項	第三項	第三項	第三項	第三號	第三號		第二號
		第四項	第四項	第三項				第四號	第四號		第三號
		第五項	第五項	第四項				第五號	第五號		第四號
		第六項	第六項	第五項				第六號	第六號		第五號
				第六項							第六號
				一等傷痍 二等傷痍	戰鬪以外ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタル者 第一項	戰鬪以外ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタル者 第一項	戰鬪以外ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタル者 第一項	第一號	第一號	戰鬪以外ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタル者	第一號
					第二項	第二項	第二項	第二號	第二號		第二號
					第三項	第三項	第三項	第三號	第三號		第三號
								第四號	第四號		第四號
								第五號	第五號		第五號
								第六號	第六號		第六號
											第一項
											第二項
											第三項
											第四項
											第五項
											第六項
											症項ヲ査定ス

給規則	明治四十五年朝鮮總督府令第八十二號第十七條								第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項
臺灣ニ在勤スル醫校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ退隱料及遺族扶助料支給規則	第十六條								第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項
巡査看守退隱料及遺族扶助料法施行令	第一七								第一號	第二號	第三號	第四號	第五號	第六號
巡査看守給助例	第四條								第一號			第二號		

備考 明治三十五年勅令第四十一號ニ定メタル事件ノ爲受ケタル傷痍ハ之ヲ戰鬪ニ準スヘキ公務ニ因ル傷痍ト看做ス

第七號表

高等官及同待遇 退職又ハ死亡當時ノ俸給年額	高等官及同待遇 假定俸給年額	判任官及同待遇 退職又ハ死亡當時ノ俸給年額	判任官及同待遇 假定俸給年額
九、六〇〇	一二、〇〇〇	一、二〇〇	一、四四〇
六、〇〇〇	八、〇〇〇	九〇〇	一、一四〇
五、〇〇〇	六、〇〇〇	七二〇	九〇〇
四、五〇〇	五、五〇〇	六〇〇	七八〇
四、〇〇〇	五、〇〇〇	五四〇	六六〇
三、六〇〇	四、五〇〇	四八〇	六〇〇
三、五〇〇	四、二〇〇	四二〇	五一六
三、三〇〇	四、〇〇〇	三百六十圓以下	八十四圓ヲ加ヘタル額
三、〇〇〇	三、七〇〇	三百二十四圓以下	七十二圓ヲ加ヘタル額
二、八〇〇	三、五〇〇	二百七十六圓以下	六十圓ヲ加ヘタル額
二、六〇〇	三、二〇〇	二百二十八圓以下	四十八圓ヲ加ヘタル額
二、五〇〇	三、〇〇〇	百八十圓以下	三十六圓ヲ加ヘタル額
二、四〇〇		百三十二圓以下	二十四圓ヲ加ヘタル額
二、二〇〇	二、七〇〇		
二、〇〇〇	二、五〇〇		
一、八〇〇	二、二〇〇		

高等官及同待遇 退職又ハ死亡當時ノ俸給年額	高等官及同待遇 假定俸給年額	判任官及同待遇 退職又ハ死亡當時ノ俸給年額	判任官及同待遇 假定俸給年額
一、六〇〇	二、〇〇〇		
一、五〇〇	一、八〇〇		
一、四〇〇	一、七〇〇		
一、三〇〇	一、六〇〇		
一、二〇〇	一、五〇〇		
一、一〇〇	一、三〇〇		
一、〇〇〇	一、二〇〇		
九〇〇	一、一〇〇		
八〇〇	一、〇〇〇		
七〇〇	八五〇		
六〇〇	七五〇		
五〇〇	六〇〇		
四五〇	五五〇		
四〇〇	五〇〇		
三〇〇	四〇〇		

備考

一 本表ノ俸給年額ニハ加俸ヲ包含セス恩給年額算出ノ基礎ト爲リタル加俸ハ其ノ實額ニ依ル

一 本表ニ該當セサル俸給ニ付テハ之ニ其ノ俸給年額ノ二割五分ニ相當スル金額ヲ加ヘタルモノヲ以テ假定俸給年額トス但シ其ノ額カ實俸給年額ニ最モ近キ本表中ノ上級俸給年額ニ對スル假定俸給年額ヲ超過スルトキハ之ヲ當該上級俸給年額ニ對スル假定俸給年額ニ止ム

其の他の改正法令及改正關係法令

昭和八年法律第五〇號恩給法中改正法律及同年勅令第二三六號恩給法施行令中改正の件に依る改正に伴ひ公布せられた法令竝改正關係法令は左の通である。其の改正内容は本書中に散在する各條毎に明かにしておいた。

(1) 恩給給與規則中改正ノ件（昭和八年九月一一日公布勅令第二三七號）（同年一〇月一日より施行）
(2) 國庫ノ支辨ニ屬スル恩給中内閣恩給局長ノ管掌ニ係ルモノノ給與細則（大正一二年閣令第七號）中改正（昭和八年九月一一日公布閣令第二號）
(3) 昭和八年法律第五〇號附則ニ依ル恩給更正及請求手續（同年九月一一日公布閣令第三號）
(4) 一時恩給受給者再就職ノ場合恩給法施行令第三十條ノ二ノ規定ニ依ル一時恩給返還等ニ關スル取扱規程（昭和八年九月二七日大藏省令第二五號）
(5) 恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則ノ規定ニ依ル裁定要項通知書書式中改正（昭和八年九月二五日内閣訓令第一號）
(6) 昭和七年法律第一三號施行令中改正ノ件（昭和八年九月二二日勅令第二四七號）
(7) 昭和六年法律第八號特別會計ノ恩給負擔金ヲ一般會計ニ繰入ルルコトニ關スル法律ノ施行ニ關スル件中改正ノ件（昭和八年九月二二日勅令第二四八號）
(8) 恩給審査會官制中改正ノ件（昭和八年九月一一日勅令第二三八號）
(9) 恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則中改正（昭九、勅三三號、四月一日施行）
(10) 恩給金額分擔及國庫納金收入等事務取扱細則中改正（昭九、三、一七大藏省令五號）
(11) 特別會計ノ恩給負擔金ヲ一般會計ニ繰入ルルコトニ關スル法律施行事務取扱細則中改正（昭九、三、一七大藏省令六號）

恩給法

大正一二年四月一四日法律第四八號
改正　昭和八年法律第五〇號恩給法中改正法律

第一章　總則

第一條（恩給權）

公務員(1)及之ニ準スヘキ者(2)竝其ノ遺族(3)ハ本法ノ定ムル所ニ依リ恩給ヲ受クルノ權利(4)ヲ有ス

(1) 第一九條第一項。
(2) 第一九條第二項。
(3) 第七二條。
(4) 恩給ヲ受クルノ權利とは公務員及之に準ずべき者竝其の遺族が國家等に對して有する公法上の權利であるから一種の公權である。此處の恩給の語は其の範圍を次條に規定してゐるやうに從來のと異つた廣い範圍を有する總稱的用法に從つたものであるから本法の恩給ヲ受クルノ權利は官吏恩給法第一條軍人恩給法第一條等の恩給ヲ受クルノ權利よりも廣い意味を有する。それは文官、陸海軍軍人、市町村立小學校正教員等本法に所謂公務員の外之に準ずべき者竝其の遺族に付ても恩給ヲ受クル權利ヲ有スと規定してゐるのでも明瞭である。

恩給ヲ受クルノ權利は例へば文官恩給に付て云へば文官として在官中は將來在官一七年にして瑕疵なく退官するといふ一定の條件を充せば恩給を請求し得べき資格（第五一條）を有するものであるが右の一定の條件を充すと具體的の恩給權即右に所謂恩給ヲ受クルノ權利を生ずるものである。又例へば公務員の未成年の子は第七二條の遺族たる限り扶助料を受くるの資格を有するのであるが公務員の妻が死亡するといふ條件が成就すると第七三條に依り恩給ヲ受クルノ權利を取得するに至るのである。

尙恩給ヲ受クルノ權（恩給權）は毎支給期毎に之から派生する支分權たる恩給請求權と區別すべきこと恰も民法第六八九條の終身定期金契約より生ずる定期金債權なる一個の包括的債權と毎期の辨濟期到來と共に之より生ずる支分權との關係の如くであるが之に付ては第五條に於ても述べることとする。

恩給の給與を認める根本的理由は何であるかに付ては公務員と俸給給與主體との特殊の關係に顧みて退職後も相當の地位を保持せしめる爲に恩惠として與へるのであるとの說、恩給を得んが爲には一切の不平を抑へて職務に忠實たるべしとの考から與へるのであるとの說、老後を養ふ養老保險の如きものたらしめんとして與へるのであるとの論、在職中の俸給を少くして質實勤勉ならしめる代りに退職後にその少くした俸給の延長として恩給を與へ一面老後の計に備へしめるのであるとする考へ方或は在職中專心不定量の勤務に盡瘁し精力、體力を減損し又服務規律等の爲得べかりし利益も逸し經濟的獲得能力も減損したであらうから退職後に是等諸能力の減損に對し賠償するのであるとの學說もあるが予輩は恩給は是等の各種の理由からして財政の許す限度に於て退職後の生活の補助として與へるのであると解し度い。

第二條（恩給の種類）

本法ニ於テ恩給(1)トハ普通恩給、增加恩給、傷病年金、一時恩給、傷病賜金、扶助料及一時扶助料ヲ謂フ

普通恩給、增加恩給傷病年金及扶助料ハ年金トシ(2)一時恩給、傷病賜金及一時扶助料ハ一時金(3)トス

(1) 卽恩給なる語の法律上の範圍は從前よりも廣汎なものとなつた。普通恩給に付ては第四五條及第六〇乃至第六四條、增加恩給に付ては第四六條、傷病年金に付ては第四六條ノ二及第六五條ノ二、扶助料に付ては第七三條、一時恩給に付ては第四五條及第六七條乃至第七一條、一時扶助料に付ては第八一條及第八二條を參照すれば性質が判明するから此處には說明を省く。傷病年金は昭和八年法律第五〇號恩給法中改正法律で挿入された。

(2) 之を年金たる恩給（第三條參照）又は年金的恩給と稱する。

(3) 之を一時金たる恩給又は一時金的恩給と稱する。

第三條（年金恩給給與の始期及終期）

年金タル恩給ノ給與(1)ハ之ヲ給スヘキ事由(2)ノ生シタル月ノ翌月(3)ヨリ之ヲ始メ權利消滅ノ月ヲ以テ終ル(4)

(1) 給與は給スといふのと同義に解する。第一條の恩給ヲ受クルノ權利を反面から觀察したものである。恩給を受くるの權利は第五條の說明でも解るやうに一定の要件を充して退職すれば直に生ずるもので未だ現實に恩給の請求をなし裁定處分を受けないうちから生じてゐるものであるから給與もこの恩給を受くるの權利の發生と同時に生ずるものである。之を給スヘキ事由といふのは卽ち恩給を受くるの權利の生ずる原因に相當する。從て給與といふのは支給とは異る、給與と支給と異ることは丁度恩給ヲ受クルノ權利卽恩給權と支分的恩給請求權と異るのと同樣で支給は此の支分的恩給請求權の反面であつて現實の支拂である。尤も給與の語は時として支給の意味をも包含して用ひられることがある。第一〇條の「給與」の如き是である、同條では「給ス」の語も同樣に用ひられてゐる。

(2) 年金たる恩給を給すべき事由は普通恩給に付ては第四五條及第六〇條乃至第六四條、增加恩給に付ては第四六條、扶助料に付ては第七三條及第七四條の說明を參照のこと。一時金たる恩給を給すべき事由に付ては第五條(4)參照。尙給スヘキ事由とは第八五條第一項の如く給與事由ともいふのである。

夜半の一二時に關し左の司法省法務局長回答（大正三年四月八日民第五八八號）がある、故に例之公務員が三月三一日夜半一二時に死亡すると扶助料は五月一日から給せられる。「正子ノ刻ハ民法第百四十條但書ノ例ニ從ヒ午前零時ト記載セシムルヲ相當トシ正午ノ刻ハ午前十二時ト記載スルモ午後零時ト記載スルモ可ナリト雖モ戸籍ノ記載例ヲ一定スルカ爲メニハ午後零時ト記載セシムルヲ相當トス又死亡診斷書ニ午後十二時若ハ午前十二時トシモルヲ屆書ニ午前零時若ハ午後零時ト記載セシムルハ差支無之且戸籍ノ記載ハ必右ノ趣旨ニ從フヘク屆書ノ書式カ右ノ例ニ反スルモ訂正セシムルノ必要ナキ儀ト思考致候」

(3) 例へば普通恩給權者が大正一五年八月三日に死亡すると妻は九月から給與を受ける、これは前權利者は權利消滅の月卽本例では死亡した八月迄給與されるから翌九月から給與し以て二重給與を避ける爲である。從て又例へば恩給權者たる軍人が大正一五年五月三日に死亡した後同年九月十日にその內緣の妻が軍人が生前に認知した胎兒（民法第八三一條）を分娩した場合に（第七二條第二項參照）第三條の法文に形式通りに當嵌めると扶助料を給すべき事由の生じたのが九月で其の翌月卽一〇月から給すべきやうに見えるが翌月と規定したのは二重給與を避ける趣旨に外ならぬから本例のやうに死亡と出生の間に曆月が一以上あるときは二重給與にならぬから出生した九月から給與すべきである（尤も從前の巡査看守退隱料及遺族扶助料法第二〇條は斯の如き場合に出生の翌月より支給すべき旨規定した）。而して本法では第三條を初め總て月計算にした趣旨と解するから出生日の屬する九月一杯に對して給すべきであつて日割にすべきでない。尙胎兒は第七二條第二項に依り軍人死亡の當時其の戸籍內に在つたものと看做されるけれども扶助料權享有の權利能力を生じたのは九月であるから軍人死亡の翌月から給する論は成立たぬ。

〔例說〕 恩給法第四六條第一項第二項に該當する場合には症狀固定の日の屬する月の翌月より相當の增加恩給を給する、其の月が退職前なるときは退職の翌月より給する、而して症狀固定の日が判明せぬ場合には診斷書作成の日附を以て固定の日と看做して居る。

(4) 卽權利消滅の月分まで給與するのである。權利消滅事由に付ては第九條、第八〇條、有期恩給（第五〇條）の期間滿了等參照。

第四條（恩給金額の圓位未滿切上）

恩給年額竝一時恩給及一時扶助料ノ額ノ圓位未滿ハ之ヲ圓位ニ滿タシム(1)(2)

(1) 增加恩給は第六五條第一項に依り別表第二號表、傷病年金は第六五條ノ二に依り別表第三號表、傷病賜金は第六六條に依り別表第四號表に依り金額を定むべきものであり表には圓位未滿はないから恩給の單位が圓であることは總ての種類の恩給に一貫してゐる譯である。併し本條は恩給の每支給期の支拂金額に關する規定ではないから年金たる恩給の每期の支拂額は恩給給與規則第二八條の「年金タル恩給ハ每年一月、四月、七月、十月ノ四期ニ於テ各其ノ前月分迄ヲ支給ス」の規定に依り年額を四分して錢位迄算出して宜しいのである、又受恩給後第一回の支給期月に於ては其の四分したものの更に三分の幾つかを給することがあるので錢位未滿を生ずることがあるが此の場合には大正五年法律第二號國庫出納金端數計算法第一條の規定に依り錢位未滿は切捨てるのである。

(2) 同趣舊法——官吏恩給法第五條第五項、市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法第四條、巡査看守退隱料及遺族扶助料法第一六條。

第五條（恩給請求權の時效）

恩給ヲ受クルノ權利(1)**ハ之ヲ給スヘキ事由ノ生シタル日**(2)**ヨリ七年間**(3)**請求**(5)**セサルトキハ時效**(4)**ニ因リテ消滅ス**(6)

(1) 恩給ヲ受クルノ權利は恩給權とも謂ふ。又此の權利は一種の請求權であるから恩給請求權と換言してもよい。其の概念は第一條の說明の通りであるから此の基本的權利から生ずる支分的請求權と區別するを要する、支分的請求權は各恩給支給期月每に生ずる恩給の一部分たる金額を請求する權利で基本權たる恩給請求權との關係は民法第六八九條の終身定期金契約から生ずる定期金債權なる一個の包括的債權と每期の辨濟期到來と共に之より生ずる支分權との關係に相當する。一時金的恩給では支分的請求權の問題は生ぜぬ。但し此の場合でも現金の支拂あること勿論であるから支給は給與と區別される。

本條の時效期間は基本權たる恩給請求權に關するもので支分的請求權に關せぬ。後者に付ては會計法第三二條の適用を受け五年の消滅時效に服すべきである、從て其の時效は現實に金錢的債權の發生することを前提とするから恩給を請求して裁定を受けた後の最初の支給期から始めて此の時效の問題が生ずる。

（參考）會計法（大正一〇年法律第四二號）

第三十二條　金錢ノ給付ヲ目的トスル政府ノ權利ニシテ時效ニ關シ他ノ法律ニ規定ナキトキハ五年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス
政府ニ對スル權利ニシテ金錢ノ給付ヲ目的トスルモノニ付亦同シ

第三十三條　金錢ノ給付ヲ目的トスル政府ノ權利ニ付消滅時效ノ中斷停止其ノ他ノ事項ニ關シ適用スヘキ他ノ法律ノ規定ナキトキハ民法ノ規定ヲ準用ス政府ニ對スル權利ニシテ金錢ノ給付ヲ目的トスルモノニ付亦同シ

(2)　從來官吏恩給法第一六條、軍人恩給法第二六條等請求期間に關する規定は時效の文字を用ひず一種の法定の不變期間と解すべく從て時效中斷等のこともなく事情の如何に關せず期間の經過に依り失權したのであるが本法では時效に改めたのである。從て時效の中斷といふことも生ずる、第六條、第七條第一項第二項の場合は之に相當する。

(3)　官吏遺族扶助法第一二條、巡査看守退隠料及遺族扶助料法第二一條等は三年內に請求するを要すとしてゐた、從て此等の規定に依り請求權を有し恩給法の施行された前日即大正一二年九月三〇日迄に三年の期間を經過しなかつた者は恩給法の七年の長期の時效の利益に浴することとなり（退官賜金其の他に付ても同樣である、第八六條）前記の舊規定で請求權を得た日から七年を經過したとき時效に權ることとなる。

(4)　給スヘキ事由に付ては第三條の說明參照。尤も第三條は年金たる恩給の給與事由のみを規定してゐるが一時恩給に付ては退職、一時扶助料に付ては死亡、傷病賜金に付ては退職又は退職及一種以上の兵役免除である。その事由の生じた日から七年間に請求するのである。民法第一四三條、第一四〇條、第一四一條は之を本條の期間計算に準用すべきものと解する、故に例へば恩給給與事由が大正一五年八月三日に發生したならば四日を起算日とし七年目の應當日たる大正二二年八月四日の前日即同年八月三日迄に請求すべきである。」

(5)　請求は請求書が期日內に（第七條第三項の場合は例外）裁定官廳に又は經由すべき官廳あるときは經由官廳に到達し受付けられることである、故に請求者が請求書に請求の年月日を記入してもその日が請求した日となるとは限らぬのであつて受付けられた日が請求の日となるのである、行爲の完了に意思表示の到達を必要とするからである。請求手續に付ては卷末「恩給請求手續問答」及「恩給裁定官廳、經由廳、支給廳等の恩給關係手續」に詳說した。

普通恩給權者が恩給の請求を爲さず普通恩給權が七年の時效に罹つた場合には扶助料は絕對に發生せぬ。普通恩給權者が七年間に其の請求をして死亡した場合には扶助料の第一順位者は普通恩給權者の死亡の時から七年內第二順位者は第一順位者が扶助料を請求しなかつた場合でも第一順位者の失權事由發生の時より七年內に請求すればよい。普通恩給權者の死亡と同時に遺族全體の各人に扶助料權は發生するが唯順位の規定（第七三條）に依り給すべき事由が前扶助料權者失權の時になると解せられるからである。

第一〇條及恩給法施行令第二條第一項に依る請求は普通恩給權者退職の時から七年內に爲すべきものと解する。

右の外時效規定の適用例として第一〇條(1)(b)第七三條(2)末尾(3)及第八二條(5)末尾參照。

第六條（時效の中斷）

普通恩給、增加恩給又ハ傷病年金ヲ受クルノ權利ヲ有スル者退職後一年內ニ再就職スルトキハ前條ノ期間ハ再就職ニ係ル官職ノ退職ノ日ヨリ進行ス(1)(2)

前項ノ規定ハ普通恩給、增加恩給又ハ傷病年金ヲ受クルノ權利ヲ有スル者退職後一年內ニ第四十二條第一項第一號ニ規定スル宮內職員トシテ就職シタル場合ニ付之ヲ準用ス

(1) 此の規定の結果第二次就職後更に第三次就職をなし又更に其の退職後一年內に第四次就職をなす等退職後一年內に再就職するといふ關係さへあればその關係が幾つ續いても此の規定の適用を受け從て其の最後の退職の日から七年の時效が進行することとなる、蓋し恩給法規上再就職といふのは二回以上公務員に就職することを指稱し又前後の公務員の種類が異る場合でも再就職といふことになつてゐるのである（第二八條第二項參）。

(2) 第八六條に依り本條は從前の規定に依り生じた諸恩給及退官賜金等に適用せられることがある。

第七條（時效の中斷）

時效期間滿了前二十日內ニ於テ天災其ノ他避クヘカラサル事變ノ爲請求ヲ爲スコト能ハサルトキハ其ノ妨碍ノ止ミタル日ヨリ二十日內ハ時效完成セス(1)

時效期間滿了前六月內ニ於テ前權利者生死若ハ所在不明ノ爲又ハ未成年者若ハ禁治產者法定代理人ヲ有セサル爲請求ヲ爲スコト能ハサルトキハ請求ヲ爲スコトヲ得ルニ至リタル日ヨリ六月內ハ時效完成セス(2)

時效期間滿了前ニ適法ニ請求書ヲ發シタルコトノ通信官署ノ公證(3)アルトキハ時效期間內ニ權限アル官公署(4)ニ到達セサルモ之ヲ時效期間內ニ到達シタルモノト看做ス(5)

(1) 妨碍が二〇日內に於て起つた場合のみならず二〇日以前から妨碍が繼續して二〇日內に及ぶ場合をも包含すること勿論である。

(2) 請求を爲す能はざる事由が六月以前から繼續してゐる場合をも包含すること前項と同樣である。

(3) 郵便局所の日附印、內容證明、書留證書等。

(4) 裁定廳又は經由すべき官廳あるときは經由官廳を含む。

(5) 本條は第八六條に依り從前の規定に依り生じたる諸恩給及退官賜金等に適用せられる場合があることに注意すべきである。

第八條（恩給の選擇　二重給與回避）

公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族互ニ通算セラレ得ヘキ在職年(1)又ハ同一ノ傷病(2)ヲ理由トシテ二以上ノ恩給ヲ併給セラルヘキ場合ニ於テハ其ノ者ノ選擇(3)ニ依リ其ノ一ヲ給ス但シ特ニ併給スヘキコトヲ定メタル場合(4)ハ此ノ限ニ在ラス

公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族互ニ通算セラレ得ヘキ在職年又ハ同一ノ傷病ヲ理由トシテ本法ニ依ル恩給ト宮内官ノ恩給規定ニ依ル恩給トヲ給セラルヘキ場合ニ於テ宮内官ノ恩給規定ニ依ル恩給ヲ給セラレタルトキハ本法ニ依ル恩給ハ之ヲ　セス(5)

(1)

右の場合にABCを通算してCの退職前の俸給で計算した教育職員恩給とBCDを通算してDの退職前の俸給で計算した文官恩給との選擇問題を生ずる、此の場合に前者を選べばD、後者を選べばAが恩給算出の基礎から除外されるが之に對して一時恩給を給せぬ、蓋し互に通算關係にある二以上の在職年に付ては傷病賜金を除くの外年金恩給と一時恩給とは併給せざる原則であり又選擇といふのは一を採り他を拋棄（但し事實として在職年は存するから後に再就職の場合年金恩給の基礎在職年となり得ること勿論である）するの意でもあるからである。此の理論は舊法時代にも認められた所である、軍人恩給法第七條の如き、又退官賜金令に「恩給又ハ退隱料ヲ受クル者ニハ本令ノ賜金を給セス」といふが如きである。

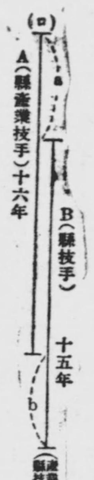

右の場合文官（縣技手）恩給を選べばaBを通算する（重複部分に付ては第二九條參照）、待遇職員（產業技手）恩給を選べばbを通算出來ぬ、而してbに對し一時恩給を給さぬ（產業技手を退職した時恩給を給されぬ理由は第五二條第一項に依る）。

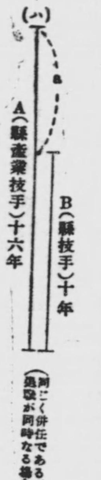

右の場合に待遇職員恩給と文官恩給との選擇を生じ縣技手を選べばaBを通算するから何れにしても在職年は一六年になる、而して此の場合には何れを選んでも兩公務員の俸給額を合算したものを基礎とする（第四四條第三項）から恩給額に變りはない。

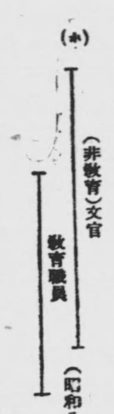

右何れの場合に於ても警部補から文官に轉ずると退職と看做される（恩給法第二六條第四號但書）から公務員退職の當日他の公務員に就職したると同樣の效果を生じ從て第五二條第一項を準用され文官退職の時に於て警察監獄職員恩給（普通恩給又は一時恩給）と文官恩給（普通恩給又は一時恩給）との選擇となる、但し第五一條第二項に該當すると恩給權は文官としても警察監獄職員としても生ぜぬこと勿論である。

右の場合には文官恩給と教育職員恩給とを併給し兩恩給の選擇ではない、兩在職年は「互ニ通算セラレ得ヘキ在職年」でないからである。

尙普通恩給の改定權が選擇の對照になる場合がある。

【例說】

第一次教育文官退職の際軍人普通恩給を教文で改定した文官普通恩給と第二次教＋第一次教文の教育職員一時恩給との選擇となる、一時恩給を選擇しても軍人普通恩給は併給される。軍人普通恩給を喪はずして併給される理由は軍人恩給そのものが選擇の對照になるのでなく軍人恩給の教文在職に依る改定權が選擇の對照になるのであるからである。右一時恩給選擇後第二次教育文官退職の際一五年の教育職員普通恩給と軍人普通恩給を第一次及第二次教文で改定した文官普通恩給との選擇となる。教育職員普通恩給を選擇すれば前同樣の理由で之と軍人普通恩給とを併給される。

(2) 例へば右(ハ)の場合を文官としても待遇職員としても何れよりしても公務の爲に不具廢疾となり退職したものと假定したやうな場合であつて此の場合に待遇職員又は文官の何れかとしての增加恩給及普通恩給を給するのである。

(3) 選擇とは同一の理由に依り同時に最生した二以上の恩給の中一を自由なる意思に依り選出し請求することである。

選擇の對象たる恩給を比較して額の多い方を選擇するといふことは通常であるが時には額は少くてもそれを選ぶ理由がないでもないと思はれて恩給權者に選擇權を認めるの立法主義を採つたのである。而してその少い方を選擇する主なる場合は次の如きものであらう。

(イ) 將來の就職上利益な場合——例へば文官恩給と准士官以下の軍人恩給との選擇權を有する場合に額は多少少くとも軍人恩給を得

た方が將來待遇職員等になるとき停止されない爲（第五八條第一項第一號參照）低い俸給で就職し易いから利益であるとかいふ場合。

（ロ）自己の經歷を社會に示す都合上——例へば待遇職員恩給と文官恩給とを選擇し得る場合に額は多少少いが文官恩給を選ぶ方が自らは文官恩給を有すると謂ふと體裁がよく信用上も都合がよいといふやうな場合。

（ハ）恩給の併給を受ける爲——例へば恩給法施行前に教育職員恩給を有する者が後に教育職員恩給改定權と文官恩給を選擇する場合に文官恩給を選擇して前の恩給と併給を受ける等。

選擇の問題は第五二條、削除された第九九條、恩給法中改正法律附則第一七條以下に關し起ることが多いから是等の部を參照のこと。尙選擇しなかつた恩給に付ては請求時效の問題は生ぜぬものと解する、蓋し請求時效は請求すべき權利に付ての問題であるから選擇せず從て請求せぬことになつた恩給に付ては時效を適用するは不合理であるからである、故に選擇しなかつた恩給の基礎たる在職の中選擇洩れになつた部分でも後に更に再在職した場合には經過年數の如何に拘らず之を後の在職に通算して差支ない。

(4) 普通恩給と增加恩給（第六條第一項）、傷病賜金と普通恩給又は一時恩給（第六六條第二項）、傷病年金と普通恩給又は一時恩給（四六條ノ二）。

(5) 之は宮內官の恩給を選擇したときは宮內省から恩給を給せられるから本法に依る恩給は給せぬといふ意味でその反面として若し本法に依る恩給を選擇した場合には本法に依る恩給を給すること勿論で恩給權者に選擇權あること第一項の場合と全く同樣である。之を第一項と同一體裁としなかつたのは宮內官は皇室の使用人で一般官吏の國家に對する關係と多少異るものあり宮內省で別に宮內省恩給令（大正一二、皇室令一六）を定めてあるからである。

第九條（年金恩給權の一般的消滅原因）

年金ダル恩給ヲ受クルノ權利(1)ヲ有スル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ權利消滅ス(2)

一　死亡シタルトキ(2)

二　死刑又ハ無期若ハ二年ヲ超ユル懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキ(3)（六年以上ノ）

三　國籍ヲ失ヒタルトキ

在職中ノ職務ニ關スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ因リ禁錮以上ノ刑（陸軍刑法又ハ海軍刑法ニ依ル一年未滿ノ禁錮ノ刑ヲ含マス）ニ處セラレタルトキハ其ノ權利消滅ス但シ其ノ在職カ普通恩給ヲ受ケタル後ニ爲サレタルモノナルトキハ其ノ再在職ニ因リテ生シタル權利ノミ消滅ス(5)

(1) 第一條及第五條の說明參照。

(2) 失踪の宣告を受けた者は民法第三〇條所定の期間滿了のとき死亡したものと同法第三一條に依り看做された場合も本號の死亡シタルトキに該當する。

(3) 之を詳言すれば死刑又ハ無期懲役若ハ無期禁錮、若ハ二年ヲ超ユル懲役若ハ二年ヲ超ユル禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキとなる。

特に第五八條第一項第二號のやうな規定がないから執行猶豫の言渡の有無及その言渡の取消の有無は關係せぬ。

(4) 第一號乃至第三號は第五條の時效に依る權利消滅と共に年金恩給權に共通な消滅原因である。扶助料權のみに關するものとして第八〇條がある。尙失權は資格喪失と混同すべきでない、後者に付ては第五一條、第七六條に規定がある。

〔例說〕 恩給法第五一條第一項第二號、第九條第二號に依り恩給を受くるの資格若は權利を失つた者非常上告又は再審判決に依り原判決破毀せられ右條項に該當せざるに至つた場合には當然に恩給を受くるの資格若は權利は原狀に回復し原判決確定の時に遡り恩給を給する。

尙犯罪に依り恩給權を喪つた場合には後に至つて恩赦令に依る復權があつても權利を回復するものでないこと次の判例の示す通りである。恩給資格喪失後復權があつても恩給資格を回復しないことに關する判決は第五一條の說明參照。

〔判例〕 行政裁判所昭和七年第一號事件——本件は大正六年六月退職に因り巡査退隱料を受けた原告は大正七年一二月に在職中の犯罪に依り懲役三ケ月に處せられた判決が確定した爲巡査看守退隱料及遺族扶助料法第一一條第三號に依り退隱料權を失つたが昭和三年一一月勅第二七一號復權令に依り恩給權を回復したから普通恩給を給せられ度いと主張した事件で被告內閣恩給局は「恩赦令及復權令ニ所謂資格トハ恩赦カ刑ニ關スルモノナル性質上法律上ノ一般能力適格ノ意ニ解スヘク從テ復權ニ依リ回復スルハ法律上ハ一般的能力適格ノミニ止マリ既得利益ノ性質ヲ有スル受恩給資格ニ及フモノニ非サルナリ而シテ一旦恩給ヲ受クルノ權利ヲ得タル原告ニ在リテハ其ノ喪失シタルハ受恩給資格ニ非スシテ恩給ヲ受クルノ權利ナリト雖此ノ恩給ヲ受クルノ權利ハ恩給資格アルコトヲ前提トシテ發生シ而シテ復權ニ依リ回復スルハ人ノ法律上ノ一般的能力適格ノミニシテ恩給ヲ受クルノ資格ニ及ハサル以上恩給ヲ受クルノ權利ノ回復セサルハ多言ヲ要セス斯ノ如ク復權アルモ恩給權ノ回復ナル問題ヲ生シ得サルコトハ其ノ性質上明カナルノミナラス更ニ恩赦令第十一條ハ恩赦ノ效果ハ既成ノ效果ニ變更ヲ及ホササルコトヲ明定シテ疑ノ餘地ヲ存セシメス」と答辯し裁判所は「原告ハ昭和三年勅令第二七一號復權令ニ依リ復權セラレタリト雖恩赦令第十一條ハ『刑ノ言渡ニ基ク既成ノ效果ハ大赦、特赦、減刑又ハ復權ニ因リ變更セラルルコトナシ』ト規定シ原告カ在職中ノ犯罪ニ因リ懲役三ケ月ノ刑ニ處セラレタル結果巡査看守退隱料及遺族扶助料法第十一條ニヨリ退隱料ヲ給セラレサルモノトナリタルハ卽恩赦令ニ所謂刑ノ言渡ニ基ク既成ノ效果ナルヲ以テ復權ニヨリ原告ハ前示ノ退隱料ヲ給セラルヘキモノト變スルコトナシ」と判決した。

(5) 職務ニ關スル犯罪とは、第二項は官規維持の爲設けられた規定であるから刑法第一〇一條（看視者が被拘禁者を逃走せしむる罪）、第一〇三條（犯人藏匿罪）、第一五六條（公務員の文書僞造罪）、第一九三條乃至第一九八條（職權濫用罪、陵虐罪、賄賂罪等の瀆職罪）、第二二五三條（業務上橫領罪）、第二二五八條（文書毀棄罪）等公務員たる身分を構成要件として規定された犯罪のみならず之を要件とせぬ他の犯罪に處せられた場合でも其の犯罪が在職又は職務執行行爲を利用して爲された等在職と犯罪との間に相當因果關係（第四六條(1)參照）があるならばそれをも包含する。

職務に關する犯罪の過失犯は刑法第一二九條第二項（過失に因る鐵道電車艦船顚覆破壞罪）、第二一一條（業務上過失殺傷罪）、第一一七條第二項（過失に依る爆發損壞罪）等であらう。陸海軍刑法の一年未滿の禁錮の刑を除外したのは第五一條第一項第二號との權衡上であつて陸海軍刑法は軍規上刑罰が特に重くしてあるから除外せねば酷なのである。

本項は從來刑が在職中確定すると第五一條第一項第二號に依り失格するが退職後確定すると在職中の犯罪に關する刑であつても六年以上の刑でない限りは恩給權に影響を及ぼさず官規上遺憾の點があつたので昭和八年法律第五〇號恩

給法中改正法律では在職中の犯罪中少くとも職務に關する犯罪にして過失犯に屬せざるものを犯した者は其の犯罪に對する刑が退職後に確定しても（故に退職後に罪が發覺した場合をも含む）假釋なく法律上當然（卽行政處分を須ひずして）恩給權を喪失せしめることに改正したのである。從て本項に依る權利消滅の範圍は第五一條第一項第二號の資格喪失の場合と褫奪を失せざるものでなければならぬ。故に

本項に依る在職年除算の範圍を第四一條第四號は「其ノ犯罪ノ時ヲ含ム引續キタル在職年月數」と規定して第五一條の「其ノ引續キタル在職ニ付恩給ヲ受クルノ資格ヲ失フ」に對應調和せしめてゐる。例へば本項本文に付ては

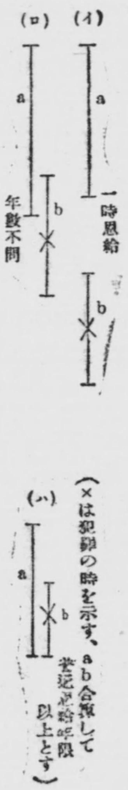

右の場合にb公務員としての普通恩給權は消滅するがa在職年月數に對する（一時又は普通）恩給權は消滅しない。但書も第五一條と權衡を得るやうに規定されたものであつて當然であるが本文で權利消滅スと規定した爲前の犯罪の時を含まぬ在職年に對する普通恩給權も消滅するかの疑があるので但書を置いたのである。「其ノ在職」とは職務に關する犯罪を含む引續いた在職の意である。

本文の場合でも但書の場合でも犯罪の時を含む引續いた在職が一年未滿にして前の普通恩給を改定することが出來ぬときには普通恩給改定權が生ぜぬが此の場合と雖も第五一條との權衡上其の一年未滿の在職だけを無效にする。

又但書の「普通恩給」の代りに增加恩給又は傷病年金なる場合に於ても第五一條との權衡上同條の場合と同樣に前に受けた增加恩給又は傷病年金は消滅せぬものと解する。

本項に依る權利消滅の結果は權利消滅の他の場合と同樣消滅事由發生（刑の確定）の翌月から普通恩給を給與されぬことになる（第三條）。故に消滅事由發生の月迄の分は刑の確定後に請求があつても給與せねばならぬ、又本條は一時恩給權發生の場合に關せぬから一時恩給權の發生後刑が確定し然る後に一時恩給の請求があつても一時恩給を給すべきこと勿論である。

本項の經過的適用に關し附則第二條の說明參照のこと。

第九條ノ二　（年金恩給受給權調査）

裁定官廳ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ年金タル恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者ニ付其ノ權利ノ存否ヲ調査スヘシ

本條は權利消滅したるに拘らず之を祕して又は消滅したることを知らず繼續して恩給の支給を受くる者を發見し恩給の過誤拂を絶滅せんが爲に行ふ調査（本條は昭和八年一〇月一日より施行す附則第一條）であつて「勅令」とは恩給法施行令第一條乃至第一條ノ四である、即

第一條　恩給法第九條ノ二ノ規定ニ依ル恩給受給權存否ノ調査ハ受給者ノ身分關係ノ變動(a)ノ有無ニ付之ヲ行フ

遺族タル夫又ハ成年ノ子カ不具癈疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキコトヲ條件トシテ扶助料ヲ給セラルルトキ(b)ハ其ノ者ニ付テハ前項ニ規定スル事項ノ外特ニ右事情ノ繼續ノ有無ヲ調査ス

(a)　死亡、國籍喪失（以上第九條）、去籍、妻・子・夫の婚姻（以上第八〇條）。調査の對照は身分關係であるから增加恩給、傷病年金の程度の調査は爲さぬ。失權原因としては右の外犯罪があるが之が調査を各受給者に證明書を提出せしめて調査するは困難なる事情存するを以て恩給給與規則第三一條の裁判所の通知の勵行に依り調査の實を擧げんとするのである。

(b)　第七四條第二項、第八〇條第三號。

第一條ノ二　受給者ハ左ノ區別ニ從ヒ調査上必要ナル書類ヲ裁定官廳ニ提出スヘシ(c)

一　前條第一項ノ事實ヲ證スル爲ニハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者及妻ニ在リテハ戸籍抄本、妻以外ノ扶助料權者ニ在リテハ戸籍謄本(a)

二　前條第二項ノ事實ヲ證スル爲ニハ不具癈疾ヲ證スル診斷書及生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキコトヲ證スル居住地ノ市町村長又ハ之ニ準スヘキ者ノ證明書(b)

前項ノ書類ハ事實カ裁定官廳ニ顯著ナル場合又ハ他ノ相當官公署ノ證明アル場合ニ於テ裁定官廳カ明カニ之ヲ承認シタルトキハ其ノ承認ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得(c)

第一條ノ三ニ規定スル書類ヲ提出スヘキ月カ恩給ノ裁定ヲ受ケタル月（證書ノ日附ニ在ル月）ノ翌月ヨリ十二月內ニ在ルトキハ其ノ書類ヲ提出スルコトヲ要セス(d)

(a)　公務員、準公務員及妻は別に順位者がないから抄本で身分關係が判明する、妻以外の遺族は先順位者があり得るから謄本でなくては判明せぬ。抄本謄本に關し昭和八年九月一一日勅令第二三七號恩給給與規則中改正の件中左の規定が設けられた。

第三十四條ノ二　恩給法施行令第一條ノ二第一項ノ規定ニ依リ提出スル戸籍謄本又ハ戸籍抄本及證明書ハ之ヲ提出スヘキ月又ハ其ノ前月現在ニ於ケル受恩給者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノタルコトヲ要ス

「提出スヘキ月」及年は施行令第一條ノ三に規定する。

(b)　第二號の書類は恩給給與規則第一一條に依り扶助料請求の際提出した診斷書及證明書と同種のものである。

(c)　事實か裁定官廳に顯著なる場合とは裁定官廳に來職した公務員が退職後猶其の官廳に囑託員として勤務中なるが如き或は受給者が國家的に著名なるが如き場合で他ノ相當官公署とは例へば公務員の舊本屬廳や警察官署の如きである。

(d)　裁定の時權利の有ることを調査したのであるから其の後一年位は失權してゐないであらうとの考に基く。

(e)　右の書類の外に其の書類と共に「受給權調査票」なるものを提出するを要する、此の票は昭和八年九月一一

日閣令第二號（大正一二年閣令第七號國庫ノ支拂ニ屬スル恩給中內閣恩給局長ノ管掌ニ係ルモノノ給與細則中改正の閣令）では左の如く規定してゐる。

第十二條 恩給法施行令第一條ニ規定スル恩給受給權調査票ハ別紙樣式（第二五號書式）ニ準シ作成スヘシ

第二十五號書式

恩給受給權調査票

一、恩給證書記號番號

一、受給者住所氏名

一、受給權調査期月　昭和　年　月

備考　用紙ハ成ル可ク半紙四ツ切大又ハ半折大トスルコト

施行令第一條に「受給權存否ノ調査ハ」「調査ス」の語があるから「第一條ニ規定スル恩給受給權調査票ハ」と規定した。票中氏名の下に「印」がないから捺印する必要がない、出來るだけ簡單にして誰でも提出し易からしめたのである、恩給證書を事實上擔保にとつてゐる債權者の如き者が抄本又は謄本と共に此の票を提出しても有效に提出したことになる。

第一條ノ三 各受給者ハ前條ノ書類ヲ左ノ區別ニ從ヒ隔年提出スヘシ

一　公務員又ハ之ニ準スヘキ者トシテ恩給ヲ受クル者ハ一月

二　遺族トシテ恩給ヲ受クル者ハ七月

陸軍ノ軍人、之ニ準スヘキ者及警察監獄職員竝其ノ遺族ハ昭和ノ偶數年ニ於ケル前項ノ月ニ提出シ他ノ公務員及之ニ準スヘキ者竝其ノ遺族ハ其ノ奇數年ニ於ケル前項ノ月ニ提出スヘシ

之を具體的に分類すると書類提出年月別の恩給受給者は左の如くなる。

昭和九、一一、一三…年

一月　文官（執達吏を含む）、準文官、海軍軍人、海軍準軍人、教育職員、準教育職員、待遇職員の普通恩給、增加恩給、傷病年金受給者

昭和一〇、一二、一四…年

一月　陸軍軍人、陸軍準軍人、警察監獄職員の普通恩給、增加恩給、傷病年金受給者。

七月　右の者の遺族なる扶助料權者（傷兵親族扶助料權者を含む）。

七月　右の者の遺族たる扶助料權者（傷兵親族扶助料權者を含む）。

教育職員、待遇職員と警察監獄職員とを別年としたのは是等の者の恩給を裁定の主たる對照とする地方裁定廳の調査事務を毎年繼續せしめんが爲である。

第一條ノ四 第一條ノ二ニ規定スル書類ヲ提出セサル受給者ニ對シテハ之ヲ提出スヘキ月ヨリ一期隔リタル後ノ支給期(a)以後ノ支給ヲ一時差止ムヘシ(b)

(a) 前條の提出すべき月に提出せぬと恩給支給を差止めて提出を促さうといふのであつて一期隔リタル後ノ支給期以後とは提出期

月が一月なら四月の支給期を隔てた七月以後の支給を差止め、提出期月が七月なら一〇月の支給期を隔てた翌年一月以後の支給を差止めるといふことである。

(b) 差止とは停止と異り恩給の原權は有つても一時支給見合せをすることである、故に後に書類を提出した場合には差止を解除し且差止めた支給額を一緒に支給せねばならぬ。久しきに亙つて書類を提出せぬ場合には職權を以て身分關係を調査し失權なりや否やを確めるべきであらう。

本條に依る調査の結果恩給權が存しないことが發見されると被調査者は失權の月の翌月以後の分として支給を受けた恩給金を誤拂金として支給廳に返還せしめられることになる。誤拂金の請求時效に關しては補遺第八〇條參照。

第十條（未給與恩給の遺族への給與）

恩給權者死亡シタルトキハ其ノ生存中ノ恩給ニシテ給與ヲ受ケサリシモノハ勅令(1)ノ定ムル所ニ依リ之ヲ當該公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ遺族ニ給シ(2)遺族ナキトキハ死亡者ノ相續人ニ給ス(3)

(1) **恩給法施行令**第一條ノ五及第二條である、即

第一條ノ五 恩給法第十條ノ規定ニ依リ恩給ノ支給ヲ受クヘキ遺族及其ノ順位ハ扶助料ヲ受クヘキ遺族及其ノ順位(a)ニ依ル

同法第十條ノ恩給權者カ死亡ノ當時家族ナリシトキハ其ノ相續人ハ恩給權者死亡ノ當時之ト同一戸籍內ニ在リタルコトヲ要ス(a)

第二條 恩給法第十條ノ場合ニ於テ死亡シタル恩給權者未タ恩給ノ請求ヲ爲ササリシトキハ恩給ノ支給ヲ受クヘキ遺族又ハ相續人ハ自己ノ名ヲ以テ死亡者ノ恩給ノ請求ヲ爲スコトヲ得(b)(d)

裁定ヲ經タル恩給ニ付テハ死亡者ノ遺族又ハ相續人ハ自己ノ名ヲ以テ其ノ恩給ノ支給ヲ受クルコトヲ得(c)(d)

(a) 〔例說〕 法第一〇條に所謂相續人中指定又は選定家督相續人に付ては元來施行令第一條ノ五第二項の規定は公務員が非戸主の場合卽家督相續人に關係なき家族に關するものであるのに指定家督相續人、選定家督相續人は戸主たる被相續人の家督相續人であるから適用がないから公務員死亡の當時之と同一戸籍內に在つたことを必

要とせぬ、卽第一條ノ五第二項の相續人は遺產相續人のみを指すことになる。

(b) 恩給權者（普通恩給權者及扶助料權者を含む、在職中死亡の公務員は給與せらるべき普通恩給がないから含まぬ）が請求後裁定前に死亡したり裁定後に至つて裁定前に死亡したことが判明したりした場合には（後の場合には裁定は取消されれる）遺族の請求順位者は第一〇條に依る生存中の給與の請求を普通恩給權者退職後死亡の場合は退職後七年內に、扶助料權者死亡の場合は其の死亡後七年內に爲すべきである。給與は支給すべき金額が定つてゐる場合であるから便宜上裁定通知書で爲す。併し恩給權者が普通恩給權者である場合に遺族の第一順位者は普通恩給に付ては第一〇條の請求をしないでも扶助料の請求は普通恩給權者死亡の時から七年內にすれば宜しく第二順位者は第一順位者が第一〇條の請求をしなくても自己の扶助料の請求は第一順位者失權の時から七年內にすれば宜しく公務員又は準公務員が在職中死亡した場合（第七三條第一號）及公務員が普通恩給を請求して死亡した場合（第五條(6)中段）と同樣に扶助料を請求し得るのである。要之施行令第二條第一項の請求は本人の受くべかりし給與を次の順位者が自己の權利として請求し得るだけのことであつて此の請求を爲さねば扶助料權を發生せしめぬといふものにあらずと解すべきである。

恩給權者が恩給裁定後證書交付前に死亡した場合には遺族又は相續人に第二項に依る支給を受けしめる爲に遺族又は相續人に住所姓名の申出及遺族又は相續人たることを證する戶籍謄本の提出を爲さしめ其の順位に當る遺族又は相續人に宛てて便宜上恩給額等を記載した裁定通知書を發付する扱である。

退職後增加恩給及普通恩給を得ざりし者で退職後五年を經て症狀增進し第四六條第三項の增加恩給請求を爲し得べかりし者が請求後死亡し又は請求せずして死亡後遺族が其の增加恩給に併給の普通恩給に基く扶助料を請求した場合には恩給審査會に付議して公務關係を決定して扶助料を給し得ることに解してゐるが（退職後增加恩給及普通恩給を得た者退職後五年を經て症狀增惡を理由として第四六條第三項に依り高き項症の恩給の請求中死亡し又は請求せざる中死亡し遺族が扶助料を請求した場合ならば既に普通恩給は給せられて居るし死亡が公務に因るや否や裁定廳で決し得るから審査會に付議するの要がない）此の場合には恩給は審査會の決議後に給することになつてゐて「生存中ノ恩給ニシテ給與ヲ受ケザリシモノ」はないのであるから第一〇條の適用はない。

(c) 第二項は支給廳に對する支給の請求であるから會計法の五年の時效の規定の適用がある。

(d) 相續人數人ある場合には左の規定に依り請求すべきことに注意のこと

恩給給與規則（大正一二、勅令第三六九號）

第十九條 恩給法第八十一條ニ規定スル一時扶助料ヲ給セラルヘキ者數人アルトキ又ハ恩給法施行令第二條第一項若ハ第二項ノ相續人數人アルトキハ其ノ中一人ヲ總代者トシテ恩給の請求又ハ恩給支給ノ請求ヲ爲スヘシ

(e) 例之普通恩給權者恩給の請求を爲さずして死亡し第一順位者妻が次條第一項に依り自己の名を以て普通恩給を請求しようと思ふ內に死亡した場合には第二順位者未成年の子が自己の名を以て普通恩給の請求を爲し得るが如きである。但し普通恩給の請求は其の給與事由發生のときから七年內に爲すべきであるから第何順位者であらうと退職後七年內に請求するを要する（(b)參照）。

(2) 其の遺族が後に公務員又は準公務員の屬した家を去つた場合でも猶其の給與を受ける權利を、公務員又は準公務員が退職後死亡の場合は退職後七年間、扶助料權者死亡の場合は其の死亡後七年間は失はぬ（(b)參照）（第八二條(5)末尾と同樣）。

〔例說〕巡査退隱料を受ける者が恩給法施行前既に六月以上所在不明の場合には巡査看守退隱料及遺族扶助料法第一四條第一項第二號に依り支給を停止されるのであるが此の者恩給法施行後失踪の宣告を受けると其の停止中の恩給は本條の規定に依り之を遺族に給する但し此の場合府縣制第一一六條第六項（府縣收入金及支拂金ニ關スル時效ニ付テハ國ノ收入金及支拂金ノ例ニ依ル）に依り時效の完成した部分は支給せぬ。

(3) 死亡した恩給權者が戸主であつたならば家督相續人、家族であつたならば(1)(a)で述べた如く遺產相續人である。給與、給スの意義に關し第三條(1)參照。

第十一條（恩給權の處分禁止）

恩給ヲ受クルノ權利(1)ハ之ヲ讓渡(2)シ又ハ擔保(3)ニ供スルコトヲ得ス(4)。

恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ差押(5)フルコトヲ得ス但シ國稅徵收法又ハ國稅徵收ノ例ニ依ル場合(6)ハ此ノ限ニ在ラス

(1) 第一條の說明の通りで年金的恩給權と一時金的恩給權とを包含する。

(2) 恩給權は公權にして一身に專屬するものと爲すのである。

(3) 右の如く我國に於ては恩給權の讓渡擔保を禁止する主義を採つて居るのであるが實際に於て恩給權者が之を擔保とし恩給證書を債權者に交付して金錢の貸付を受け債權者は債務者の經濟的弱點に乘じ苛酷なる條件を以て之を苦しめ證書の返還をして殆ど不可能に陷らしむるの狀態なるは吾人の屢〻耳にする所である（一割五分乃至二割二三分の利子、一割乃至一割五分の貸付手數料、生命保險料等を引去りたる手取金は貸借契約高の七割位となるのを通常とする）。

然らば之に對して司法裁判所は如何なる態度を以て臨んでゐるか之に關する大審院等の判決の要旨を述べて裁判所の意思の存する所を研究してみるのも參考にならうと思ふ。

大審院の判決を研究するに金錢消費貸借契約及債務辨濟の一方法としての受領委任の契約の外(イ)一定期間委任を解除せざる契約を締結する場合と(ロ)之を締結せざる場合とにより判決の理由を異にすることを知り得るのである、即

（イ）一、定額間委任を解除せざる特約をなす場合に付ては裁判所は早くから全契約を無效と認むるの主義である。

大正五年二月三日第二民事部判決は陸軍軍人恩給證書返還請求事件に付廣島地方裁判所が大正四年八月二三日に言渡した判決に對し上告人（債權者）から全部破毀を求むる申立を爲したのに對し該上告を棄却したのであるがその理由の一部に曰く

然レトモ……又當事者ノ提出シタル證據（乙第一號證）中委任契約ハ解除セサル旨ノ記載アル以上ハ之ヲ以テ裁判所カ判斷ノ資料ニ供スルモ上告人主張ノ如ク申立テサル事物ヲ當事者ニ歸セシムルモノト謂フコトヲ得サルモノトス

上告論旨第二點ハ……（イ）上告人ノ先主栗根寛二郎ハ被上告人ニ金員ヲ貸與スルニ際リ其辯濟方法トシテ被上告人カ受クヘキ年金ヲ其ノ辯濟ニ充テ而シテ年金下付ノ都度被上告人カ受取リ更ニ上告人先主ニ交付スルノ迂遠ト複雜トヲ避ケ且被上告人ノ手數ヲ省ク爲メ年金受取方ノ委任ヲ先主寛二郎カ受ケ其受任行爲ヲ完ウスルニ最モ必要ナル恩給證書ヲ預ケタル法律關係ヲ一箇ノ法律關係ト看做シ辯濟方法ニ關スル契約ト委任契約トノ二箇ノ法律關係ト見サルノミナラス尙ホ委任ヲ解除セサル特約アルモノトシ（當事者ハ此點ニ付キ何等ノ主張ヲ爲サス）而モ尙ホ一箇ノ法律關係ト爲シ委任ヲ解除セサル旨ノ特約ノ無效ヲ委任契約迄ニ及ホシ其委任契約ノ遂行ニ必要ナル恩給證書ヲ預ケタル行爲迄ヲモ無效ナリト推斷シタルハ擬律錯誤ノ甚タシキモノナリ（ロ）原裁判所ハ上告人ノ假定抗辯ニ對シ法律ノ禁止スル行爲ト雖モ常ニ必スシモ公序良俗ニ反スルモノニアラス從テ民法第七百八條ニ所謂不法原因ニ該當セスト判示セラレタルモ……陸軍軍人恩給證書ノ如キハ功勞アル別格者ニ恩賜セラルルモノニシテ其格ナキモノハ其恩ニ浴スルヲ得ス而モ原審ノ認定シタル事實ノ如クセハ下賜セラレタルモノハ其恩ニ浴スル能ハスシテ無資格者タル凡人ハ有資格者ト同格ニ於テ其恩ニ浴スルト同一結果ヲ見ルニ至リ恩給制度ノ趣旨ヲ沒却スルニ至ル之ヲモ尙ホ公序良俗ニ反セスト言ハンカ何事カ公序良俗ニ反スルモノアラン擬律ノ錯誤モ亦甚タシト言フ可シト云フニ在リ

然レトモ原裁判所ハ委任ヲ解除セサル特約ヲ無效ト認メ其結果委任契約並ニ委任契約ノ遂行ニ必要ナル恩給證書ヲ預リタル行爲ヲモ無效ト爲スニ至リタルモノニアラス本件恩給證書ハ債權ノ擔保トシテ交付セラレタモノト認定シ其擔保契約ヲ無效ト認メタルモノナルコトハ原判決理由ノ說明ニ徵シ明カナリ又民法第七百八條ハ不當利得ニ關スル規定ニシテ本件ノ如ク所有權ニ基キ恩給證書ノ返還ヲ求ムル場合ニ適用スヘキ規定ニアラス故ニ原裁判所カ同條ニ依ル上告人ノ抗辯ヲ排斥シタルハ結局正當ナルモノト謂ハサルヲ得ス

卽恩給證書は證書の所有權を理由として訴へても取戻し得べきを示した。

又大正七年四月一二日第一民事部判決は恩給證書返還請求事件に付秋田地方裁判所が大年七年二月一日に言渡した判決に對し上告人（債權者）から全部破毀を求むる申立を爲したに對し之を棄却したのであるがその理由を揭ぐれば

上告論旨第一點ハ原判決ヲ見ルニ其理由ニ於テ「如斯恩給擔保ノ目的ヲ達センカ爲ニ作爲セラレテ之ト同一ナル目的ヲ達シ得ル法律行爲トシテ法律上無效ナルコト勿論ナルノミナラス尙乙第一二號證ニ依リテモ該契約カ擔保ノ目的ヲ達センカ爲ニ爲サレタル脫法行爲ナルコト寔ニ明白ナルニヨリ此抗辯ハ其理由ナシ」トノ理據ノ下ニ上告人（前審控訴人）ノ敗訴ノ判決セラルト雖抑ゝ本件ニ於ケル主要ノ爭點タル恩給擔保ノ目的ノ下ニ作爲セラレタル委任契約不解除約款附契約カ由シヤ法律上所謂脫法行爲トシテ無效ナリトスルモ脫法行爲ナルカ故ニ之ニ基因シテ交付セラレタルモノハ直ニ返還義務アリトノ結論ハ生シ得ルモノニアラサルコト民法第七百八條ノ法意ニ照察シテ寔ニ明白ナリ蓋シ同條ハ不法ノ原因ノ爲メ給付ヲ爲シタルモノハ其給付シタルモノノ返還ヲ請求スルコトヲ得スト明示スレハナリ由是觀是法律上無效ノ契約ニ基キ給付セラレタルモノノ返還義務ノ存否ヲ判定スルニ當テハ須ク脫法行爲ナリヤ否ヤヲ審査スルハ勿論尙進テ斯ル行爲カ不法原因ニ基因スルヤ否ヤ卽チ民法第七百八條ニ該當スルヤ否ヤニ付テ審理スルコトヲ絕對要件トスルコト一般審理ノ原理ニ照シ事頗ル明白タリ蓋シ該契約カ由シヤ法律上所謂脫法行爲ニシテ無效タリトスルモ若シ夫レ其給付原因ニ不法ノモノアラン乎給付者ニ返還請求權ノ存在セサレハ也然リ而シテ是ヲ本件判決ニ照應スルニ原判決ハ事茲ニ出テスシテ漫然脫法行爲ニシテ無效ナルカ故ニ上告人（前審控訴人）ニ恩給證書返還義務アリト判決ヲ爲シ給付原因ノ不法ナルヤ否ヤヲ審査セサルハ理由不備ノ違法アル判決ニシテ原判決ハ此點ニ於テ破毀ヲ免レサルモノト信スト云ヒ」同第二點ハ原判決ハ民事訴訟法第四百三十五條ニ所謂法則ヲ適用セサル違法ノ裁判也蓋シ本件ニ於ケル恩給擔保ノ目的ノ下ニ構成セラレタル委任契約不解除約款附契約カ

法律ニ所謂脫法行爲トシテ無效ナルコト現今學說判例ノ一致スル所ナリト雖脫法行爲ニ基因シテ給付シタルモノナルカ故ニ直ニ被給付者ニ返還義務存ストノ歸結ハ生スルモノニアラサル也由シヤ給付セラレタル原因カ法律上無效行爲ニ基因スルト雖給付原因カ不法ナル場合ニ於テハ給付者ハ返還請求權ヲ喪失スルコト民法第七百八條ニ照シ明白ナリトス、然リ而シテ之ヲ本件事案ニ照比スルニ本件ノ爭點ニ繫ル擔保契約ハ强行法規タル軍人恩給法第四十二條ニ違背スルモノニシテ民法第九十條ニ所謂公ノ秩序ニ反スル行爲ニ該當スルモノニシテ斯ル不法原因ニ基因シテ交付セラレタルモノナレハ被上告人ニ於テ恩給證書返還ヲ請求シ能ハサルモノナルヲ以テ上告人ニ於テ之カ返還義務ノ存在セサルコト民法第七百八條ニ照シ事頗ル明白タリ然ルニ原判決ト民法第七百八條ノ法規ヲ適用スルコトナクシテ審判シタルモノニシテ敍上ノ違法アルヲ以テ此點ニ於テ破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在リ

按スルニ本件ハ陸軍恩給證書ノ返還ヲ目的トスルモノニシテ軍人ノ恩給ハ之ヲ質權ノ目的ト爲シ得ヘカラサルモノナルヲ以テ被上告人カ上告人ニ對シ其債權擔保ノ目的ヲ以テ恩給證書ヲ交付シタルカ如キハ脫法行爲トシテ無效ナルハ論ヲ俟タスト雖モ其行爲自體公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ背反スル事項ニ因由スル不法行爲ト謂フヘキモノニ非サルヲ以テ右行爲ハ民法第七百八條ノ適用ヲ受クヘキモノニアラス然ラハ原裁判所カ本件恩給證書交付ヲ以テ脫法行爲ニシテ無效ノモノトシ上告人ノ返還拒否ノ抗辯ヲ排斥シタルハ畢竟如上ノ趣旨ニ出テタルモノナルナルコト自ラ明白ナルヲ以テ本論旨ハ何レモ其理由ナシ

といふにある即民法第七〇八條は「不法ノ原因ノ爲メ給付ヲ爲シタル者ハ其給付シタルモノノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス但不法ノ原因カ受益者ニ付テノミ存シタルトキハ此限ニ在ラス」と規定するに對し假令法律の禁止に反するも善良の風俗公の秩序に違反せざるときは取戻し得へしとするものであつて右但書のみでは救濟し難いので恩給證書に就ても判例に依る一例外を認め民法第七〇八條の不法原因給付ではないから一般不當利得の法理（民七〇三條以下）で訴へても取返し得ることとしたのである。此の善良の風俗云々の考は分家契約に關聯せる民法第七〇八條の解釋に付て早くから下した判例に據るものと考へられるのである即明治四四年民事部判決錄五八〇頁に於て「民法第七百八條ニ所謂不法ノ原因トハ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル場合ニ限ルモノナルナルヲ以テ如上ノ分家契約ノ如キハ同條項ノ不法原因ニ該當セス從テ之ニ基キ爲シタル土地ノ讓與ハ返還ヲ請求シ得ヘカラサル給付ニ非ス」と言明して居るのである。

（ロ）一定期間委任を解除せざる特約をなさぬ場合は單なる代理受領であつて全契約を有效と認むるの主義である。

大正六年一二月一二日第三民事部判決にその主義が看取されるのである。判決理由の一部に曰く

然レトモ恩給金受領ノ委任契約ニ附帶シ債務者タル恩給金受領者ヲシテ委任ノ解除權ヲ拋棄セシメ債權者カ之ニ因リテ自己ノ權利トシテ恩給金ヲ取立テ擔保ノ實ヲ擧ケントスルトキハ其解除權拋棄ハ公ノ秩序ニ反スルヲ以テ無效ナリト雖モ其恩給金受領者カ單ニ恩給金ノ受領ヲ債權者ニ委任シ同時ニ債權者カ其受領シタル恩給金ヲ以テ債務ノ辨濟ニ充當スヘキコトヲ約スルハ假令擔保名義ノ下ニ恩給證書ヲ債權者ニ交付スルモ債務者ハ何時ニテモ委任ヲ解除シテ之カ返還ヲ請求シ得ヘク債權者ハ擔保ノ實ヲ擧クルコト能ハサルヲ以テ之ヲ以テ恩給法ノ禁止規定ヲ回避スル脫法行爲ト目スヘキモノニ非ス（大正四年五月一二日第三民事部判決同年六月一八日第一民事部判決參照）論旨ニ援用セル當院ノ判例ハ委任契約ト相待チテ債務者ヲシテ解除權ヲ拋棄セシメ以テ擔保ノ實ヲ擧ケントスル場合ニ付テ判示シタルモノニシテ被上告人ノ主張事實カ前點ニ對スル說明ノ如クナル本件ニハ適切ナラス然レハ原審カ被上告人ニ於テ恩給金受領ノ委任ヲ解除セサル旨ヲ特約シタルコトヲ認メタルモ其特約ノ無效ナルコトヲ判示シ本件ノ委任契約及ヒ債務辨濟ノ特約カ何等脫法行爲ニ非ス隨テ被上告人ノ委任解除ヲ適法ト爲シタルハ相當ニシテ本論旨ハ理由ナシ

之を通觀するに(イ)の場合には全契約を脫法行爲なりとし(ロ)の場合には然らずして有效なりとしてゐるのである、此の相違は恩給金支給官廳が代理受領者に支拂をなすべきや否やについても其の採るべき態度に相違を來すことにもならうと思ふ。

尙高級裁判所の恩給證書返還と代理受領の特約の效力に關する判例中比較的新しいものとして大正一五年三月一五日言渡東京控訴院民

事第一部の判決を掲げる、之は一定期間委任を解除せざる特約の存せざる場合に關するもので從て右(ロ)の場合と同旨の判決理由を示してゐるのであるが債權者の地位に付ての裁判所の氣持も窺へるから參考として左に主文及理由を掲記する。

（主文）　本件控訴ハ之ヲ棄却ス控訴費用ハ控訴人ノ負擔トス

（理由）　控訴人カ大正六年十一月一日金八百三十六圓五十錢ノ利息金百圓ニ付一ケ月金一圓二十五錢ノ割合ニテ被控訴人ヨリ借受ケタル事實ハ當事者間ニ爭ナク尙同日當事者間ニ被控訴人カ控訴人ノ代理人トシテ控訴人ノ受領スヘキ文官恩給金年額百七十四圓宛ヲ大正七年一月以降毎年一月四月七月及十月ノ各受領期ニ分割受領シ其都度之ヲ貸金元利金ノ辨濟ニ充當スヘキ旨特約シタル事實ハ控訴人ノ認ムル所トナリ控訴人ハ右特約ハ恩給ノ權利ヲ擔保ト爲スコトヲ禁スル恩給法ノ規定ニ違反スルヲ以テ無效ナレハ本訴消費貸借契約モ亦無效ナル旨抗辯スレトモ甲第二號證ニ依レハ右特約ト本訴債務ノ辨濟方法ヲ定メタルモノナルコト明カニシテ斯ノ如ク債務者カ自己ノ恩給金ノ受領ヲ債權者ニ委任シ之ニ恩給證書ヲ交付シ同時ニ債權者カ其受領シタル恩給金ヲ以テ債權ノ辨濟ニ充當スヘキ旨約スルハ恩給ノ權利ヲ擔保ト爲シタルモノト云フヲ得サルノミナラス債務者ハ何時ニテモ委任ヲ解除シ恩給證書ノ返還ヲ請求シ得ヘキヲ以テ假令右契約カ擔保設定ト同一效果ヲ收メムトスルニアリトスルモ未タ之ヲ以テ恩給法ニ於ケル右禁止規定ノ精神ニ抵觸スルモノト目スヘキモノニアラス從テ前記特約ハ無效ニアラサルヲ以テ控訴人ノ抗辯ハ理由ナシ而シテ被控訴人カ右特約ニ從ヒ大正七年一月ヨリ同十年十月迄控訴人ノ受クヘキ恩給金ヲ代理受領シ之ヲ以テ被控訴人主張ノ如ク本訴債務ノ利息竝元金ニ充當シタル結果右十月迄ノ利息全部及元金二百六十七圓五十四錢ノ辨濟アリタルコトハ被控訴代理人ノ自認スル所ニシテ其餘ノ元利金ニ付テハ控訴人カ大正十年十一月以後恩給金受領ニ要スル新恩給證書ヲ被控訴人ニ交付セス自ラ該證書ニ依リ恩給金ヲ受領セル爲被控訴人ニ於テ之ヲ代理受領シテ右元利金ノ辨濟ニ充當シ得サルニ至リ從テ該債務ノ尙殘存スル事實ハ控訴人ノ明カニ爭ハス又之ヲ爭フ意思現レサルヲ以テ自白シタリト看做スヘク之ニ依レハ前記特約ニ依ル辨濟方法ハ最早其實行ヲ期シ得サルニ至リタルモノナレハ他ニ之ニ代ル辨濟方法ノ存セサル本件ニ於テハ被控訴人ハ該債務ニ付何等辨濟期ノ定メナキモノト看做シ一時ニ其金額ヲ請求シ得ルモノト解スルヲ至當トス果シテ然ラハ控訴人ニ對シ右貸金殘額五百五十八圓九十六錢及之ニ對スル大正十年十一月一日以降一割二分ノ割合ニ依ル利息及損害金ノ支拂ヲ求ムル被控訴人ノ本訴請求ハ正當ニシテ控訴ハ理由ナキヲ以テ民事訴訟法第四百二十四條第七十七條ヲ適用シ主文ノ如ク判決ス

又恩給の代理受領は前述の如く適法であるが其の受領の委任を爲す際豫め恩給權者の事前的同意を俟たずに第三者に恩給證書を引渡して受領代理權を讓渡し得る旨の特約をすることは無效であるとする判決（東京地方裁判所昭和六年（ワ）第五四六號、六、一〇、三〇言渡）を參考の爲掲げる。（同旨判決東京地方裁判所昭和八年（レ）第一一二二號九年三月六日言渡）

（主文）　被告ハ原告ニ對シ原告名義ノ（ト）第二萬五千三十五號額面千八百四十七圓恩給證書一通ヲ引渡スヘシ、訴訟費用ハ被告ノ負擔トス

（理由）　原告カ其ノ主張ノ如キ恩給證書ニ基ク恩給受領權利者ニシテ右證書ノ所有者ナルコトハ被告ノ認ムル所ナリ而シテ原告カ其ノ主張ノ如キ趣旨ノ下ニ被告ニ對シ恩給金受領ノ委任ヲ爲シ右恩給證書ヲ交付シタルコトハ當事者間ニ爭ナキ所ナルカ原告ハ右委任契約ハ畢竟恩給受領權ニ質權ヲ設定スルト異ナラサルヲ以テ無效ナル旨主張スレトモ恩給金受領ノ權限ヲ債權者ニ委任シ其ノ受領シタル恩給金ヲ債權ノ辨濟トシテ順次之ニ充當スルコトハ債權ノ辨濟ノ一方法トシテ有效ニシテ之ヲ無效ト解スヘキ謂ハレナク原告ノ主張ハ採用スル能ハス……恩給受領權利者カ其ノ債權者ニ對シ本件ノ如ク恩給受領ノ委任ヲ爲スニ當リ豫メ債權者カ後日第三者ニ債權ヲ讓渡スルニ當リ恩給受領權者ノ事前的同意ヲ俟タスシテ其ノ第三者ニ恩給證書ヲ引渡シテ右受領代理權限ヲ讓渡シ得ル旨ノ特約ヲ爲スカ如キハ恩給受領權利者ノ不知ノ間ニ恩給證書ヲ順次第三者ニ轉賣セシメ得テ畢ニ恩給受領權利者ヲシテ自カラ恩給ヲ受ケル利益ヲ享受シ得サラシムル結果トナリ如斯ハ恩給權ヲ第三者ニ讓渡シタル結果ト何等擇フトコロナク恩給權ノ讓渡ヲ禁止シタル恩給法ノ主旨ニ反スルモノト言フヘク從ツテ公ノ秩序ニ反シ無效ノ特約ト言ハサルヘカラス、果シテ然ラハ他ニ別段ノ事由ナキ限リ原被告間ニ成立シタル前記恩給金受領委任契約ハ前記認定ノ解除ノ意思表示アリタル時迄ハ依然存續シタルモノト言フヘク原告ノ爲シタ

ル右解除ノ意思表示ニ依リ始メテ右委任契約ハ解除セラレタルモノト言ハサルヘカラス、而シテ被告カ既ニ本件恩給證書ヲ相互利殖株式會社ニ交付シテ現ニ所持セサルコトハ前記認定ノ如クナルヲ以テ右證書ノ所有權ニ基キテ被告ニ對シ之カ引渡ヲ求ムル原告ノ請求ハ當ラスト雖モ右認定ノ如ク前記委任契約ハ解除セラレタルヲ以テ之ニ因リ被告ハ原告ニ對シ右恩給證書返還義務ヲ生シタルモノト言フヘク右返還義務ノ履行トシテ被告ニ對シ右恩給證書ノ引渡ヲ求ムル原告ノ請求ハ正當ナリト言ハサルヘカラス

(4) 恩給を事實上擔保に入れて金錢を借り恩給證書を債權者に交付した恩給權者が前述の如く司法裁判所の判決を得て債權者又は之から讓り受けて現に證書を占有してゐると認められる者に對し證書回收の爲數回の强制執行を爲す等充分に法律上の手段を盡しても猶回收し得ざる場合に恩給權者が裁定官廳に對し恩給與規則（大正一二、勅三六九）第三六條に依り恩給證書を亡失したものとして再交付の申請をした時再交付して然るべきや否やに付ては余輩は斯かる場合に再交付せず其の權利者に永久に恩給を給せぬことにするのは却て恩給給與の目的に副はぬものであるから亡失と看做して再交付して差支なきものと解し度い、但し此の場合と雖も恩給權者が金を借りたる直後に證書の回收を企て不當の利得を得んとするが如き場合には之に再交付するのは其の不當な目的を達せしめてやるやうなものであるから再交付はすべきでないと考へる。卽實際問題としては回收に關し充分に手段を盡したことの外手取金の大部分を通常の利息を附して返濟し事實上詐欺的分子の認められぬことを要件として再交付して然るべきであると考へる。

(5) 差押を禁ずるのも讓渡擔保を禁ずるのと大體同樣の趣旨からである。從來も差押禁止の規定が存したが差押の一部解除を規定した民事訴訟法第六一八條第二項は施行期日が明治二四年一月一日なので之より施行期日の早い例へば官吏恩給法（明治二三、七、一より施行）の規定（第一八條）、軍人恩給法（明治二三、六、二一より施行）の規定（第四二條）等に對し後法の關係にあるので右民事訴訟法第六一八條の範圍內で差押を認められてゐたが恩給法が大正一二年一〇月一日から施行されたので恩給法に對し前法の關係に立つ此の民事訴訟法第六一八條の範圍內でも差押を認められぬことになり現在では差押は各種の恩給に付絕對に許されぬのである。尙恩給法第一〇條に依る給與金の差押に關し補遺參照。

（參照）民事訴訟法

第六百十八條　左ニ揭クル債權ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

第一　法律上ノ養料

第二　債務者カ義捐建設所ヨリ又ハ第三者ノ慈惠ニ因リ受クル繼續ノ收入但債務者及ヒ其家族ノ生活ノ爲メ必要ナルモノニ限ル

第三　下士、兵卒ノ給料竝ニ恩級及ヒ其遺族ノ扶助料

第四　出陣ノ軍隊又ハ役務ニ服シタル軍艦ノ乘組員ニ屬スル軍人、軍屬ノ職務上ノ收入

第五　文武ノ官吏、神職、僧侶及ヒ公立私立ノ教育場教師ノ職務上ノ收入、恩給及ヒ其遺族ノ扶助料

第六　職工、勞役者又ハ雇人カ其勞力又ハ役務ノ爲メニ受クル報酬

第一號、第五號、第六號ノ場合ニ於テ職務上ノ收入、恩給其他ノ收入カ一ヶ年間ニ三百圓ヲ超過スルトキハ其超過額ノ半額ヲ差押フルコトヲ得

尙恩給ヲ受クルノ權利は包括的原權を指稱してゐるが差押の實際は每支給期の支分權より生ずる金錢債權を差押へることになるのである、故に原權は差押を禁止されてゐるが支分權は民事訴訟法第六一八條で差押へ得るといふが如き論は不可である。

(6) 國稅徵收法又は國稅徵收法の例に依り差押へるには恩給の支拂は貯金局長の權限に屬するから同局長を對手とすべく內閣恩給局長は恩給の支拂に關し國を代表するものでない。

第十二條（恩給權の裁定）

恩給ヲ受クルノ權利ハ勅令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外內閣恩給局長之ヲ裁定スス

(1) **恩給法施行令第三條**である、同條は

第三條 恩給法第十二條ノ規定ニ依リ內閣恩給局長以外ノ者ニ於テ恩給ヲ受クルノ權利ヲ裁定スヘキ場合ハ左ノ區分ニ依ル

と謂ひ第一號乃至第六號を以て其の區分を規定してゐるが玆にはその規定を看易いやうに裁定官廳別の表に直して掲げることにする。

朝鮮總督	朝鮮ニ於テ國庫ヨリ俸給ヲ受クル警察監獄職員（陸海軍ニ屬スルモノ及道ノ警部補、巡査及消防手ヲ除ク）及其ノ遺族ノ恩給 ①朝鮮ニ於ケル公立ノ小學校、普通學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾唖學校及小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員及準教育職員並其ノ遺族ノ恩給 ②朝鮮ニ於テ國庫ヨリ俸給ヲ受クル道ノ警部補、巡査及消防手並其ノ遺族ノ恩給 ③朝鮮ニ於ケル恩給法第二四條第三號ニ掲クル待遇職員（國庫ヨリ俸給ヲ給スルモノヲ除ク）及其ノ遺族ノ恩給
朝鮮道知事	
臺灣總督	臺灣ニ於ケル警察監獄職員（陸海軍ニ屬スルモノ及州又ハ廳ノ警部補、巡査ヲ除ク）及其ノ遺族ノ恩給 ①臺灣ニ於ケル公立ノ小學校、公學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾唖學校及小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員及準教育職員並其ノ遺族ノ恩給 ②臺灣ニ於ケル州又ハ廳ノ警部補及巡査並其ノ遺族ノ恩給 ③臺灣ニ於ケル恩給法第二四條第三號ニ掲クル待遇職員（國庫ヨリ俸給ヲ給スルモノヲ除ク）及其ノ遺族ノ恩給
樺太廳長官	①樺太ニ於ケル公立ノ小學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾唖學校及小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員及準教育職員並其ノ遺族ノ恩給 ②樺太ニ於ケル警察監獄職員（陸海軍ニ屬スルモノヲ除ク）及其ノ遺族ノ恩給
滿洲國駐劄特命全權大使	①關東州（南滿洲鐵道附屬地ヲ含ム）ニ於ケル警察監獄職員（陸海軍ニ屬スルモノヲ除ク）及其ノ遺族ノ恩給 ②關東州ニ於ケル恩給法第二四條第三號ニ掲クル待遇職員（國庫ヨリ俸給ヲ給スルモノヲ除ク）及其ノ遺族ノ恩給
南洋廳長官	南洋群島ニ於ケル警察監獄職員（陸海軍ニ屬スルモノヲ除ク）及其ノ遺族ノ恩給
北海道廳長官	①北海道ニ於ケル公立ノ小學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾唖學校及小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員及準教育職員並其ノ遺族ノ恩給及右以外ノ公立ノ學校又ハ圖書館ノ教育職員ニシテ文官ニ非サルモノノ一時恩給 ②北海道ニ於テ國庫以外ノ者ヨリ俸給ヲ受クル警察監獄職員及其ノ遺族ノ恩給 ③北海道ニ於ケル恩給法第二四條第三號ニ掲クル待遇職員（國庫ヨリ俸給ヲ給スルモノヲ除ク）及其ノ遺族ノ恩給
府縣知事（警視總監）	①府縣ニ於ケル公立ノ小學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾唖學校及小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員及準教育職員並其ノ遺族ノ恩給及右以外ノ公立ノ學校又ハ圖書館ノ教育職員ニシテ文官ニ非サルモノノ一時恩給 ②府縣ニ於テ國庫以外ノ者ヨリ俸給ヲ受クル警察監獄職員及其ノ遺族ノ恩給（警視廳部內ノ職員ニ在リテハ警視總監）

③府縣ニ於ケル恩給法第二四條第三號ニ掲クル待遇職員（國庫ヨリ俸給ヲ給スルモノヲ除ク）及其ノ遺族ノ恩給（警視廳部内ノ職員ニ在リテハ警視總監）

又之を公務員別にて裁定官廳を示すと次の如くなる。

公務員別恩給裁定官廳表

(一) 内地以外ノ地ニ於ケル警察監獄職員（陸海軍ニ屬スルモノヲ除ク）及遺族恩給

- 朝鮮ニテハ朝鮮總督
  - 但、道ノ警部補、巡査、消防手及遺族恩給ハ道知事
- 臺灣ニテハ臺灣總督
  - 但、州又ハ廳ノ警部補、巡査及遺族恩給ハ州知事又ハ廳長
- 樺太ニテハ樺太廳長官
- 關東州ニテハ滿洲國駐劄特命全權大使
- 南洋群島ニテハ南洋廳長官

(二) 内地ニ於テ國庫以外ノ者ヨリ俸給ヲ受クル警察監獄職員及遺族恩給

- 北海道ニテハ北海道廳長官
- 府縣ニテハ府縣知事
  - 但、警視廳部内職員ハ警視總監

(三) 公立ノ小學校、普通學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾唖學校及小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員、準教育職員及遺族恩給

- 朝鮮ニテハ道知事
- 臺灣ニテハ州知事又ハ廳長
- 樺太ニテハ樺太廳長官
- 北海道ニテハ北海道廳長官
- 府縣ニテハ府縣知事

右以外ノ公立學校又ハ圖書館ノ教育職員ニシテ文官ニ非サルモノノ一時恩給ヲモ裁定ス

(四) 恩給法第二四條第三號ニ掲ダル待遇職員（國庫ヨリ俸給ヲ給スルモノヲ除ク）及遺族恩給

- 朝鮮ニテハ道知事
- 臺灣ニテハ州知事又ハ廳長
- 關東州ニテハ滿洲國駐劄特命全權大使
- 北海道ニテハ北海道廳長官
- 府縣ニテハ府縣知事

但、警視廳部内職員ハ警視總監

(五) 以上ノ外總テ内閣恩給局長裁定ス

〔備考——關東州ハ南滿洲鐵道附屬地ヲ包含セシメテ解ス〕

〔注意一〕 大正一五年勅令第一九四號關東州公立學校官制に依る公立の高等女學校及實業學校（大連市立實業學校、同高等女學校）の職員の一時恩給に付ては（其の負擔は恩給法第一六條第四號に依り地方費負擔であるに拘らず）第三號に大使に於て裁定する規定がないから恩給局長が裁定する、恩給局長が裁定する一時恩給にして國庫の負擔しないものは此の外に恩給法施行令第六條各號公務員の一時恩給がある。

〔注意二〕　恩給法施行令公布後設置せられた國庫以外の者より俸給を受くる朝鮮、樺太、關東州の消防手に付ては從來規定がなかつたから恩給局長に於て裁定すべきが如く見ゆるも國庫より俸給を受くる消防手でさへ地方長官に於て裁定することに規定されてゐる點より見て實際上も朝鮮道知事、樺太廳長官、關東廳長官に於て裁定してゐたのであるが昭和八年勅令第三〇五號（同年一一月二九日より施行）で第三條第四號中「又ハ南洋群島ニ於テ國庫ヨリ俸給ヲ受クル」を「又ハ南洋群島ニ於ケル警察監獄職員」に改めて國庫より俸給を受くる者と國庫以外の者より受くる者とを包含して規定した。

〔例說〕　恩給法施行後に市町村立小學校教員から郡縣視學等の教育文官に轉じ退職すると恩給局長の裁定を受けるのであるが斯の如き者は舊法時代には退隱料法の適用を受け府縣知事が裁定したものであるので斯の如き者が舊法時代に退職して知事の裁定を受け恩給法施行後に死亡し遺族が扶助料の請求を爲すべき場合には書類の保存廳たる知事に於て裁定するの取扱である。但國庫の負擔分擔は普通の通り生じ得べきこと勿論である。

(2)　裁定とは裁定官廳が恩給請求書類を審査し書類の不備等請求の不適法なる場合には之を却下し請求が適法なるも恩給權の存せざる場合には之を棄却し請求が適法にして且つ恩給權の存する場合には之を確認するの行政處分である。恩給を受くるの權利は第一條、第五條で述べた如く給與事由の發生と同時に生ずるが恩給法上に於ては此の權利は請求を俟つて行使せられ此の請求に對し裁定官廳が裁定處分を下すことに依り權利の內容が確定するものとする立前である。

裁定には却下、棄却、確認の三種類のあること前述の通りであるが恩給給與規則第二三條第三項は却下の場合と棄却の場合とを嚴密に區別せず通俗の用例に從ひ之を一緒にして却下と謂つてゐる、卽「期間內ニ不備ノ追完ヲ爲サザルトキ又ハ裁定官廳恩給ヲ受クルノ權利ナシト認メタルトキハ裁定官廳ハ理由ヲ附シテ其ノ請求ヲ却下スヘシ」と規定してゐる。

二、官職併有者の恩給の裁定に關しては其の權利者の選擇（第八條）する恩給の種類に依り法令の規定する裁定官廳に於て其の裁定をなすべきである。

裁定に關して昭和八年勅令第二三七號恩給給與規則中改正ノ件（同年一〇月一日より施行）は第二三條ノ二を新設した。卽

第二十三條ノ二　裁定官廳ハ恩給請求書類ニ依リ證明セントスル事實ノ一部ニ付十分ナル心證ヲ得サル場合(a)ニ於テ爭ナキ部分ノ事實ノミヲ以テスルモ尙恩給ヲ給與シ得ルコトヲ認メタルトキハ之ヲ他ノ部分ト切離シ先ツ其ノ事實ノミニ基キ恩給ノ裁定ヲ爲スコトヲ得但シ之ニ因リテ別種ノ恩給ヲ給與スルニ至ルヘキトキ(b)ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ場合ニ於テ爭アル事實ニ付立證ヲ得タルトキハ前裁定ヲ訂正スヘシ

(a)　或る一在職の退職事由が本廳廳の原簿消失等の爲不明なるが如き場合に他の在職年のみにて普通恩給年限に達せば先づ此の年數の普通恩給を給し或は增加恩給及普通恩給請求の場合に增加恩給を給すべき傷病の程度を決定しかぬる場合に普通恩給年限に達し居る在職年に對し普通恩給を先に給するが如き、或は在職中死亡したる公務員の遺族から公務扶助料請求ありたるとき公務員が公務の爲死亡したりや否や不明なる場合に公務員の普通恩給年限に達し居る在職年に對し先づ一〇分の五（公務死亡と決せば一〇分の八又は一〇分の一〇の更に三割增）扶助料を給するが如きである。

(b)　傷病の程度の爭の如何に依り或は增加恩給となり或は傷病年金となるときの如きである、此の場合に一應傷病年金を給しようといふが如きことを許さぬのである。

第十三條（恩給に關する權利侵害の救濟＝具申、訴願、行政訴訟）

行政上ノ處分(1)**ニ因リ恩給ニ關スル權利**(2)**ヲ侵害セラレタリトスル者ハ處分後一年內**(3)**ニ內閣恩給局長ニ具申**(4)**シ其ノ裁決**(5)**ヲ求ムルコトヲ得**

前項ノ裁決ニ不服アル者ハ裁決ヲ受ケタル日ヨリ六月內(6)**ニ內閣總理大臣ニ訴願**(7)**シ又ハ行政裁判所ニ出訴**(8)**スルコトヲ得但シ公務傷病ノ程度ニ付テハ出訴ヲ爲スコトヲ得ス**(9)

第一項ノ具申ニ關スル規程ハ命令(10)**ヲ以テ之ヲ定ム**

(1) 行政處分は個々の具體的場合に關し行政權により爲さるる一方的行政行爲で意思表示又は之に準ずる精神表現を內容とするものである。而して處分は原則として相手方に受領せらるるを要するから行政處分は其の對手方に到達した時に完成するのが原則である、例へば恩給の裁定なる行政處分は恩給證書が恩給權者の居所に配達（交付）せられたときに完成する、從て一年の具申期間はその翌日を起算日として進行する（民法第一四〇條）。

併し乍ら行政處分の受領は必ずしも書面に依るを要せぬ、口頭又は默示の意思表示を以ても爲すことを得る。

〔訴願裁決例〕訴願人甲某は島根縣から松江警察署を通じて受領してゐた巡査看守退隱料及遺族扶助料法に依る退隱料の受領方を松江市在住の乙某に委任した旨大正二年六月松江警察署に屆出で其の後被委任者に違約行爲ありたりとして大正四年一月四日解任した旨屆出でた、然るに乙某は大正三年一〇月より同六年三月迄の分一〇五圓を受領したので大正六年六月に委任狀僞造の告訴を爲したが不起訴處分となつた、大正九年一二月二七日に訴願人は松江署に大正四年一月二二日委任を解除したと屆出で退隱料の支拂を求めたが警察署は既に大正四年一月一〇日に委任狀の提出あり之は僞造でないから此の委任狀に基き乙某に大正三年一〇月より六年三月迄の分を支拂つてゐたのでただ大正六年四月より九年九月迄の分のみを支拂つた其の後も催促したが要領を得ず大正一二年一〇月一五日附にて一度委任狀を有する者に支拂つた分は二度支拂ふを得ざる旨指令書を發せられ大正一三年一月二〇日之を受領したそして大正一三年二月二一日恩給局長に具申した、同局長は一年の具申期間を經過したものとして却下した、之に對し訴願人は訴願して大正九年一二月には大正六年三月以前の分を確然支拂はずとの行政處分を受けたのでなく訴願人に通達なき以上知るに由なし故に指令書を受領した大正一三年一月二〇日から一年內に具申すればよいと主張した、之に對し內閣總理大臣は松江署は大正九年一二月二七日に未拂退隱料全部を支拂ふべきに單に大正六年四月より同九年九月迄の分のみを支拂ひ其の以前たる大正三年一〇月より大正六年三月迄の分は何等の留保もせず支拂はなかつたのは大正六年三月以前の分を支拂はぬとの少くとも默示の意思の表現に依る行政處分のあつたものと認めるのを正當とすべく此の處分のあつた大正九年一二月二七日から一年間に具申せねばならぬ又行政處分は原則として相手方に受領せらるるを要するが此の受領は必ずしも書面に依るを要せず口頭又は默示の意思表現を以てなすことを得るものであるから少くとも默示の意思表現に依り爲された處分は行政處分として成立するに充分である故に此の時から一年以上を經過した訴願人の具申は不適法であるとて恩給局長の處分を是認した。

(2) 恩給に關スル權利といふのは關スルであるから恩給權よりも廣いこと勿論で苟も恩給權の存在を前提とし之に伴つて起る總ての問題を含むが同時に權利なることを要するから單なる利益では足らぬ、各場合につき決すべきである。本條具申は恩給受給權ありと信ずる個人の爲すべきもので官廳に具申を許す趣旨でないと解する。

(3) 處分が完成（對手方に到達）した日の翌日を起算日として一年間である、例へば昭和二年八月一日に恩給證書を交付されたが金額に不服あるときは翌昭和三年八月一日迄に具申すべきである、此の一年の期間を具申期間といふ、

此の一年といふのも次項の六月といふのも法定の不變期間であつて時效期間ではないから期間進行の中斷なるものはない、經由すべき行政廳あるとき（次頁恩給給與規則第四一條第一項）は具申書は右期間內に經由廳に到達すればよいことは第五條の請求の場合と同理である。

從來官吏恩給法（第一七條第二項）軍人恩給法（第四一條第二項）等の規定では具申期間は六箇月であつた。又學校職員には具申を爲すの權なくただ行政訴訟をなすの權だけが認められてゐた、斯樣なものと本條の一年の期間との關係はどうなるかと謂ふに具申を爲すの權は形式法上の權利で一種の訴權とも謂ふべきものであるから從て具申の權の有無、期間等は之が問題となつた當時の現行法に依り決すべきものと解する、從て學校職員も恩給法施行と同時に具申の權を得ることになり具申しようと思ふ日から遡つて一年內に具申の對象たる行政處分があれば具申期間を經過せぬものとして本案に入つて審査を受け得るし處分が一年より前なるときは期間經過の不適法の具申として却下され（例へば學校職員が大正一二年一〇月三日に具申したとすればその具申の對象たる行政處分が大正一一年一〇月四日以後なら期間經過でない）又文官、軍人は恩給法施行と同時に六箇月が一年に延長されたことになり具申した日から遡つて一年內に具申の對象たる處分があるならば期間經過でない（故に此の場合その處分の日から恩給法の施行された前日なる大正一二年九月三〇日迄に舊法に規定する六箇月の期間が經過して了つてゐても差支ない）。恩給法第八八條第一項には特に從前規定に依り內閣總理大臣の爲したる裁定は具申、訴願又は行政訴訟に付ては之を本法に依る內閣恩給局長の裁定と看做す旨規定し從前の規定に依る裁定處分に對し直接恩給法に依り具申し得ることとしてゐる。

(4)　具申は行政處分に依り恩給に關する權利を侵害せられたりとする者がその處分を取消し別の法上の狀態を出現せしめんことを其の處分を爲したる行政廳を對手者とし內閣恩給局長に要求する行政上の行爲である。具申を內閣恩給局長以外の者の爲したる處分に對する具申と內閣恩給局長の處分に對する具申とに二別することも出來よう、而して後者の場合には形式は具申であるが實質上は自己の處分に對する吟味であるから實質上は再審査とも謂ふべきものである。

法定代理人以外の者に依る具申の代理に付ては規定がなく又一般に公法關係に付ては當然には代理を認められぬのであるが特殊の事情があり弊害のない場合には特に認めてもよからう、併し恩給請求の場合には法定代理人以外の代理を認めぬことにしてゐるのであるからその具申裁決の結果新に證書を交付するが如き場合には此の證書交付は請求と不可分の關係あるものとし法定代理人に非ざる代理人に送付せず恩給權者本人に送付するやうに注意すべきであらう。

又恩給權者が死亡した場合に其の遺族が右恩給權に關し權利を侵害せられたる者として具申を爲し得るや否やに付考ふるに恩給法第一〇條の規定に依り遺族又は相續人は恩給權者に代り恩給を受くるの權を行使するの權利を得たるものであり其の內容は正當なる恩給を請求するにあると解するから例へば恩給權者は五百圓を給せらるべきに四百圓しか給せられなかつたといふやうな場合には遺族に於て恩給に關する權利を侵害せられたるものとして具申し得るものと解する。

具申の手續は恩給給與規則第三九條乃至第四一條に規定する、即

第三十九條　恩給法第十三條第一項ノ具申ハ文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第四十條　具申書ニハ左ノ事項ヲ記載シ具申者記名捺印シ證據書類其ノ他必要ナル書類ヲ添付スヘシ

一　具申者ノ氏名、年齢及住所

二　對手者タル行政廳

三　具申ノ趣旨及理由

第四十一條　具申カ內閣恩給局長以外ノ者カ爲シタル行政處分ニ對スルモノナルトキハ具申書ハ其ノ處分ヲ爲シタル行政廳ヲ經由シテ之ヲ差出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ行政廳ハ具申書ヲ受取リタル日ヨリ十四日内ニ辯明書及必要ナル書類ヲ添ヘ内閣恩給局長ニ之ヲ送付スヘシ

(5) 具申の裁決は具申に對し内閣恩給局長が其の内容に入り具申の理由を認めて行政處分を取消し又は取消すと同時に他の處分を命じ若は理由なしとして棄却し或は内容に入ることなくして却下する行政處分である。即裁決の種類は次の通りである。

(一) 具申却下の裁決＝具申を不適法として本案に入らざるもの、即具申し得べき事案にあらざるとき、不方式なるとき、經由廳を經由せぬとき、具申能力なきとき、具申期間經過のとき等である。

(二) 具申棄却の裁決＝適法なるも具申の正當の理由なく具申者の申立相立たずとするもの。

(三) 行政處分取消の裁決＝適法にして而も具申の理由あり行政處分を正當ならずとして取消すもの。

方式に合せぬとき、經由廳を經由せぬときは實際の取扱上多くは附箋を以て一應返付し方式或は手續を追完せしめる例である。

具申書を受取ることを受付、受取つた上具申を適法とし本案に入ることを受理、不適法として本案に入らぬことを不受理といふ、故に不受理のときは却下の裁決があり受理したときは棄却又は取消の裁決がある。

右の内(一)は確定力を生ぜぬ、(二)(三)は本案に關するから訴願期間又は行政裁判所に出訴すべき期間を經過すると形式的確定力を生じ同一事案に付再び爭ひ得ぬこととなる。實質的確定力は行政處分の性質として生ぜぬ。從て行政上必要なりと認むるときは内閣恩給局長は期限に制限なく自己の爲したる裁決を取消し得る。裁決の拘束力は(一)(二)(三)皆同じく有する、而も此の場合具申の對象となる行政處分は如何なる官廳の處分たるを問はぬのであつて具申裁決廳としての内閣恩給局長は恩給裁定廳として内閣總理大臣の指揮監督を受ける通常の關係に於ける場合と異り獨立の官廳たる地位に在るのであるから其の裁決は關係官廳を羈束する旨特に第一四條に規定してゐる、

同條參照のこと。

内閣恩局長の處分に對する具申裁決は實質上は再審である（(4)參照）から取消の裁決の場合に於ては正當な恩給を給する旨言明し其の裁決自體を裁定處分の如く扱つて別に裁定處分を爲さず直に正當な恩給を給して差支ない。

裁決に關し恩給給與規則に規定がある、即

第四十二條　内閣恩給局長ハ必要アリト認ムルトキハ期限ヲ定メ辯明書ニ對スル辯駁書、再度辯明書其ノ他必要ナル書類ヲ差出サシメ又ハ具申者若ハ對手者タル行政廳ノ主任者ニ出頭ヲ求ムルコトヲ得

第四十三條　裁決ハ理由ヲ附シタル裁決書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

裁決書ハ具申者及對手者タル行政廳ニ之ヲ送付スヘシ

(6) 從來官吏恩給法（第一七條第二項）軍人恩給法（第四一條第二項）等では訴願期間を一箇年と定めてゐたが恩給法では六箇月になつた結果前の具申の權に付て述べたと同樣の理に依り恩給法の施行された大正一二年一〇月一日以後訴願するには其の訴願する日から遡つて六箇月内に具申の裁決が存せねば期間經過の理由に依り却下される、從て例へば具申裁決を大正一一年一一月五日に受けた者が大正一二年一〇月四日に訴願すると期間經過で却下されるものと解する。

(7) 茲に訴願とは具申裁決處分に對し不服なる者が内閣總理大臣に對しその處分の内容を審査し其の處分の效力を消滅せしめんことを權利として請求する行政上の行爲である。

本法に依り訴願をなすには必ず前提として具申の裁決のあつたことを要する、故に第四六條の再審査の裁定があつたからとて之に對し直接に訴願することを得ない。

本法に依る訴願は明治二三年法律一〇五號訴願法第一條の訴願事項中第二項の「其他法律勅令ニ於テ特ニ訴願ヲ許シタル事件」に屬するものであつて總て右訴願法の適用を受けるのであるから手續等も同法に據ること勿論である、便宜上茲に手續其の他に關する規定を

拔萃してみる。

訴願法

第二條　訴願セントスル者ハ處分ヲ爲シタル行政廳ヲ經由シ直接上級行政廳ニ之ヲ提起スヘシ（第二項以下略）（註、玆に處分とは具申裁決處分、行政廳は內閣恩給局長に相當する）

第五條　訴願ハ文書ヲ以テ之ヲ提起スヘシ

訴願書ノ侮辱誹毀ニ涉ルモノハ之ヲ受理セス

第六條　訴願書ハ其不服ノ要點理由要求及訴願人ノ身分職業住所年齡ヲ記載シ之ニ署名捺印スヘシ

訴願書ニハ證據書類ヲ添ヘ並下級行政廳ノ裁決ヲ經タルモノハ其裁決書ヲ添フヘシ

第九條　法律勅令ニ依リ訴願ヲ提起スヘカラサルモノナルカ又ハ適法ノ手續ニ違背スルモノナルトキハ之ヲ却下ス

其訴願書ノ方式ヲ缺クニ止マルモノハ期限ヲ指定シテ還付スヘシ

第十條　訴願書ハ郵便ヲ以テ之ヲ差出スコトヲ得

郵便遞送ノ日數ハ第八條ノ訴願期限內ニ之ヲ算入セス（註、第八條には訴願提起の期間を規定してゐるのであるが同條は恩給法第一三條第二項の六月の期間といふ特別の規定で排除されるから右第八條の訴願期限を置換へて解すればよい）

第十一條　第二條第一項ノ場合ニ於テ訴願書ノ經由ニ當レル行政廳ハ訴願書ヲ受取リタル日ヨリ十日以內ニ辯明書及必要文書ヲ添ヘ上級行政廳ニ之ヲ發送スヘシ（第二項以下略）

第十二條　訴願ハ法律勅令ニ別段ノ規程アルモノヲ除ク外行政處分ノ執行ヲ停止セス但行政廳ハ其職權ニ依リ又ハ訴願人ノ願ニ依リ必要ナリト認ムルトキハ其執行ヲ停止スルコトヲ得

第十三條　訴願ハ口頭審問ヲ爲サス其文書ニ就キ之ヲ裁決ス但行政廳ニ於テ必要ナリト認ムルトキハ口頭審問ヲ爲スコトヲ得

第十四條　訴願ノ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其理由ヲ付スヘシ訴願ヲ却下スルトキ亦同シ

第十五條　訴願ノ裁決書ハ其處分ヲ爲シタル行政廳ヲ經由シテ之ヲ訴願人ニ交付スヘシ訴願書ヲ却下スルトキ亦同シ

第十七條　訴願ノ手續ニ關シ他ノ法律勅令ニ別段ノ規程アルモノハ各其規程ニ依ル

訴願に對し內閣總理大臣が之を審査して其の內容に入り訴願の理由を認めて行政處分を取消し又は取消すと同時に他の處分をなすを命じ若は理由なしとして棄却し或は內容に入ることなくして却下する行政處分を訴願の裁決といふ、裁決の種類等は具申の場合のそれと異らぬ。

訴願裁決の手續に關し第一五條の規定がある。

(8)　本法に依り行政裁判所に出訴するには必ず其の前提要件として具申の裁決のあつたことを要する、學校職員は從來具申の權なくただ明治二五年勅令第三二號府縣立師範學校及公立中學校並市町村立小學校教員ノ退隱料遺族扶助料ニ關スル行政訴訟ノ件に依り行政處分に對し一年內に直接に行政訴訟を爲すの權だけ認められてゐたが具申の項で述べた通りの訴權の性質に依り恩給法の施行された前日の大正一二年九月三〇日限りこの行政處分に對し直接に行政訴訟を提起することを得ぬこととなり同年一〇月一日以降は必ず具申の裁決を前提要件とするに至つたから恩給法施行後は假令行政處分が遡つて一年內にあつても先づ具申し其の裁決を得た後でなければ行政訴訟を提起し得ぬのである。但し本法では行政訴訟は具申裁決後六月內に提起するを要する。

(9)　傷病程度に付ては專門的知識の豐富ならざる行政裁判所に判斷せしむるを不適當として昭和八年法律第五〇號は此の但書を附加したのである。傷病が公務に起因するや否やに付ては從前通りである。

昭和八年一〇月一日の恩給法改正前から行政裁判所に繫屬中の事件に付ては本但書を適用せぬ（法律第五〇號附則第三條）。

(10)　恩給給與規則第三九條乃至第四三條である、之に付ては既に(4)に掲げた。

第十四條（裁決の羈束力）

内閣總理大臣及内閣恩給局長ノ裁決ハ關係官廳ヲ羈束ス

(1) 羈束するといふのは拘束するといふのと同じ事である、本條は例へば内閣恩給局長が具申の對手者たる縣知事の處分を取消し新に恩給法第六三條に依り普通恩給を給すべきものなる旨裁決したとすれば知事は之に拘束せられ前處分を取消して新に普通恩給の裁定をせねばならぬし更に内閣總理大臣が縣知事の裁定處分を支持し、具申者の申立相立たずとした内閣恩給局長の裁決を取消し恩給法第七〇條に依り一時恩給を給すべきものなる旨裁決したとすれば内閣恩給局長は具申裁決を取消すの要あり縣知事は爰に内閣恩給局長の裁決に拘束せられて爲した普通恩給裁定處分を取消し一時恩給を給せねばならぬ。

尙本條につき第一三條(5)の拘束力の部分參照のこと。

第十五條（恩給審査會）

内閣總理大臣第十三條第二項ノ訴願ノ裁決ヲ爲ス場合ニ於テハ恩給審査會ニ諮問(1)スヘシ

恩給審査會ニ關スル規程ハ勅令(2)ヲ以テ之ヲ定ム

(1) 本條の場合に於ける恩給審査會は合議體たる諮問機關である、因より官廳ではない。故に其の發表する意思は直に決定的國家意志ではなく内閣總理大臣なる官廳の意志決定の參考となる迄である。從て内閣總理大臣は其の議決に拘束されることはないが、諮問を經ることは訴願裁決の有效要件で其の議決が重きをなすこと勿論である。議決機關としての恩給審査會に付ては第四六條第三項、第四六條ノ二第二項、第四八條第一項第三號及第八〇條第二項參照。

(2) 大正一二年九月二二日勅令三六八號恩給審査會官制である、即

恩給審査會官制（大正一二年八月二〇日 勅令第三六八號）

第一條 恩給審査會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ恩給法第十五條、第四十六條、第四十六條ノ二、第四十八條及第八十條ノ規定ニ依リ恩給ニ關スル事項ヲ審査ス

第二條 審査會ハ會長一人、委員十七人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ審査スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ法制局長官ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ各官廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第四條 會長ハ會務ヲ總理シ會議ノ議長ト爲ル

會長事故アルトキハ內閣總理大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 審査會ノ會議ハ委員及臨時委員ノ三分ノ一以上出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス

審査會ノ議決ハ出席ノ委員及臨時委員ノ過半數ノ意見ニ依ル可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第六條 審査會ニ幹事ヲ置ク內閣總理大臣ノ奏請ニ依リ內閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第七條 審査會ニ書記ヲ置ク內閣ニ於テ之ヲ命ス

書記ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附則

本令ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

（第一條中改正の箇所は昭和八年九月一一日勅令第二三八號恩給審査會官制中改正ノ件を以て改正（同年一〇月一日より施行）せられたもので之は昭和八年法律第五〇號恩給法中改正法律に依り傷病年金の公務關係認定（第四六條ノ二第二項）及遺族の事實婚に因る扶助料失權（第八〇條第二項）に關する事項をも審査することになつたので挿入した。）

第十六條（恩給の負擔）

恩給ノ負擔ハ左ノ區分ニ依ル(5)

一　文官及準文官並其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス但シ文官ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル者(1)ノ一時恩給ハ最終ニ之ニ俸給ヲ給シタル者之ヲ負擔ス

二　軍人及準軍人並其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス

三　朝鮮、臺灣及樺太ニ於ケルモノヲ除クノ外公立ノ小學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及(2)小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員及準教育職員並其ノ遺族ノ恩給ハ其ノ學校又ハ幼稚園ノ所在地ヲ管轄スル府縣又ハ之ニ準スヘキ(3)地方經濟之ヲ負擔ス（及盲啞學校其ノ他ノ）

四　前號ニ規定スル者以外ノ教育職員及準教育職員並其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス但シ在外指定學校職員ノ一時恩給ヲ除クノ外一時恩給ハ最終ニ之ニ俸給又ハ給料ヲ給シタル者之ヲ負擔ス(4)

五　警察監獄職員及其ノ遺族ノ恩給ハ最終ニ之ニ俸給又ハ給料ヲ給シタル者之ヲ負擔ス

六　待遇職員及其ノ遺族ノ恩給ハ最終ニ之ニ俸給又ハ給料ヲ給シタル者之ヲ負擔ス但シ宮國幣社ノ神職及其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス

第六條　左ニ揭クルモノハ國庫ヨリ俸給ヲ給セサルモ恩給法第二十條ノ規定ノ適用ニ付之ヲ文官トス

一　地方官官制第二條ニ規定スル府縣判任官(a)

二　都市計畫地方委員會ノ職員ニシテ官吏タルモノ

三　神宮司廳又ハ神宮皇學館ノ職員ニシテ官吏タルモノ

四　朝鮮道立醫院ノ職員ニシテ官吏タルモノ（大正一四年四月一日ヨリ施行）

(a)　此の第一號は大正一五年七月一日勅令第二四四號で改正したものでその附則に曰く「郡判任官ハ仍之ヲ（恩給法施行令の）第六條第一號ニ揭クル文官ト看做ス」、而して地方官官制第二條の府縣判任官とは同官制第一條の定員外に府縣に通じて置く視學、屬、技手である。

(2)　從來の盲唖學校（明治三三年勅令第三四四號小學校令に依る設置）は恩給法公布後大正一二年八月二八日勅令第三七五號盲學校及聾唖學校令（大正一三年四月一日より施行）に依り盲學校と聾唖學校とに改められ中等部をも設けられ公立學校職員制中に規定せらるるに至つたが其の職員の待遇は實質上從來に比し特に向上し居らぬ等の點に鑑み恩給法上は初等部及中等部を通じ全職員を小學校に類する學校の職員と同待遇とすることとし恩給法第五九條第三項但書の方にも同樣に加へたのである。

(3)　府縣に準ずべき地方負擔經濟は目下の所存在しない。

(4)　俸給は第四四條に規定する如く本俸の外本俸に準ずべきもの（恩給法施行令第二〇條）を包含するから一時恩給給與の場合に本俸を給する者と準本俸を給する者とが異るときは兩者は各別に負擔する結果となる。

從來の實例は在外指定學校職員は初等中等を問はず總て第四號を適用し國庫負擔である。

（例說）　左の場合の一時恩給は本俸と年功加俸との率に依り縣、市に於て夫々按分負擔すべきである。

退職當時の職名　市立高等女學校教諭

退職當時の俸給　本俸月一二五圓（市より支給）

年功加俸月一〇圓（縣より支給）

（參考）　昭和五年以降各年末現在の地方廳裁定恩給額は概略左の如くである。

	教育職員		警察監獄職員		待遇職員		合計	
	人數	金額	人數	金額	人數	金額	人數	金額
昭和五年末	六五、七〇〇	三五、六五三、九〇〇円	六七、〇〇〇	一三、四九四、八〇〇円	一、〇〇〇	四六七、三〇〇円	一三三、六〇〇	三九、六六、三〇〇円
同　六年末	七一、七〇〇	二八、七八六、七〇〇	七〇、八〇〇	一四、五三〇、七〇〇	一、二〇〇	五九二、八〇〇	一四三、四〇〇	四三、九一〇、二〇〇
同　七年末	七五、四〇〇	三〇、六九一、七〇〇	七四、四〇〇	一五、三六一、一〇〇	一、七〇〇	八三四、四〇〇	一五一、四〇〇	四八、八八七、一〇〇
同　八年末	八一、九〇〇	三三、六七九、四〇〇	八二、三〇〇	一七、三三二、一〇〇	二、一〇〇	一、〇二七、二〇〇	一六六、二〇〇	五二、〇七九、七〇〇
同　九年末	八四、一〇〇	三四、七九五、五〇〇	八四、七〇〇	一七、八五〇、一〇〇	二、三〇〇	一、一〇八、一〇〇	一七一、一〇〇	五三、七五三、七〇〇

第十七條（恩給の負擔分擔）

前條第一號、第二號若又ハ第四號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ在職年又ハ第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受クルモノノ在職年中ニ第三號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ在職年又ハ第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサルモノノ在職年ヲ通算シテ國庫ヨリ恩給ヲ給スル場合ニ於テハ國庫ハ通算セラルヘキ在職年ニ應シ勅令(1)ノ定ムル所ニ依リ恩給金額ノ分擔ヲ第三號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ニ恩給ヲ給スル者又ハ第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員ニ俸給ヲ給スル者ニ對シ請求スルコトヲ得(2)

前條第三號、第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族ニ恩給ヲ給スル場合ニハ其ノ恩給ノ基礎在職年中ニ第一號、第二號若ハ第四號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ在職年又ハ第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受クルモノノ在職年ヲ通算シテ恩給ヲ給スル場合ニ於テハ國庫ニ對シ其ノ通算セラルヘキ在職年ニ應シ勅令(3)ノ定ムル所ニ依リ恩給金額ノ分擔ヲ請求スルコトヲ得(4)

前條第三號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族ニ恩給ヲ給スヘキ者ハ其ノ恩給ノ基礎在職年中ニ他府縣又ハ之ニ準スヘキ經濟ノ管轄内ニ於テ在職シタル第三號ニ掲クル公務員又ハ之ニ準スヘキ者トシテノ在職年ヲ含ム場合ニ於テハ當該他府縣又ハ之ニ準スヘキ經濟ニ對シ其ノ合算セラルル在職年ニ應シ勅令(5)ノ定ムル所ニ依リ恩給金額ノ分擔ヲ請求スルコトヲ得(6)

前項ノ規定ハ前條第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族ノ恩給ノ分擔及同條第三號、第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族ノ恩給相互ノ分擔ニ付之ヲ準用スの

(1) 前條に依り恩給を給すべき經濟を定めたがその内部關係に付て各經濟相互間に其の給する恩給の金額の分擔を本條に於て規定してゐる、從て恩給證書を發付するのは甲の經濟でも實際上其の證書面の額の或る部分を乙の經濟が支出してゐることがあるといふ結果が生れるのである、而して其の負擔を分擔すべき恩給の種類は從來普通恩給及扶助料に限定されてゐたが昭和八年四月一日からは一時恩給一時扶助料にも及ぼした（恩施第四條第一項參照）。

(2) 第一項は國庫が恩給を給する場合に其の恩給の基礎在職年中に國庫以外の經濟が恩給を給すべき種類の在職年を通算せられてゐる場合其の部分に付ては勅令の定むる所に從ひ恩給金額の分擔を請求する權利あることを規定したものである。

第一項中第五號第六號を改正挿入した理由は第一項は第二項と表裏一體を爲すべきものなるに拘らず第二項に對比し第一項の國庫が分擔の請求を爲し得べき公務員の種類中に第五號、第六號に掲ぐる公務員にして國庫より俸給を受くるものを闕如せるが故である。第五號に掲ぐる公務員にして國庫より俸給を受くる者は島嶼勤務の巡査、外務省巡査、朝鮮、臺灣、關東州の巡査等であり第六號に掲ぐる公務員にして國庫より俸給を受くる者は恩給法施行令第十一條に掲ぐるものである、而して前者に付ては實際の取扱に於て右改正前から既に國庫から地方經濟に分擔を請求し來つたことであり後者に付ては未だ實例が生じなかつた。

(4) 第二項は第一項の場合と反對の場合である。

(6)(7) 第三項第四項は國庫以外の經濟相互間に於ける分擔を第一項第二項と同樣の趣旨に於て請求し得ることを定めたものであつて其の内第三項は地方經濟負擔の教育職員及準教育職員に關し地方經濟相互間の分擔を定め第四項は其の前段に於て警察監獄職員若は待

遇職員に關し地方經濟相互間の分擔も第三項の地方經濟負擔の教育職員の場合と同樣なるべきを定め後段は地方經濟負擔の教育職員及準教育職員、警察監獄職員及待遇職員相互間に關し地方經濟相互間に分擔請求を爲し得べきことを定めたものである。第四項前段の改正は恩給法公布の際の誤を昭和八年法律第五〇號恩給法中改正法律で訂正したに過ぎぬ。

(1)(3)(5)　**恩給法施行令**

第四條　恩給法第十七條第一項ノ規定ニ依リ分擔スヘキ恩給ハ普通恩給、扶助料、一時恩給及一時扶助料トシ國庫カ恩給金額ノ分擔ヲ請求スル場合ニ於テハ當該公務員ノ在職年中ニ恩給ノ負擔者ヲ異ニスヘキ二種以上ノ公務員ノ在職年ヲ含ムトキハ各在職年ノ年數ヲ其ノ各官職ノ退職又ハ死亡前一年內ノ俸給年額ニ乘シタル數ニ比例シテ分擔請求額ヲ定ム但シ退職又ハ死亡ヲ以テ終ラサル在職ニ付テハ右ノ退職又ハ死亡前一年內ノ俸給年額ニ代ヘ在職最終ノ俸給年額（軍人及準軍人ニ付テハ恩給法別表第一號表ノ金額）ニ依ル(a)

前項ニ規定スル退職又ハ死亡前一年內ノ俸給年額ハ恩給法第五十九條ノ二ノ規定ヲ準用シテ之ヲ算出ス

恩給法第四十五條ノ規定ニ依リテ普通恩給ヲ受クヘキ所定ノ年數ニ滿タサル在職年ノ者ニ給スル普通恩給及其ノ遺族ニ給スル扶助料ニ付テハ當該所定ノ年數ニ滿タサル年月數ハ分擔請求額計算上之ヲ當該恩給ノ負擔者ニ歸スヘキ在職年ト看做ス(b)

分擔請求額ニ付在職年數ヲ計算スル場合ニ於テハ左ノ割合ニ依リ其ノ基礎タル在職年月數ニ加算ス

一　恩給法第六十二條第三項ノ規定ニ依リ加給スヘキ場合ニ於テハ加給セラルヘキ勤續在職年ノ一年ニ付一年(c)

二　恩給法第六十條第三項、第六十一條第四項、第六十一條ノ二第四項、第六十二條第七項、第六十三條第五項又ハ第六十四條第三項ノ規定ニ依リ外國勤續ニ因ル加給ヲ爲スヘキ場合及同法第六十二條第四項又ハ同法第六十三條第三項ノ規定ニ依リ加給ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ加給セラルヘキ勤續在職年ノ一年ニ付六月

前四項ノ規定ハ恩給法第十七條第二項乃至第四項ノ分擔請求ニ付之ヲ準用ス

第五條　恩給ノ分擔ハ支給義務額ニ依リ之ヲ爲スモノトス（意義に付ては八八〇頁(6)參照）

(a)　本文の改正は恩給法中改正法律第五九條ノ二を以て恩給の基礎俸給を退職前の俸給に改めた結果であり但書は退職又は死亡を以て終らぬ中途の在職に付ては特に分擔の爲に退職又は死亡前一年內の俸給を算出するは煩に堪へず又之を一々退職又は死亡前一年內の俸給に直さねばならぬ程の弊害ある昇給をしてゐる場合に屬せぬから從來通り最終俸給を基礎にしようといふのである、又本文及但書を通じ軍人に付ては新設の恩給法別表第一號表の假定俸給額を基礎とし本文に付ては從來の別表第一號表を廢し但書に付ては從來の實俸給主義を改めて假定俸給額主義としたものである。而して第四條の改正規定中一時恩給及一時扶助料に關する部分は昭和九年四月一日より施行されることに規定せられ（昭和八年勅令第二三六號恩給法施行令中改正ノ件附則第一條）又普通恩給及扶助料にして昭和八年九月三〇日以前に給與事由の生じたものの分擔に付ては第四條第一項の規定の改正に拘らず其の分擔請求額は仍從前の規定に依り定めることに規定せられた（同上附則第二條）。右に依り從前の規定に依り分擔する普通恩給が昭和八年一〇月一日以後に扶助料に轉化したり再任改定された場合にも從前の規定で扶助料の分擔又は同日前の普通恩給基礎在職年に對する分擔を律するものと解する。增加恩給等に分擔を認めなかつたのは恩給法第一七條は總て在職年を基礎とする分擔の主義であるから原因を基礎とする分擔主義を採るべき增加恩給の

分擔を施行令で規定すること不可能なりしに依るのである。此の點特別會計の恩給負擔に關する昭和六年勅令第二〇三號の增加恩給の分擔制度と同樣に出來なかつた理由である。

(b) 第二項の意味は例へば文官が甲廳に六年乙廳に四年在勤し一〇年で普通恩給及增加恩給を受けた場合には普通恩給を給する乙廳は一七年に滿たざる年月數卽七年をも併せて負擔し結局乙は一一年を負擔するといふことである。

(c) 〔例說〕 加給計算上の勤續年は恩給法第六〇條第四項等に規定する四〇年又は五〇年の制限を受くるものと解する、例へば警察監獄職員として四二年間勤續の者に對しては三〇〇分の二八の加給をなす、三〇でない。

〔例說一〕 巡査二五年勤續退職の後再び巡査に就職し三五年勤續（以上何れも臺灣の危險地域在勤に付年數長き場合）した場合前者に三〇〇分の一二、後者に三〇〇分の二三、計三〇〇分の三五を加給するにあらず三〇〇分の二八の加給に止むべきものである。

〔例說二〕

（同日退職、基礎俸給合算の場合）

右の場合の恩給金額の分擔額算出方法は

$$\text{恩給年額} \times \frac{2000(\text{圓}) \times 1}{2000(\text{圓}) \times 1(\text{年}) + 30(\text{圓}) \times 15} = \text{負擔額}$$

$$\text{恩給年額} \times \frac{30(\text{圓}) \times 15}{2000(\text{圓}) \times 1(\text{年}) + 30(\text{圓}) \times 15} = \text{負擔額}$$

〔例說三〕 同月中二經濟に亙り在職するときは其の一月は前經濟の在職年中に算入する（第二八條第三項參照）。

〔例說四〕 負擔の分擔は在職年數に依りなすべきものである（施四條）から一年未滿の在職に對しては負擔の義務がない。

〔例說五〕 恩給の負擔分擔は恩給法施行後權利の發生した普通恩給及扶助料に付て且つ其の權利發生の時以後にのみ生ずる、而して新法施行前よりの恩給又は扶助料受給者が新法施行後恩給より扶助料に又は扶助料より扶助料に轉じた場合には後の扶助料は右に所謂施行後權利の發生した扶助料に相當する（註、理論上は新法施行前權利の發生した恩給扶助料でも施行の時以後分擔關係を生ぜしめてもよからうが施行後權利の發生した時以後に限り此の關係を生ぜしめるのは便宜上のことであると解する）。

〔例說六〕 公務員が同一負擔經濟に於て數回就職した場合の恩給負擔分擔額は最後の退職前の俸給額と右數回の在職年を通算した年數とを基礎として算出する、此の場合に各在職の公務員の種類が異る場合でも同樣である。

〔例說七〕 甲縣で恩給を受けた者乙縣で再就職一年以上にして退職し第五六條に依り從前の恩給年額を以て改定再給年額とせられた場合に於ても乙縣は其の再就職の在職年に對し第一七條に依る恩給の負擔を分擔すべきである（註、第五六條は前後を合算した全部の在職年に對し舊額を新恩給額として給するのであつて舊恩給をその儘舊恩給として給するのではないからである）（後出分擔の各種の場合圖示中第五六條に關するものは(1)參照）。

〔例說八〕 兼職としての在職年は通算又は加給せられぬ。（第四四條の說明(1)參照）從て分擔の問題を生ぜぬ。

〔例說九〕 第六〇條乃至六四條に依り在職年四〇年（又は五〇年）を超ゆる者に給すべき恩給年額は之を在職年四〇年（又は五〇年）として計算すべきものであるが分擔額算出には右年數の制限なく實在職年數に依り算出する（加給に關しては制限あること前記(b)の通り）。

〔例說一〇〕

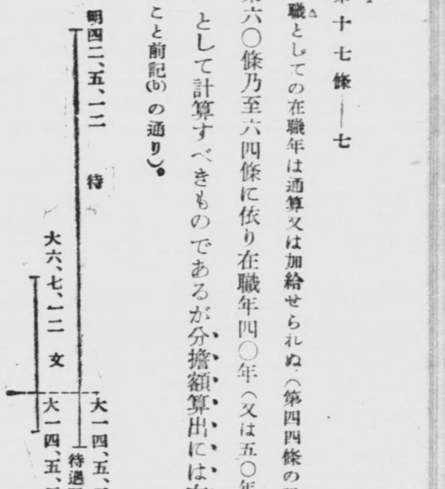

右の場合には文官を併有したことが待遇職員恩給給與の原因を爲さぬから國庫は恩給の負擔を分擔せぬ。但し待遇職員在職の文官在職と重複する部分中に無給の期間が存するときは文官在職が待遇職員恩給給與の原因を爲すから國庫は文官在職年に對し分擔する。

〔例說一一〕 施行令別表第四號表第七號表に依る假定俸給額を基礎として算出した恩給の負擔分擔額を算出する場合に其の計算の基礎となるべき俸給年額は右假定俸給額に依らずして現實支給の俸給額に依るものである、同樣に恩給法施行後丙縣で退職した公務員の恩給の基礎在職年中恩給法施行前の甲、乙縣の在職年の分擔額を計算する場合にも甲、乙縣最終の現實支給の俸給額に依るべく其の額を第四號表第七號表で假定俸給に直したりせぬ。

〔例說一二〕 施行令第四條第四項に「加給セラルヘキ勤續在職年」とは恩給法第六三條第三項等に所謂「殘ノ勤續在職年」に該當するものと解するから加給條件成就の在職年の屬する官廳に於て負擔すべきものと解する。

〔例說一三〕

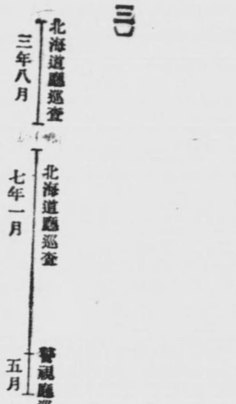

右の場合には警視廳に於ける在職一年未滿にして施行令第四條の規定に所謂各在職の年數がないから北海道廳に於て全額を負擔すべきものである。

〔例說一四〕 甲縣裁定の恩給額中乙縣及國庫の分擔すべき金額に一錢未滿の端數を生ずるときは甲縣は乙縣及國庫に對して其の端數額の分擔請求を爲すことを得ず甲縣の負擔となるべきものである。

（參照） **國庫出納金端數計算法**（大正五年法律第二號）（大正五年四月一日より施行）

第一條 國庫ノ收入金又ハ仕拂金ニシテ一錢未滿ノ端數アルトキハ其ノ端數ハ之ヲ切捨ツ其ノ全額一錢未滿ナルトキハ之ヲ一錢トス

第六條 本法ハ北海道府縣郡市町村其ノ他勅令ヲ以テ指定シタル公共團體ノ收入及仕拂ニ關シテ之ヲ準用ス

第一七條の恩給分擔關係を圖解すると左の如くなる。

（□は國庫負擔　[ ]は地方經濟負擔　○內の數字は第一六條の號數。）

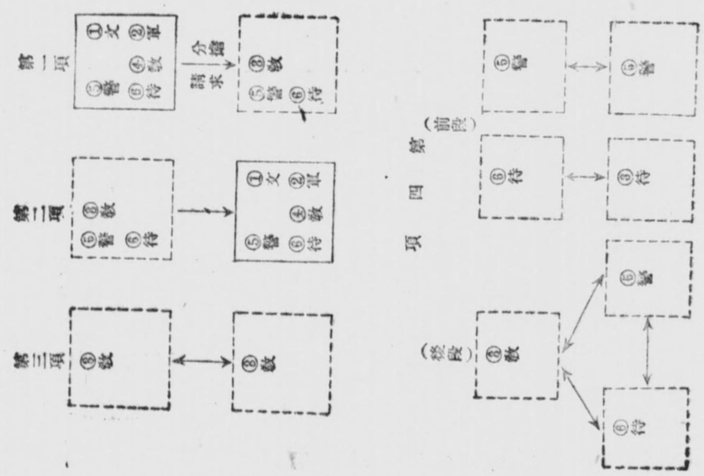

右の如くであるから地方費支辨の文官在職年又は教育職員在職年を通算して國庫支辨の文官としての一時恩給を國庫が負擔した場合に國庫は地方費支辨の文官又は教育職員の在職年に對する分擔額を其の文官又は教育職員に俸給を給した地方經濟に請求することを得ず、反對に國庫支辨の文官在職年を通算して地方費支辨の文官又は教育職員としての一時恩給を地方經濟が負擔した場合に地方經濟は國庫支辨の文官在職年に對する分擔を國庫に請求することを得ぬ。併し地方費支辨の文官と國庫支辨の文官とは各別の場合には其の一時恩給の負擔者を異にすること第一六條規定の如くであり國庫支辨の文官と地方費支辨の教育職員とも一時恩給の負擔者を異にする所であるから前示の如き場合には分擔を爲し得るやうに第一七條を改正するのが妥當であらう。

恩給分擔の各種の場合を圖示してみると左の如くなる。

（a′はa在職に付ての分擔額算出の基礎となる俸給、b′はb在職に付ての分擔額算出の基礎となる俸給を示す、c′d′等亦同じ）

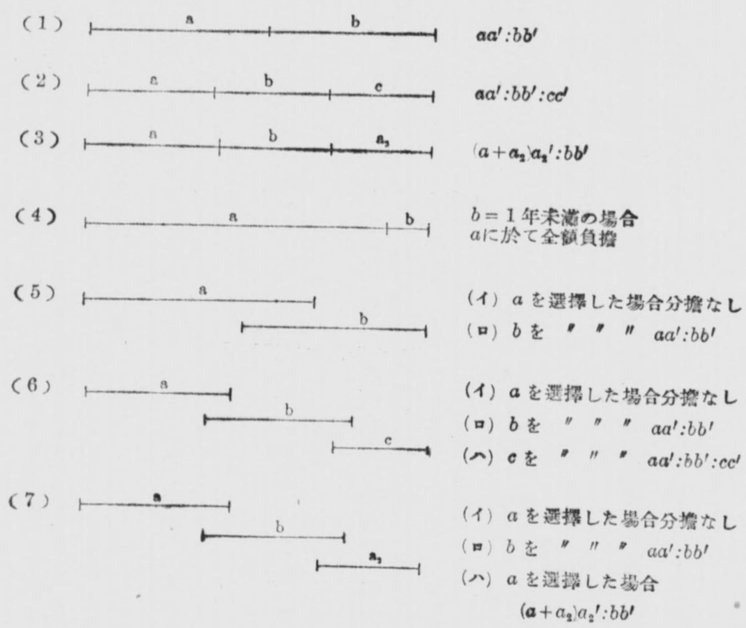

(8) 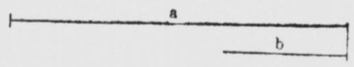

$aa':bb'$
(俸給の合算ある故何れを選擇するも同じ)

(9) 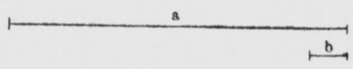

b が1年未滿の場合
a に於て全額負擔

(10) 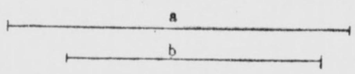

a を選擇すれば
分擔なし、a の全額負擔
b を選擇すれば $aa':bb'$

(11) 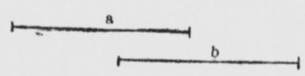

同上

恩給法第五六條の普通恩給の再任改定の場合の分擔

(1) 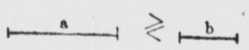

$aa':bb'$

(2) 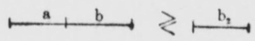

$aa':(b+b_2)b_2'$

(3) 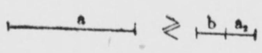

$(a+a_2)a_2':bb'$

(4) 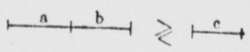

$aa':bb':cc'$

(5) 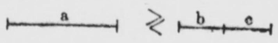

(4) に同じ

(6) 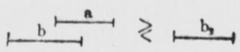

(イ) 前恩給がaを擇んだものなら (2) に同じ
(ロ) 〃 bを 〃 〃 〃 a は分擔せず

(7) 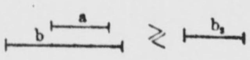

(6) に同じ

(8) 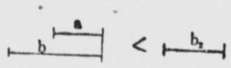

a は分擔せず

(9) 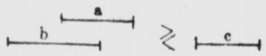

(4) に同じ

(10) 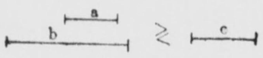

(9) に同じ

(11) 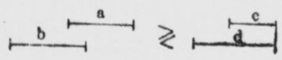

$aa':bb':cc':dd'$

(12) 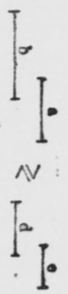

(イ) cを讀むには(11)に同じ
(ロ) dを讀むには $aa':bb':dd'$

(13) 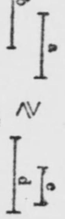

(12)に同じ

(14) 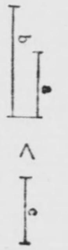

$bb':cc'$ (aは分離せず)

(15) 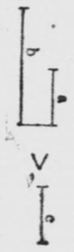

$aa':bb':cc'$

(16) 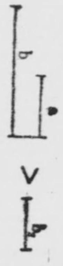

$aa':(bb'+b_1b_2')$

恩給金額の分擔の取扱に關する命令は次の通り

恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則

（大正一二年一〇月九日 勅令第四三九號）（改正昭和二年勅三五八號 昭和七年勅三七五號 昭和九年勅三三號）（總理、內務、大藏大臣聯署）

第一條　內閣恩給局長ハ國庫ヨリ府縣其ノ他國庫以外ノ經濟ニ對シ請求スヘキ各經濟別恩給金額分擔額ヲ前年四月一日ヨリ其ノ年三月三十一日迄ノ間ニ於ケル恩給支給義務額ニ依リ調査シ各經濟毎ニ仕譯書二通ヲ作成シ毎年七月三十一日迄ニ分擔金額ノ請求ヲ爲スヘキ當該經濟ニ對シ仕譯書一通ヲ添附シタル恩給金額分擔請求通知書ヲ發シ同時ニ仕譯書一通ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第二條　府縣其ノ他國庫以外ノ經濟前條ノ規定ニ依ル恩給金額分擔請求通知書ノ送付ヲ受ケタルトキハ翌年三月三十一日迄ニ其ノ分擔額ヲ日本銀行ニ拂込ムヘシ

第三條　府縣其ノ他國庫以外ノ經濟ハ國庫ニ對シ請求スヘキ恩給金額分擔額ヲ前年四月一日ヨリ其ノ年三月三十一日迄ノ間ニ於ケル恩給支給義務額ニ依リ調査シ仕譯書ヲ作成シ之ヲ恩給金額分擔請求書ニ添附シ毎年七月三十一日迄ニ內閣恩給局長ニ送付スヘシ

第四條　內閣恩給局長前項ノ分擔請求書ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ同年九月三十日迄ニ大藏大臣ニ送付スヘシ

第五條　大藏大臣前條ノ恩給金額分擔請求書ノ送付ヲ受ケタルトキハ翌年三月三十一日迄ニ其ノ分擔額ヲ當該經濟ニ交付スヘシ

第六條　府縣其ノ他國庫以外ノ經濟ハ國庫以外ノ他ノ經濟ニ對シ請求スヘキ恩給金額分擔額ヲ前年四月一日ヨリ其ノ年三月三十一日迄ノ間ニ於ケル恩給支給義務額ニ依リ調査シ仕譯書ヲ作成シ之ヲ恩給金額分擔請求書ニ添附シ毎年七月三十一日迄ニ分擔金額ノ請求ヲ受クヘキ經濟ニ送付スヘシ

第七條　國庫ト府縣其ノ他國庫以外ノ經濟トノ間又ハ國庫以外ノ經濟相互間ニ於ケル分擔ノ請求ヲ爲ストキ普通恩給、扶助料、一時恩給又ハ一時扶助料ノ裁定ヲ爲シタル官廳ハ裁定後直ニ普通恩給又ハ扶助料ノ分擔請求ヲ受クヘキ經濟ニ當該公務員ノ履歷書ヲ添附シ其ノ裁定ノ要項ヲ通知スヘシ（註、——の部分昭和九年四月一日前は「普通恩給又ハ扶助料」であつた。）

前項ノ場合ニ於テ國庫ニ對スル通知ハ內閣恩給局長ニ宛テ之ヲ爲スモノトス

第八條　內閣恩給局長以外ノ官廳カ國庫ヨリ支給スヘキ恩給ノ裁定ヲ爲シタルトキハ當該公務員ノ履歷書ヲ添附シ直ニ其ノ要項ヲ內閣恩給局長ニ通知スヘシ

內閣恩給局長カ國庫以外ノ經濟ヨリ支給スヘキ普通恩給又ハ扶助料ノ裁定ヲ爲シタルトキハ當該公務員ノ履歷書ヲ添附シ直ニ其ノ

要項ヲ當該經濟ニ通知スヘシ

第九條 前二條ノ規定ニ依リ通知シタル裁定ノ要項ニ變更ヲ生シタル場合ニ於テハ前二條ノ規定ニ準シ之ヲ通知スヘシ

年金タル恩給ヲ受クルノ權利消滅シタル場合亦前項ニ同シ此ノ場合ニ於テハ履歴書ノ添附ヲ要セス

（第十條乃至第十七條は納金に關する規定であるから玆に揭げず恩給法第五九條の說明の末尾に揭げた。）

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

左ノ勅令ハ之ヲ廢止ス

一　官吏遺族扶助法納金收入規則

一　府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法納金收入規則

一　明治四十五年勅令第七十一號

本令施行前內閣總理大臣以外ノ官廳カ裁定シタル國庫支辨ノ年金タル恩給、退隱料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノニシテ本令施行ノ際現ニ其ノ權利ノ存續スルモノニ付テハ當該裁定官廳ハ遲滯ナク裁定ノ要項ヲ內閣恩給局長ニ通知スヘシ

第九條ノ規定ハ前項ノ恩給、退隱料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノニ付之ヲ準用ス

附　則（昭和七年勅令第三七五號）

本令ハ昭和七年四月一日以後ノ裁定ニ係ル恩給ニ付之ヲ適用ス但シ昭和七年四月一日以後昭和八年一月三十一日迄ノ裁定ニ係ル增加恩給及一時金タル恩給ニ付履歴書ヲ添附スベキ場合ニ於テハ其ノ謄本ヲ添附スルヲ以テ足ル

大正一二年一二月七日內閣訓令第一號（改正昭和七年第一號、昭和八年第一號）

恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則ノ規定ニ依ル裁定要項通知書書式左ノ通定ム

恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則第七條ノ規定ニ依ル普通恩給、扶助料、一時恩給及一時扶助料竝ニ第八條ノ規定ニ依ル恩給裁定ノ要項通知ハ別記書式ニ依リ之ヲ調製スヘシ

附　則（七年第一號）

本令ハ昭和八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス（註、前記規則第八條第一項中「普通恩給又ハ扶助料」を「恩給」に改め第九條第二項中「普通恩給權又ハ扶助料權」を「年金タル恩給ヲ受クルノ權利」に改めたのに伴ひ「第七條及第八條ノ規定ニ依ル普通恩給又ハ扶助料」を「第七條ノ規定ニ依ル普通恩給及扶助料竝ニ第八條ノ規定ニ依ル恩給」に改め普通恩給及扶助料以外の恩給に付ても裁定要項を通知せしめることにしたのが七年第一號である。）

附　則（八年第一號）

本令ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ改正規定中一時恩給及一時扶助料ニ關スル部分ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

（註、恩給法改正に伴ひ遞職又は死亡前一年內の俸給年額を基礎とすることとし又同法施行令第四條の改正に伴ひ「第七條ノ規定ニ依ル普通恩給及扶助料」ヲ「第七條ノ規定ニ依ル普通恩給、扶助料、一時恩給及一時扶助料」に改め一時恩給及一時扶助料にも分擔を認めることとなつたのが八年第一號である。）

（別　記）

裁定要項通知書

退職當時ノ官職又ハ公務員トノ續柄	氏名	恩給總在職年	恩給金額 年 月圓	退職（死亡）前一年內俸給年額及最終俸給年額	勤務廳	事項	在職年數

退職當時ノ官職又ハ公務員トノ續柄	氏名	恩給總在職年	恩給金額 年 月圓	退職（死亡）前一年內俸給年額及最終俸給年額	勤務廳	事項	在職年數

勤務廳	恩給金額	退職ノ官職	勤務廳	恩給金額	退職ノ官職
在職年數	在職年數	氏名	在職年數	在職年數	氏名
退職年數（死亡及廢官前一年給俸年數除算）	月圓		退職年數（死亡及廢官前一年給俸年數除算）	月圓	

右通知ス

年　月　日

御中

廳

恩給金額分擔及國庫納金收入等事務取扱細則（大正一二年一二月七日大藏省令第三〇號）（改正昭和二年勅令第一號）（改正昭和九年勅令第五號）

第一條　恩給金額分擔及國庫納金收入等事務取扱規則第一條ニ規定スル恩給金額分擔請求通知書ハ別紙第一號書式ニ依リ仕譯書ハ第二號書式ニ依リ之ヲ調製スヘシ

恩給金額分擔及國庫納金收入等事務取扱規則第三條及第五條ニ規定スル恩給金額分擔請求書及仕譯書ハ前項ニ規定スル恩給金額分擔請求通知書及仕譯書ニ準シ之ヲ調製スヘシ

（第二條乃至第八條は納金に關する規定であるから茲に掲げず恩給法第五九條の說明の末尾に掲げた。）

附則

本令ハ恩給金額分擔及國庫納金收入等事務規則施行ノ日ヨリ之ヲ適用ス

左ノ大藏省訓令ハ之ヲ廢止ス

官吏遺族扶助法納金收入規則取扱順序

大正十一年大藏省訓令第二十三號

第一號書式

恩給金額分擔請求通知書

一金

右大正何年分恩給金額分擔及請求候條國庫ニ送付相成度別紙仕譯書添附及通知候也

年　月　日

何廳官職氏名宛

內閣恩給局長

第二號書式

何廳　恩給金額分擔請求仕譯書

（普通恩給、扶助料、一時恩給又ハ一時扶助料）何年分

摘要	金額	備考
	圓	
文官		
何某外何名ノ分	0	
軍人		
何某外何名ノ分	0	
警察監獄職員		
何某外何名ノ分	0	
教員職員		
何某外何名ノ分	0	
待遇職員		
何某外何名ノ分	0	
合計	0	

備考　仕譯書ハ普通恩給、扶助料、一時恩給又ハ一時扶助料ニ分チ之ヲ記載スヘシ

第十八條（地方經濟の納金及國庫交付金）

國庫ヨリ恩給ヲ給スルモ俸給ヲ給セサル公務員[1]ニ俸給ヲ給スル者ハ其ノ俸給ノ百分ノ$\frac{一}{二}$[2]ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ但シ府縣費ヨリ俸給ヲ給スル文官[3]、神宮司廳又ハ神宮皇學館ノ職員タル文官[4]、在外指定學校及國庫ノ支辨ニ屬スル地方費ヲ以テ維持スル公立學校ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

國庫以外ノ經濟ヨリ恩給ヲ給スルモ俸給ヲ給セサル公務員ニ俸給ヲ給スル者ハ其ノ俸給ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ其ノ經濟ニ納付スヘシ[5]

前項ノ經濟[6]ニ對シテハ國庫ハ前項ニ規定スル納金額ノ二分ノ一ニ相當スル金額ヲ交付ス

(1)　公立圖書館職員、公立中等學校教育職員等の如きである、而して是等の者に俸給を給する者は主として府縣である。

第一項の趣旨は俸給給與經濟は同時に恩給給與經濟たるべきであるから種々の理由に依り自ら恩給給與經濟たり得ぬ場合には少くとも其の俸給給與經濟から俸給を受ける者の納金と同額位の納金をさせようといふに在る。官國幣社の神職に付ては俸給は各神社經濟より給し國庫より給せぬから本條第一項の適用を受ける例である。

(2)　一〇〇分の一を二に增率したのは昭和八年法律第五〇號に依る第五九條の改正の結果中等教員等の納金は一〇〇分の一から二に增率されたから(1)の趣旨に基き經濟納金をも同率の一〇〇分の二に增したのである。

此の增率に付ては右法律第五〇號附則第四條に經過的規定がある。

(3) 地方官官制第二條に規定する府縣判任官、都市計畫地方委員會の職員にして官吏たるものは之に屬する（恩給法施行令第六條參照）。

(4) 神宮司廳、神宮皇學館の職員の官吏たる職員は其の俸給は直接に國庫より給するものには非ざるも（恩給法施行令第六條）其の俸給は事實上は國庫より給する金員に歸著する關係に在るを以て一般文官と同樣國庫納金を爲さしむるの要なしと認め之を除外することに改正したものである（神宮皇學館は內務省直轄の專門學校にして神宮司廳之を經營する）。

(5) 第二項の意味は國庫以外の或る經濟（A）より恩給を給せらるるも俸給は國庫以外の他の經濟（B）より給せらるるやうな公務員がある場合にはその「國庫以外の他の經濟」に當る經濟（B）は「國庫以外の或る經濟」に當る經濟（A）に俸給額の一〇〇分の一を納付すべき義務ありとのことである。主として市町村立小學校敎員の恩給に付て起る（Aが府縣Bが市町村）のであつて舊市町村立小學校敎員退隱料及遺族扶助料法（明治二三年法律九〇號）第一四條に類する規定である。

(6) 卽、前例A經濟に交付金を與へるのである。

〔例說一〕（一項）市立中等學校敎員に付本條第一項に依り爲すべき納金は公務員の受くる本俸の一〇〇分の二を市がその加俸の一〇〇分の二を縣が國庫に納付すべきである。

〔例說二〕市町村立小學校敎員年功加俸及特別加俸に對する納金は從來は市町村から納付したが恩給法施行後は第一八條第二項に依り小學校敎員加俸資金（縣特別經濟）から小學校敎員恩給基金（縣特別經濟）あるときは之に（第八九條參照）に納金すべきである。

〔例說三〕市町村立小學校敎員にして一年現役兵服役中の者に對する俸給は國庫の負擔に屬するが本條元來の「俸給ヲ給スル者」は市町村であるから此の者の俸給に對する本條の納金は市町村がなすべきである。

〔例說四〕第一八條第三項に依る國庫交付金は市町村納金（本俸に對する）と前記（例說二の）特別經濟納金（加俸に對する）との合計に對し二分の一を交付するのである。

本條に依る納金の手續は大正一二年勅令第四三九號恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則第一四條乃至第一六條及大正一二年大藏省令第三〇號恩給金額分擔及國庫納金收入等事務取扱細則第六條乃至第八條に規定されてゐる（條文は恩給法第五九條說明末尾に掲げた）。